

住生活安定向上施策 連携マニュアル

(案)



平成19年6月
住生活安定向上施策推進会議

はじめに

本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を目前に控え、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、昨年6月に住生活基本法が制定されました。

家族と暮らし、人を育て、憩い、安らぐことのできるかけがえのない生活空間である住宅は、人々の社会生活や地域のコミュニティ活動を支える拠点であるとともに、都市や街並みの重要な構成要素であり、安全、環境、福祉、文化といった地域の生活環境に大きな影響を及ぼすものです。

このような住宅で営まれる住生活を豊かなものとするためには、施策の推進に当たり、高齢者の介護、子育て世帯の支援、まちづくり、環境・省エネルギー、防犯など、住民生活に関わる分野と密接な連携を図っていくことが重要です。

国においても、住生活基本法で示された基本理念を踏まえ、関係省庁間の連携・協働をこれまで以上に進めるため、昨年10月に住生活安定向上施策推進会議を設置（参加府省：内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、林野庁、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、国土交通省）したところですが、人々の価値観やライフスタイルが多様化するなかで、地域における多様な居住ニーズに的確に対応していくためには、とりわけ地域の実情に精通した地方公共団体が主役となって、きめ細かな施策展開を図っていくことが求められています。

これまでも、各地方公共団体においては地域住民の住生活の質の向上に向けた様々な取組がなされているところですが、こうした取組をより一層促進していくため、住生活安定向上施策推進会議では、特に関連施策の連携を図りながら総合的な施策展開を進めることが期待される分野について、参考となる取組事例を紹介した「住生活安定向上施策連携マニュアル」を作成しました。

本マニュアルでは、地方公共団体において、住宅担当部局をはじめとする多様な住生活関連部局が相互に連携して実施している先進的な取組事例を中心に、先述した分野ごとに41の取組事例を解説するとともに、これらの取組事例において活用されている国の制度等を紹介しています。

本マニュアルが地方公共団体における部局間連携の契機となり、地域住民の住生活の質の向上に向けた創意工夫に富んだ施策展開の一助となれば幸いです。

平成19年6月
住生活安定向上施策推進会議

目 次

はじめに	1
I. 事例の概要	3
II. 事例紹介	
i 高齢者・福祉	8
ii 子育て支援	22
iii 環境・エネルギー	30
iv 林業・産業振興	40
v まちづくり	48
vi 防災	56
vii 防火	64
viii 防犯	70
ix その他	78
III. 制度紹介	
i 地域住宅交付金	87
ii まちづくり交付金	90
iii 地域介護福祉空間整備交付金	91
iv 地域支援事業	92
v 次世代育成支援対策施設整備交付金	93
vi 次世代育成支援対策交付金	94
vii 児童厚生施設等整備事業	95
viii 放課後児童健全育成事業	96
ix 総合設計制度	97
x 総合流域防災事業	98
IV. お役立ち情報リンク	99

I . 事例の概要

掲載事例一覧

分 野	自治体名	事例名称	頁
高齢者・福祉	岩手県	高齢者・障害者に対する住宅リフォームの相談及び情報の提供	8
	南相馬市	高齢者にやさしいすまいづくり助成事業・住宅改修支援事業	10
	横浜市	高齢者住替え促進事業	12
	川崎市	民間賃貸住宅へ的高齢者・障害者等の入居機会の確保及び居住継続の支援	14
	神戸市	公営住宅を活用した高齢者自立支援拠点（あんしんすこやかルーム）の設置	16
	福岡県	バリアフリーアドバイザー派遣制度等	18
	佐賀県	バリアフリー改修モデル住宅の展示・運営及び住宅相談	20
子育て支援	北海道、根室市	子育て支援に配慮した公営住宅団地の整備	22
	秋田県	既存施設・空き店舗等を活用したコンビニ型保健福祉サービスの提供	24
	墨田区	子育てしやすいマンションのPR・支援	26
	福井県	子育て者等の住まい確保	28
環境・エネルギー	岩手県	CO2削減効果を持つ環境にやさしい住宅の普及推進	30
	神奈川県	新エネルギーの導入促進	32
	川崎市	CASBEEを活用した建築物環境配慮制度	34
	福井県	太陽光発電等住宅設備設置促進事業	36
	大阪市	CASBEE大阪を活用した快適で環境に配慮した住宅・建築物の供給促進	38
林業・産業振興	滋賀県	びわ湖材提供による住宅における県産材の利用促進	40
	鳥取県	職人の技普及事業	42
	南あわじ市	淡路瓦屋根工事奨励金制度	44
	鹿児島県	「地材地建」の推進	46
まちづくり	茨城県	ユニバーサルデザインに配慮した全ての人にやさしいまちづくり	48
	白山市	まちなみ景観整備事業	50
	福井県	伝統的民家の保存及び活用の推進	52
	北九州市	市有地を活用した多世代共生型の複合施設整備	54
防 災	東京都港区	家具転倒防止対策促進事業	56
	神奈川県	大規模災害時の応急仮設住宅建設等に関する事前準備	58
	新潟市	生垣設置奨励助成制度	60
	新潟市	洪水ひなん地図とにいがた防災メール	62

掲載事例一覧

分野	自治体名	事例名称	頁
防 火	三沢市	住宅用火災警報器等の設置促進活動	64
	千葉市	要援護老人世帯への住宅用火災警報器の設置推進	65
	南アルプス市	地域住民への防火啓発活動	66
	滋賀県	高齢者単独世帯等に対する防火訪問	68
防 犯	神奈川県	神奈川県安全・安心まちづくり団体事業補助金	70
	横浜市	ハウスクエア横浜における住まいの防犯体験コーナーの常設展示	72
	岐阜県	防犯ドクターとの協働による住宅に対する防犯診断	74
	浜松市	自治会防犯灯の設置費補助	75
	沖縄県	沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度による防犯に配慮した住まいづくりの促進	76
その他	羽後町	羽後町定住促進奨励金制度	78
	飛騨市	田舎暮らし体験モデル住宅整備及び空き家住宅リフォーム補助事業	80
	神戸市	「すまいるネット」における総合的な相談・住情報の提供	82
	島根県	「職・住」一体の定住支援	84

II. 事例紹介

高齢者・障害者に対する

住宅リフォームの相談及び情報の提供

岩手県（人口139万人）

高齢者
・福祉

概要

高齢者・障害者が安心して住宅のリフォーム相談を行うことのできる環境を整えるため、高齢者等の相談に応じることができる建築士を「岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員」として登録。連絡先等を記載した登録名簿を公表している。

相談員はリフォーム事例の紹介や介護保険制度等の紹介を行う無料の一般相談のほか、現地調査やリフォーム計画案の作成、概算費用の算出等を行う有料の現地相談業務を行っている。

背景

岩手県は総世帯数の46%を高齢者世帯が占めるなど、高齢化が進行しており（高齢化率24%）、また、持ち家率が70%と高く、高齢者の居住する住宅のバリアフリー化が急務となっている。

高齢者や障害者は住宅のリフォームについての正確な知識・情報を得づらく、安心して相談できる相手が見つからないため、介護保険による住宅改修が可能となるまで、住宅のバリアフリーリフォームを行わないことが多いが、介護予防や既存ストックの有効活用の観点からは、より適切な時期に改修を行うことが望ましいところである。

このような状況を踏まえ、高齢者や障害者が安心して住宅リフォームの相談を行える環境を整えるため、「岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員登録制度」を平成17年12月に創設した。

岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員登録制度

1. 概要

「岩手県高齢者向け住宅リフォーム相談員登録制度要綱」（平成18年3月改正、4月施行）に基づき、高齢者・障害者がリフォーム改修等について相談できる建築士を相談員として登録し、その登録名簿を公表している。

2. リフォーム相談員の登録

【登録資格】

- ・岩手県内に居住又は勤務していること
- ・建築士（一級・二級・木造）の資格を有すること
- ・建築に関して10年以上の実務の経験を有し、現に主たる業務として建築の実務に従事していること
- ・申請の日から過去5年以内に法又はこれに基づく命令もしくは条例の規定による処分を受けていないこと
- ・高齢者向け住宅リフォーム相談員養成講習を受け、登録証の交付を受けること

【知事への申請・登録】

- ・相談員として登録を希望する者は、相談員登録申請書に建築士免許証の写しなど必要書類を添付の上、知事に申請。
- ・知事は、相談員を相談員台帳に登録（登録期間は5年間）し、相談員に登録証を交付。

※期間満了の際は再び講習を受けて、登録を更新できる。

3. 相談業務の概要

【一般相談業務（無料）】

- ・相談員登録制度の説明
- ・高齢者向けリフォームの事例等の紹介
- ・介護保険等の関連制度の紹介
- ・高齢者向け住宅リフォームの一般的な留意点の説明

【現地相談業務（有料）】

- ・現地調査及び依頼者等からの聞き取り
- ・簡易な高齢者向け住宅リフォームの計画案の作成
- ・リフォームに関する概算費用の算出
- ・リフォーム実施のための助言等



【制度紹介パンフレットと相談員名簿】

4. 利用資格等

【リフォーム相談の利用資格】

概ね60歳以上の者、身体上の障害がある者又はこれらの者と同居する者で、居住する住宅について、高齢者向け住宅リフォームを検討又は着手しようとする者

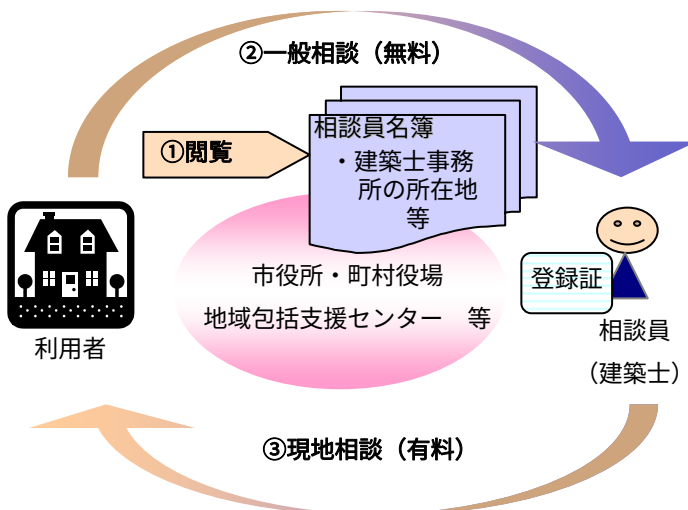
【相談方法】

公表された相談員名簿をもとに、利用者が直接相談員に連絡。

※有料の相談を受ける場合には、相談員は利用者に有料となる旨を予め説明し、了承を得る。

【名簿を閲覧できる場所】

- ・市役所、町村役場、振興局の福祉・建築担当窓口
- ・けんみん住宅プラザ（盛岡、みずさわ）
- ・各地域包括支援センター等福祉施設
- ・岩手県HP



【スキーム図】

5. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
…一般相談業務（無料）運営費用

実績・評価

【実績】

- 相談員登録数
 - ・平成17年度 227名
 - ・平成18年度 433名（全市町村に在籍）
- 制度の周知
県内全市町村及び振興局の住宅・福祉担当窓口と、地域包括支援センター等福祉施設180箇所に名簿と制度周知ポスターを配布

【評価】

県内各市町村に相談員を配備し、地域による相談体制の格差をなくすことができた。しかし、制度が新しいこと、この制度を必要としている高齢者まで情報が伝わりにくいことなどから、あまり活用されていないのが現状である。

今後は制度の周知活動を徹底し、気軽に活用できる相談体制を整備するとともに、介護保険に相談員制度を組み込むなど、積極的に相談員制度を活用し、効率的な住宅改修が行われるよう検討する必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	県土整備部 建築住宅課
関連部局	保健福祉部 長寿社会課

【連携のポイント】

相談内容が高齢者や障害者の居住する住宅に関することから、単なるバリアフリーだけでなく、福祉用具の設置など介護保険と強く関連した内容が相談の中心となる。

そこで、指定講習会のカリキュラムに、介護保険制度の説明や福祉用具・住宅改修の内容を盛り込むなど、福祉部局の協力を得ている。

また、相談員名簿の配布や、地域包括支援センター等福祉施設を中心に制度の説明会を行い、実際に相談を必要とする高齢者等だけではなく、高齢者と接する機会が多いホームヘルパーやケアマネージャーに対し、制度の周知とバリアフリー化の必要性を説いている。

問い合わせ先 & 関連HP

【関連部局】

- 岩手県県土整備部 建築住宅課
019-629-5934

【関連HP】

- 県HP
<http://www.pref.iwate.jp/^hp0608>

高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

高齢者
・福祉

・住宅改修支援事業 福島県南相馬市（人口7万2千人）

概要

介護予防の観点から高齢者の住宅改修を促進するため、介護保険認定において自立と判断され、介護保険の居宅介護住宅改修が適用されない高齢者に対し、住宅の改修費用の助成等を実施している。

また、高齢者による住宅改修の実施を支援するため、住宅改修に関する助言・相談、施工業者との連絡調整等を行う高齢者住宅改修指導事業を実施している。

背景

高齢者人口の増加に加え、介護保険制度の浸透等により、今後、介護保険サービスの一層の活用が見込まれる中、高齢者等が要介護・要支援状態に陥ることを予防する介護予防事業の推進は介護保険制度の持続的な運営を確保する上でも重要な課題となっており、地域における介護予防を効率的かつ効果的に進めるため、関係部局が連携した取り組みが求められていた。

南相馬市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

1. 概要

高齢者の自立した在宅生活の継続を促進するため、転倒等により要介護状態になることを防止するために自宅の住宅改修を実施する者に対して、住宅改修資金の助成を実施。

また、高齢者による円滑な申請を支援する観点から、助成金の申請に必要な理由書の作成に際して当該高齢者に代わってこれを作成する者に対し、市が一定の手数料を支給している。

2. 対象者

市長が住宅改修の必要性があると認める60歳以上の高齢者（介護保険法において要支援又は要介護と認定された者を除く）で、所得が児童手当所得制限限度額以下の者

【市長への申請に必要な書類】

- ・住宅改修理由書
- ・改修前の住宅状況を示す写真
- ・工事図面
- ・工事見積書
- ・所得証明書 等

3. 住宅改修費の助成

【補助率】

- ・助成対象者が現に居住している1住宅につき、住宅改修に要した費用の90/100に相当する額

【補助額（上限額）】

- ・18万円

【対象工事】

介護保険における居宅介護住宅改修費の支給対象となる住宅改修

- ・手すりの取り付け
- ・段差の解消
- ・滑りの防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え
- ・和式便器から洋式便器等への便器の取替え
- ・その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

【住宅改修の例】



＜手すりの設置＞



＜段差の解消＞

4. 住宅改修理由書の作成補助

【理由書を作成できる者】

- ・介護支援専門員
- ・作業療法士
- ・理学療法士
- ・福祉住環境コーディネーター（検定試験2級以上）
- ・その他これに準ずる資格として市長が認めたもの

【手数料の支給】

住宅改修理由書を高齢者に代わって作成した者には、1件の理由書につき、2,100円を支給。

5. 活用制度

なし※住宅改修補助については県単独事業として実施

南相馬市住宅改修指導事業

1. 概要

居室等の改良を希望する高齢者に対して、住宅改修に関する相談及び助言等を行う。（市は、必要に応じて事業の一部を事業者へ委託）

2. 対象者

【対象者】

- ・65歳以上で市内に住所を有し、高齢者向けに居室等の改良等を希望する者

【利用料】

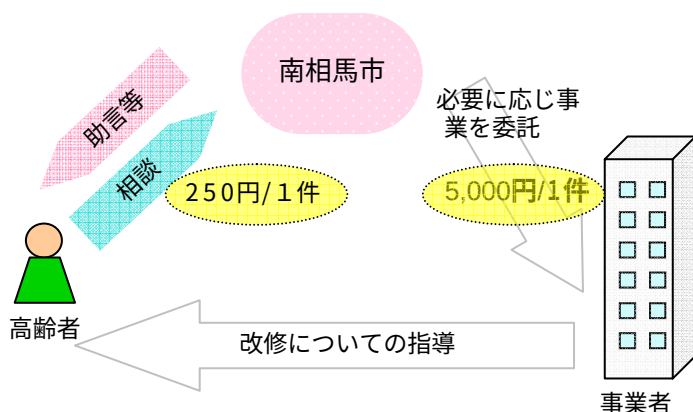
- ・1件のサービスにつき（2時間以内）250円

3. サービス内容

- ・住宅の改修に際し、利用対象者の居宅を訪問し、家屋の構造、高齢者の身体状況等を勘察して行う助言
- ・施工者の紹介及び改良内容についての業者への連絡及び調整
- ・施工後の評価及び利用対象者に対する指導
- ・その他住宅改良が円滑に行われるよう関係機関との連絡調整

4. 委託事業者への補助

- ・利用対象者に対する指導を行った事業者（二級建築士等）に対し、1件ごとに5,000円を支給。



【スキーム図】

実績・評価

【実績】

平成17年度実績

- ・住宅改修費助成 15件
- ・住宅改修理由書作成補助 14件

【評価】

住宅改修を希望する高齢者が年々増加していることから、今後は希望者と介護福祉専門員等との相談をもとに、真に改修が必要な事例について、適切な助成を行うことが必要となると考えられる。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	健康福祉部 高齢福祉課 小高区役所 健康福祉課 鹿島区役所 健康福祉G
関連部局	建設部 都市計画課

【連携のポイント】

住宅改修を希望する高齢者に対し、必要な助言・指導等を住宅部局が、改修費用の助成を福祉部局が行うことにより、高齢者にやさしい住まいづくりを総合的に支援している。

問い合わせ先

【問い合わせ先】

○建設部 都市計画課

0244-24-5251

高齢者住替え促進事業

高齢者
・福祉

横浜市（人口 361万人）

概要

ライフステージの変化等に応じた適切な住み替えを促進するため、高齢者に対する住替え相談・情報提供を実施。あわせて、高齢者の持ち家住宅ストックの有効活用を図るため、高齢者の所有する住宅を子育て世帯に転貸するモデル事業を実施している。

また、多様な高齢者向け優良賃貸住宅の供給を促進する観点から、一定の要件を満たす高齢者向け優良賃貸住宅の供給業者等及び福祉サービスの提供事業者の登録・公開を行い、両者の情報交流を促している。

背景

近年、横浜市では高齢化・小世帯化に伴い、郊外の戸建て住宅に単身又は夫婦のみの高齢者世帯が居住する状況がみられる（世帯主が65歳以上の世帯の持ち家率：77.6%）一方で、子育て世帯向けの賃貸住宅供給の不足から比較的狭い住戸に子育て世帯が居住（借家に居住する世帯人員5人以上の世帯で、最低居住水準未達率が20%超）するという、居住ニーズと住宅ストックとのミスマッチが発生し、既存ストックが十分活用されていない状況がみられる。

このため、福祉部局、住宅供給公社等と連携して、高齢者世帯の持ち家住宅ストックの有効活用を図るため、「高齢者住替え相談」、「住替え支援モデル事業」、「多様な高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業」の3つを柱とする高齢者住替え促進事業を平成18年度に創設し、市民がよりライフステージやライフスタイルに応じた居住を選択できるような環境づくりに取り組んでいる。

高齢者住替え相談

1. 概要

多様な居住ニーズに応じた高齢者の円滑な住替え等を支援するため、住宅供給公社内に設置した相談窓口において、高齢者住替え相談員による住替え等のアドバイスや高齢者向け住宅・施設の情報提供を行っている。

2. 主な相談内容

- ・高齢者の身体状態に応じた住替え等のアドバイス
- ・高齢者向け住宅・施設の種類や概要の解説
- ・収集した高齢者向け住宅・施設のパンフレット等による情報提供

3. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
…相談窓口の運営費、パンフレット作成費用 等

住替え支援モデル事業

1. 概要

高齢者向け優良賃貸住宅への住替えを希望する高齢者を対象に、当該高齢者が所有する住宅を横浜市住宅供給公社が借り上げ、子育て世帯に低廉な家賃で賃貸するモデル事業を実施している。

2. 事業利用対象者

【高齢者世帯】

以下の条件をすべて満たす者

- ①市内に在住する60歳以上の高齢者で、原則同居する者がいない又は同居する者が配偶者もしくは60歳以上の親族であること
- ②住替え先として横浜市高齢者向け優良賃貸住宅等を希望する者

【子育て世帯】

以下の条件をすべて満たす世帯

- ①市内に在住する3人以上の世帯（親族も含めた合計）で、構成員に18歳未満の者がいること
- ②一定の居住水準（3人世帯の場合：55㎡）未満の賃貸住宅に居住していること
- ③この事業を活用して高齢者世帯の提供する住宅へ入居することにより定められた居住水準（同上）を満たすこと
- ④入居する住宅提供者の三親等以内の親族がいないこと

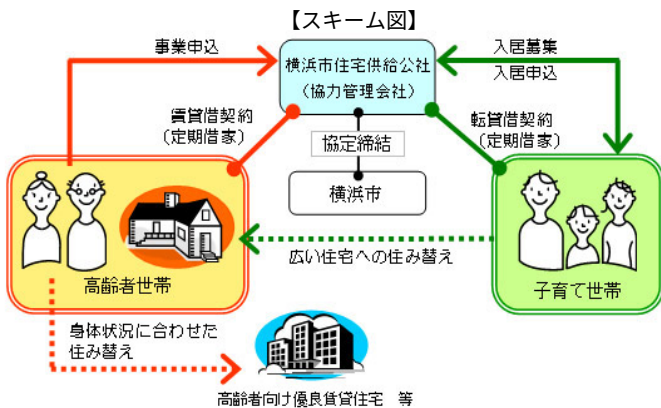
3. 対象となる住宅

以下の条件をすべて満たす住宅

- ①市内にある住宅であること
- ②現行の耐震関係規定に適合していること
- ③床面積が55㎡以上であること
- ④建築基準法令等に違反していないこと

4. 賃貸条件

- ・定期借家契約（契約期間は6年以上）
（ただし、高齢者世帯、協力管理会社及び子育て世帯の同意があれば、この限りではない）
- ・市場家賃の9割程度以下の転貸家賃であること



多様な高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業

1. 概要

一定の要件を満たす高齢者向け優良賃貸住宅の供給業者等及び福祉サービスの提供事業者等を登録・公開することにより、住宅供給事業者等とサービス事業者等との情報交流を促し、多様な高齢者向け優良賃貸住宅の計画づくりを促進している。

2. 登録要件

【サービス事業者等（団体）の要件】

- ・市内に事務所、活動場所等を有すること
- ・5人以上により組織されていること
- ・組織の運営に関する規約、定款等を有すること
- ・予算及び決算を適正に行っていること
- ・原則として1年以上継続して当該業務を行っていること

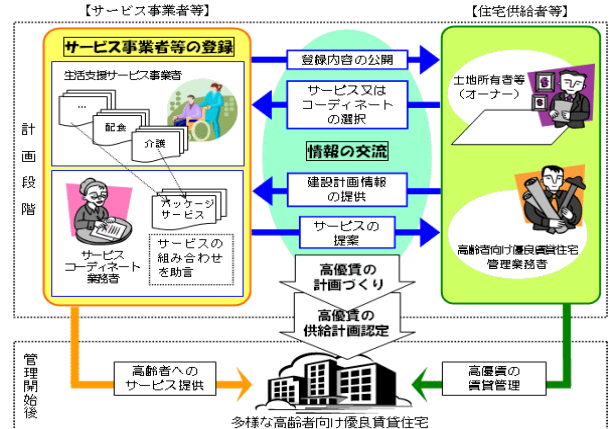
【サービス事業者等（個人）の要件】

- ・市内に在住し、又は在勤していること
- ・当該業務に関し1年以上の実務経験を有すること
- ・一級建築士資格又はケアマネージャー資格を有すること

【住宅供給者等の要件】

- ・賃貸住宅管理の経験があること
- ・賃貸住宅の管理業務を遂行するにふさわしい体制が整っていること
- ・経営状態が良好であること

【スキーム図】



実績・評価

【実績】

○高齢者住替え相談件数：126件（平成18年12月末）

【評価】

住替え希望者からは一定の相談を受けており、情報の提供を行うことができている。引続き各方面へのPRを行うなど市民に定着するよう事業の周知を図る必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	まちづくり調整局 住宅計画課
関連部局	健康福祉局 高齢健康福祉課 高齢在宅支援課 高齢施設課

【連携のポイント】

これらの制度の創設にあたっては、健康福祉局の関係課の参加を得つつ、具体の制度設計を行った。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

○横浜市まちづくり調整局 住宅計画課
045-671-3975

【関連HP】

- 市HP
<http://www.city.yokohama.jp/me/machi/housing/keikaku/sumikae/index.html>
- 市住宅供給公社
<http://yokohama-sumikae.jp/>

民間賃貸住宅への高齢者・障害者等の 入居機会の確保及び居住継続の支援

高齢者
・福祉

川崎市（人口 134万人）

概要

民間賃貸住宅を借りにくい状況にある高齢者・障害者・外国人等の入居の円滑化を図るため、民間賃貸住宅への入居機会の確保等を軸として制定した「川崎市住宅基本条例」に基づき、川崎市居住支援制度を創設。

高齢者・障害者のみならず、外国人やひとり親世帯、DV被害者等も対象として、入居支援（家賃保証）や居住継続支援（入居後のトラブル対応等）を行い、これらの者の居住の安定の確保を図っている。

背景

川崎市では、民間借家に居住する高齢者世帯や障害者が経年的に増加している一方で、公営住宅の新規供給の増加は見込めず、増加する高齢者・障害者世帯等に公営住宅のみで対応することは困難な状況にある。

一方、高齢者世帯等の中には保証人の確保などの要件を満たせば家賃支払い能力のある者もいることから、公営住宅については真に住宅に困窮する低所得者階層を対象とし、民間借家に居住できる者については、入居の円滑化などの支援が必要であった。

このような状況を踏まえ、民間賃貸住宅の入居機会が制約されるおそれのある高齢者・障害者・外国人等の民間賃貸住宅への入居機会の確保等を軸とした「川崎市住宅基本条例」を平成12年4月に制定。同条例に基づき、全国に先駆けて「川崎市居住支援制度」を創設した。

川崎市居住支援制度

1. 概要

高齢者、障害者、外国人、ひとり親世帯等を対象に、民間賃貸住宅への入居希望時に保証人が見つからない場合に保証人の役割を担うとともに、家賃の不払いや入居後の病気、事故等の家主が抱く不安を軽減し、入居機会の確保（入居保証システム）と安定した居住継続（居住継続システム）を支援する。

2. 支援制度の利用対象要件

【施策対象者】

以下の条件をすべて満たす者

- ・自立した生活ができること
- ・緊急時の連絡人がいること（原則として日本国内在住の親族）
- ・給与や年金、生活保護費など安定した収入があり、家賃等の支払いができる見込みがあること

【対象物件】

市内の宅地建物取引業団体に加盟・登録しており、当該制度の趣旨に賛同する協力不動産店が管理し、斡旋する民間賃貸住宅

3. 入居保証システム

利用者は保証会社が立て替えた家賃などをその保証会社に支払う。

【利用する際の条件】

- ・2年間の契約で月額の家賃と共益費を合わせた金額の35%を、不動産店を通じて支払う（2年に1度）。
- ・2年間の特約付家財火災保険を付保すること
- ・緊急時の連絡人（原則日本在住の親族）

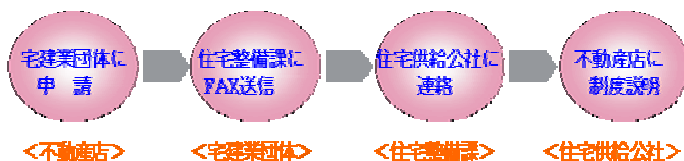
4. 居住継続システム

制度利用者に、病気、事故等が生じた場合、あるいは、言葉の違いによるトラブル等が発生した場合などに、川崎市、市関連団体、市民ボランティア団体等が様々な支援を実施する。これにより、家主が居住者の入居に際し、不安を感じる事項（死亡、行方不明、生活上のトラブル等）の解消に努め、入居者の居住継続を図る。

5. 制度の利用手続

- ①制度利用希望者は、川崎市居住支援制度についての説明を受け、制度の内容を十分に理解した上で、川崎市等から「協力不動産店リスト」を受領する。
- ②「協力不動産店リスト」をもとに各自で協力不動産店を訪問し、空き物件を探す（川崎市等は、物件の紹介を行わない）。
- ③「川崎市居住支援制度利用申込書」及び「保証委託申込書兼契約書」に必要事項を記載し、入居を希望する空き物件を管理する協力不動産店に提出する。
- ④保証会社の審査後、協力不動産店を通じて保証会社を通じて保証料を支払う。また、賃貸借契約や家財保険契約等を別途締結する。
- ⑤入居。

【協力不動産店登録の流れ】



6. 市、関連団体による支援事例

【家賃の滞納】

家主を中心として、川崎市まちづくり局住宅整備課や川崎市住宅供給公社、協力不動産店が連携して支払い計画の指導を実施。また、必要に応じて、区役所保健福祉センター等と連携し、生活相談等の助言を行い、福祉サービスを紹介。

【障害者の生活トラブル】

市と協定を締結した障害者団体等が入居者の生活見守り支援を実施（障害者の制度利用にあたっては、障害者団体等の支援が原則必要。ただし、軽度の障害の場合は支援団体がなくても利用可能）。

【外国人の言葉の違いによるトラブル】

家主からの依頼に応じて、（財）川崎市国際交流協会等を通じて通訳を派遣。

【死亡事故】

川崎市等が緊急連絡人（親族等）への連絡や家財片付け、身寄りのない場合の死亡手続きなどに協力して実施。

【行方不明】

川崎市等が緊急連絡人（親族等）との連絡など、捜索に協力。



【協力不動産店マーク】

実績・評価

【実績】

- 協力不動産店の登録数：190店舗
- 相談件数：784件（累計）
 - …高齢者451件、障害者115件、外国人91件、その他127件
- 制度利用件数：359世帯（累計、契約更新を含む）
 - …高齢者267世帯、障害者34世帯、外国人58世帯

【評価】

制度利用件数は年々増加しており、今後も継続して実施する必要がある。また、国土交通省が進めているあんしん賃貸支援事業との整合性を考慮し、制度の改正を含めた再構築を図っていく。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	まちづくり局 住宅整備課
関連部局	健康福祉局 企画課 高齢者在宅サービス課 疾病対策課 地域福祉課 保護指導課 障害福祉課 療育福祉課 精神保険課 こども家庭課 市民局 人権・男女共同参画室

【連携のポイント】

制度の検討段階から市内の宅地建物取引業団体や各対象者の民間支援団体、福祉関連部局と協議を重ねながら制度を構築した。

また、職員用の制度手続きマニュアルの作成・研修会の実施などにより福祉関連部局の窓口でも利用者に不動産店等を紹介できる体制を整備した。

さらに、関連部局と業務分担し、主に入居者への支援は関連部局が行い、貸主や不動産店への支援は住宅整備課が行っている。住宅部局が貸主及び不動産店の不安や負担を軽減することにより、高齢者等が民間賃貸住宅を借りやすい環境の整備を図っている。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

- まちづくり局 市街地開発部住宅整備課
044-200-2997

【関連HP】

- 市HP
<http://www.city.kawasaki.jp/50/50zyusei/home/kyojyu/kyoju1.htm>

公営住宅を活用した高齢者自立支援拠点 (あんしんすこやかルーム) の設置

高齢者
・福祉

神戸市 (人口 153万人)

概要

地域における新たな見守り活動の拠点を作るため、高齢化率の高い公営住宅の空き住戸等を活用し、地域包括支援センターの出先機関となる高齢者自立支援拠点（「あんしんすこやかルーム」）を設置。

同拠点には地域包括支援センターから派遣された見守り推進員が滞在し、近隣に居住する高齢者への見守り支援等を行っている。

背景

神戸市では、阪神・淡路大震災の発生以後、被災高齢者等の見守り活動を重点的に行うとともに、市内の地域包括支援センターに独自に見守り推進員を配置するなど、地域見守り活動を全市的に展開してきたところであるが、災害復興公営住宅を含む公営住宅では、一人暮らし高齢者や老老世帯等が増加し、高齢化率が40%を超える住棟も増えつつあり、超高齢社会を迎えるに当たり、新しい地域見守り活動の拠点づくりの推進が求められていた。

高齢者自立支援拠点 (あんしんすこやかルーム)

1. 概要

高齢化率の高い公営住宅（市営住宅・県営住宅）の空き住戸等を活用し（補助金適正化法に基づく目的外使用）、地域包括支援センターの出先機関となる高齢者自立支援拠点を設置。

地域包括支援センターから派遣された見守り推進員（社会福祉士、介護福祉士、ヘルパー等の有資格者）が滞在し、近隣に居住する高齢者への見守り支援等を行っている。



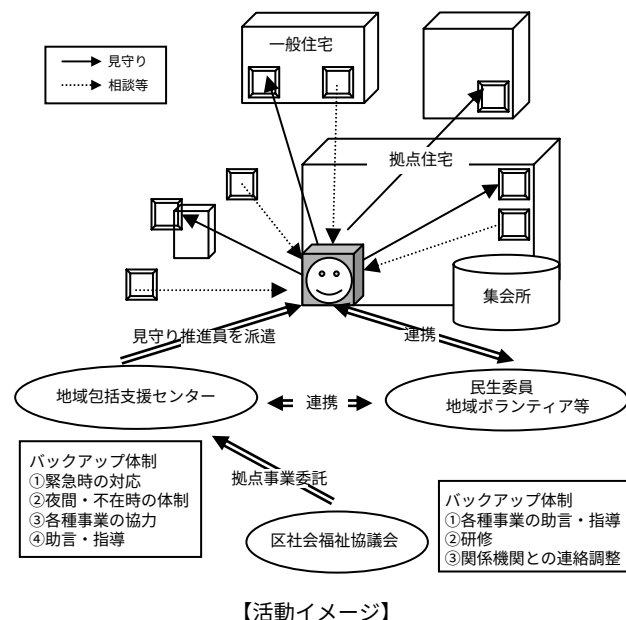
【あんしんすこやかルーム】

2. 業務内容

地域の民生委員や友愛訪問活動グループと連携しつつ、見守り推進員が近隣の一人暮らしの高齢者等を訪問し、安否の確認や閉じこもり防止のサポートを実施。

※役割分担としては、民生委員等が対象世帯を広く浅くカバーし、介護の必要性が高まってきた高齢者等を対象に、見守り推進員が福祉職の専門性を活かした支援を実施している。

また、一人暮らしの高齢者等について、地域住民間での見守りができるよう、集会所を活用して地域のコミュニティづくりを支援するとともに、介護予防支援の窓口として高齢者や家族の相談等に応じている。



【活動概要】

拠点を活用

- ①滞在型・巡回型見守り
- ②生活相談
- ③支援者との連絡調整
- ④緊急時の対応など
- ⑤コミュニティづくり支援（ご近所関係づくり）
- ⑥健康づくり支援（介護予防など）

集会所を活用

- ①仲間づくり・交流事業
 - ②ミニデイサービス・ふれあい喫茶 など
 - ③会食サービス など
 - ④健康づくり教室、健康相談 など
 - ⑤栄養教室、栄養相談 など
- ※地域住民等と協力して実施

3. 活用制度

- 補助金適正化法に基づく公営住宅の目的外使用
- 高齢者自立支援ひろば事業
…あんしんすこやかルーム開設費、運営費
- 地域介護・福祉空間推進交付金
…備品、室内設備等費用

実績・評価

【実績】

- あんしんすこやかルーム：市内2か所
- 見守り推進員：150名（ルームへは4名派遣）
- 訪問世帯数：200世帯（拠点住宅内）

【評価】

住宅内に見守りの拠点を設置したことにより、住民に安心感が生まれつつある。今後は、あんしんすこやかルームの機能充実を進めるとともに、戸別訪問やコミュニティづくりなど、これまでの見守りサービスに加え、自治会や民生委員などの地域住民やボランティアとともに、新たな地域見守りの拠点として、あんしんすこやかルームを展開していく。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	都市計画総局 住宅政策課
関連部局	保健福祉局 介護保険課

【連携のポイント】

今後の「あんしんすこやかルーム」の展開については、保健福祉局において、平成18年度に設置したモデル事業の有効性について評価・検証を行い、市営住宅における本来入居者の入居を阻害しないことに留意しつつ、都市計画総局と連携を図っていく。

問い合わせ先

【問い合わせ先】

- 都市計画総局 住宅政策課
- 078-322-5568

バリアフリーアドバイザー派遣制度等

高齢者
・福祉

福岡県（人口 506万人）

概要

高齢者等による円滑な住宅改修を促進するため、住宅のバリアフリーリフォームの企画段階において、建築士等の専門家から適切な助言を受けることができるよう、バリアフリーアドバイザーの無料派遣を実施。

また、バリアフリーリフォームに関する情報提供の一環として、「生涯あんしん住宅」において、高齢者向けの住宅バリアフリー改造に関する実際の改造例をわかりやすく展示・紹介している。

背景

福岡県では、（財）福岡県建築住宅センターの住宅機器展示場内において、高齢者に対しての住情報の提供の一環として展示コーナーを設けていたが、見学者から住宅改造に関する相談、特に直接自宅においての専門家による相談指導を求められるケースが多かったことから、平成8年バリアフリーモデル住宅として生涯あんしん住宅を建設するとともに、介護に係る専門家を自宅に派遣して適切なアドバイスを行う「バリアフリーアドバイザー派遣事業（旧・住宅改造アドバイザー派遣事業）」を創設した。

バリアフリーアドバイザー派遣制度

1. 概要

バリアフリーリフォームを行おうとしている高齢者等を対象に、自宅へ建築士等の専門家を派遣し、住宅改造が必要な箇所や施工方法・介護機器の利用などについて無料でアドバイスを行っている。

2. 派遣する専門家

建築士と作業療法士、または建築士と理学療法士のいずれかの組み合わせで施主を訪問し、アドバイスを行う。

【アドバイス項目】

- ・手すりのとりつけ位置や形状
- ・住宅改造が必要な箇所や施工方法
- ・リフトなどの介護機器の利用

【利用対象者】

下記の要件のいずれかを満たす者

- ①「福岡住みよか事業※」を含めた住宅改造資金助成事業対象者
- ②65歳以上の高齢者、障害者

※福岡住みよか事業…福岡県では、高齢者・障害者に配慮した住宅に改造しようとする者に対し、市町村と連携して、改造にかかる費用の一部を助成している。
（助成率1/2（助成上限額15万円／1件））

4. 活用制度

○地域住宅交付金（提案事業）

…アドバイザーの派遣費用等

生涯あんしん住宅

1. 概要

健康期から介護期（在宅ケア）にいたる住宅の変化について、改造経緯や事例を模型などを使ってわかりやすく展示した「生涯あんしん住宅」を設置。同施設内において、専門家による無料の住まい相談を実施している。



【生涯あんしん住宅】

2. 展示内容等

【モデルフロア：1階】

玄関、台所、居間、寝室、洗面・脱衣所、浴室、便所、階段の展示

【リフォームフロア：2階】

- ・改造事例コーナー：トイレ・浴室改造事例を展示
- ・取付事例コーナー：スロープや手すり・電気設備
- ・ドアノブなどの取付事例を展示

【改造事例コーナー】



【取付事例コーナー】



【関連HP】

- 県HP
<http://www.jutaku.pref.fukuoka.jp/>
- （財）福岡県建築住宅センター
<http://www.fkjc.or.jp/sumai/advice/index.html>

3. 住まいづくり相談

生涯あんしん住宅内において、常駐する相談員が、バリアフリー設備、費用等についての無料相談を実施している。

実績・評価

【実績】（平成18年度）

- バリアフリーアドバイザー派遣件数：60件
- 生涯あんしん住宅訪問者数：6,904人

【評価】

全国的な高齢化が進んでいる中で、「団塊の世代」が前期高齢者（65～74歳）となる10年後に向けて、住宅のバリアフリー化の需要が高まることから、バリアフリーアドバイザー派遣制度の一層の推進を図る必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	建築都市部 住宅課
関連部局	保健福祉部 高齢者福祉課

【連携のポイント】

生涯あんしん住宅における相談とあわせて、高齢者福祉課所管の福岡住みよか事業の対象者の自宅に、住宅課の実施する講習を受けたバリアフリーアドバイザーを派遣することにより、同制度を活用した住宅のバリアフリー改修の円滑な実施を促進している。

問い合わせ先＆関連HP

【問い合わせ先】

- 建築都市部 住宅課
092-643-3731
- （財）福岡県建築住宅センター 企画情報部
092-781-5169

バリアフリー改修モデル住宅の 展示・運営及び住宅相談

佐賀県（人口 86万人）

概要

高齢者の大半が居住する戸建住宅のバリアフリーリフォームの促進を図るため、戸建てのバリアフリーモデル住宅を展示し、住宅のバリアフリーについて実際に体験できる形で情報提供を行っている。

また、モデル住宅内において、建築士による無料住宅相談窓口を週2回設置するとともに、専門家による介護相談等を実施し、住宅と介護の両分野から様々な相談に対応している。

背景

佐賀県は、持ち家率が70.9%と高いことに加え、全国平均を6年ほど上回る早さで高齢化が進んでおり、全国平均と比較して戸建に居住する高齢者が非常に多いことから、バリアフリーなどの安全な居住環境の整備が急務である。

こうした現状を受け、佐賀県住宅マスタープランにおいては、「バリアフリーリフォーム推進プロジェクト」を重点プロジェクトの一つに位置づけ、その一環として平成14年より「バリアフリー改修モデル住宅」の展示等を行っている。

バリアフリーモデル住宅の展示

1. 概要

「住み慣れた我が家で家族とともに」をテーマに、バリアフリーモデル住宅（木造2階建）を建設・展示し、実際に見て触れて体験できる形で、バリアフリーリフォーム事例の紹介や各種機器・用具の情報提供を行っている。



【バリアフリーリフォーム事例】

2. モデル住宅開館日等

【開館日】

火曜日～日曜日（祝日・年末年始は休館）

【開館時間】

9：00～17：00

【入館料】

無料

3. 活用制度

○地域住宅交付金（提案事業）…モデル住宅の運営費

バリアフリーモデル住宅内での無料相談等

1. 概要

バリアフリーモデル住宅内において、建築士や介護福祉士等が住宅のバリアフリーや介護をはじめとする住宅に係る様々な相談に対応するとともに、モデル住宅を使った介護研修等を実施している。



【モデル住宅全景】

2. 建築士による無料相談

建築士が、モデル住宅において週に2回、来訪者の相談に無料で応じている。

【相談の内容】

- ・住宅（新築、増改築）の設計、施工、監理を行う建築士事務所を選択する際のポイント等について
- ・住宅のバリアフリー化等に係るコスト等について
- ・住宅の建設に係る契約、融資、税金における法的な手続きについて
- ・住宅建設に関するトラブルについて

3. 介護福祉士等による無料相談・介護研修等

介護福祉士、保健師、住環境福祉コーディネーター、看護師等の有資格者が来訪者の相談に無料で応じているほか、介護者の身体状況に応じた介護の方法等について研修を行っている。

【相談の内容】

介護者の身体状況に応じた住宅の設備等の使用・管理方法等について

【介護研修】

介護者の身体状況に応じた介護の方法等について、公的機関の職員や企業・一般の県民に対して定期的に研修を実施。

【その他】

入浴、料理などの生活体験（日帰り）

4. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
…住宅相談の委託料

実績・評価

【実績】

- バリアフリーモデル住宅の見学者数
 - ・平成16年度：3,931人
 - ・平成17年度：3,592人
 - ・平成18年度：3,968人
- バリアフリーモデル住宅内での無料相談件数
 - ・平成16年度：76件
 - ・平成17年度：60件
 - ・平成18年度：45件

【評価】

平成16年度から、建築士が現地に出向いて無料で相談に応じる「佐賀県安全住まいづくりサポートセンターによる出前相談」も実施しているため、窓口相談の件数は減少傾向にあるものの、依然として介護相談との連携は需要がある。今後は、窓口相談と出前相談の統合や連携が課題である。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	県土づくり本部 建築住宅課
関連部局	健康福祉本部 長寿社会課

【連携のポイント】

モデル住宅の建設・住宅相談を建築住宅課が行い、モデル住宅の管理運営・介護相談を長寿社会課が行っている。

問い合わせ先＆関連HP

【問い合わせ先】

- 佐賀県県土づくり本部 建築住宅課
0952-25-7165

【関連HP】

- 県HP
<http://www.pref.saga.lg.jp>
- 佐賀県安全住まいづくりサポートセンター
<http://homepage2.nifty.com/kshikai-saga/support/support.htm>
- (財)佐賀県長寿社会振興財団
<http://www.saganet.ne.jp/chouju/>

子育て支援に配慮した公営住宅団地の整備

子育て支援

北海道・根室市（人口 563万人）

概要

安心して子どもを生き育てることができる居住環境の形成を図るため、子育てに適した広さや設備等を備え、必要な子育て支援サービスを受けられる道営住宅を子育て支援住宅として整備。

建設地となる地元市町村と連携し、子育てに配慮した仕様の公営住宅等の整備を道が行い、子育て支援サービスの提供を市町村等が行っている。

背景

北海道では、子育て世帯が安心して子どもを育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境づくりを進めるため、平成17年9月に「北海道子育て支援住宅推進方針」を策定。住宅に困窮する子育て世帯に対する良質な住宅供給と子育て支援サービスの提供を併せて実施する道営子育て支援住宅の取組を行うとともに、市町村営住宅における整備の推進を図っている。北海道住生活基本計画（平成19年2月策定）においては、子育て支援住宅の普及推進を計画期間の前期5箇年に重点的に進める施策として位置づけている。

北海道子育て支援住宅

1. 概要

子育てに配慮した仕様の公営住宅として、入居者や地域の子育て世帯が集う集会所・広場を併設した「道営子育て支援住宅」を整備。集会所等を活用し、子育てアドバイザーによる子育て相談・援助等の子育て支援サービスを提供している。



【根室市であえ〜る明治団地】

2. 道、市町村の役割

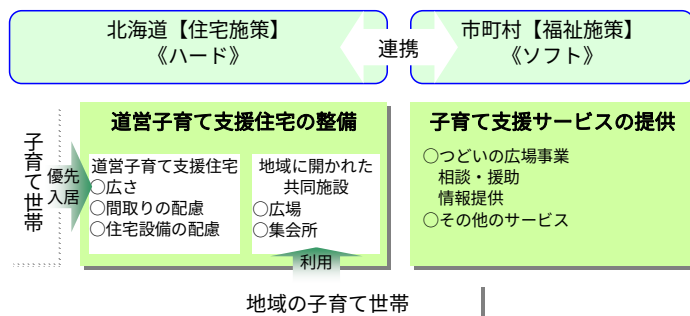
【道の役割】

- ①子育てに配慮した仕様の道営住宅の整備
- ②道営子育て支援住宅の入居者及び地域の子育て世帯が集う集会所、広場（子どもの遊び場）の整備

【市町村の役割】

- ①子育て支援道営住宅の入居者に対し、子育て支援サービスを提供

【道、市町村の役割】



3. 子育て支援住宅の仕様

【住宅の仕様】

- ①2LDKの標準プランを基本に子育てのしやすさに配慮した水回りなどの広さを確保
- ②主寝室の収納スペースを移動できるように配慮し、子どもの成長に応じた間取り・広さについて柔軟性を確保
- ③乳幼児の事故防止に配慮した設計とし、安全性を確保

【集会所の仕様】

集会所は、道営住宅入居者の利用や子育て支援サービスの提供の場としてだけでなく、地域における子育て支援の拠点としての機能を持たせている。

①子育て支援スペース

子育て支援アドバイザーが子育てに関する相談を受ける事務・相談スペースと道営子育て支援住宅の入居者や地域の子育て世帯のふれあいや交流に必要な広さを確保

②集会所スペース

入居者の各種コミュニティ活動を行うスペースとして、子育て支援スペースと一体的に利用できるよう整備（子育て支援スペースに併設）

4. 入居要件等

【入居要件】

以下の全ての要件を満たすこと。

- ①現に同居または同居しようとする親族のうち、1人以上が小学校就学前であること

- ②公営住宅法上の世帯の収入が26.8万円／月を超えないこと（裁量階層適用）
- ③現に住宅に困窮していることが明らかであること

【入居期間の制限】

道営子育て支援住宅は、子育て世帯向けの住宅として、入居対象要件に合致する新たな子育て世帯を継続的に受け入れていくため、以下のとおり入居期限を設定している。

- ①同居または同居しようとする小学校就学前の子ども（2人以上あるときは年齢が最も高い者）が12歳に達することとなる年度の3月31日まで
- ②入居時点において小学校就学前の子どもが2人以上いる場合や入居後の出産等により新たな子どもの誕生に備え、①の期限が到来した時点で12歳に達していない者がある場合には、当該子どもが12歳に達することとなる年度の3月31日まで延長可能。

○入居後の状態の変化が無い場合

A子	就学前						小学校						中学校		
	3歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
B郎															
	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年
入居	入居期限										延長	明渡			

○B郎と同居することとなった。（B郎が生まれた場合）

A子	就学前						小学校						中学校		
	3歳	4歳	5歳	6歳	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年		
B郎															
入居	入居期限										延長	明渡			

5. であえ～る明治団地の子育て支援サービス

【つどいの広場事業】

- ①子育て親子（概ね3歳未満の児童及びその保護）が気軽に集い、相互に交流を図るための常設の場の開設
- ②子育てに不安や疑問を持っている親等に対する相談、援助の実施
- ③子育て親子が必要とする身近な地域の様々な子育て支援に関する情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習の実施

【その他の支援・援助】

- ①子育てアドバイザー（保育士経験者・子育て経験者）の配置
- ②あそびの紹介、指導
- ③複数の親子で遊べる場の提供
- ④子育てサークル運営のアドバイスやリーダー研修等



【つどいの広場】

6. 活用制度

- 公営住宅整備事業等補助事業
- 次世代育成支援対策交付金（つどいの広場事業）等

実績・評価

【実績】

- 道営であえ～る明治団地（平成19年1月に入居開始）
 - ・一般住戸：51戸
 - ・子育て支援住宅：18戸

【評価】

開設後、一日平均20組程度の親子の利用が団地内外からあり、利用者から好評を得ている。

なお、道営子育て支援住宅はあくまでも公営住宅であり、集会所についても団地自治会の利用に配慮し、面積や設備も過大とならないよう留意している。そのため建設地市町村の十分な理解が必要である。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	建設部 住宅局住宅課
関連部局	根室市保健福祉部 社会保育課

【連携のポイント】

道営子育て支援住宅における子育て支援サービスは、建設地となる市町村などが実施することとなっているため、地域に関係者で構成する協議会を設置し、計画段階から具体的な整備内容や運営内容について、協議を進めながら事業を実施している。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

- 北海道 建設部 住宅局 住宅課
011-231-4111

【関連HP】

- 県HP
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/jtk/>

既存施設・空き店舗等の活用した

コンビニ型保健福祉サービスの提供

秋田県（人口 114万人）

概要

高齢者や小さな子どものいる者等が、地域の身近な場所で日常的に適切な保健福祉サービスを利用できるよう、既存施設や空き店舗等を活用し、保健福祉サービスの提供拠点の整備を行う市町村に対して、施設の整備費用の一部を助成。

整備した拠点については、市町村又は社会福祉法人等が活用し、複数の対象者に複数の保健福祉サービスを提供する「コンビニ型保健福祉サービス」の提供を行っている。

背景

高齢化の進行や核家族などにより家庭での介護能力が低下している一方で、多くの高齢者や障害者は住み慣れていた地域で暮らすことを望んでおり、いつでも身近なところで気軽に各種保健福祉サービスを利用できる環境を整備することが求められている。

このような状況を踏まえ、平成12年度に策定した「あきた21総合計画」において「みんなが安心して活躍できる健康長寿社会の実現」を目標に、その実現に向けた施策として「身近で気軽に利用できる福祉サービスの提供」を掲げ、平成13年度からコンビニ型保健福祉サービス拠点施設を整備支援を行っている。

コンビニ型保健福祉サービスの拠点整備

1. 概要

地域の身近な場所で、「いつでも」「誰でも」「何でも」適切な日常の保健福祉サービスを利用できる使い勝手の良い保健福祉サービスの拠点整備を促進するため、市町村が既存の公共施設・社会福祉施設・空き店舗等を活用し、保健福祉サービス提供の拠点施設とする場合、その整備費用の一部を補助している。

2. 補助要件等

【補助要件】

- ①対象施設が町部や集落内のアクセスしやすい所にあること
- ②多機能福祉の観点から、複数の対象者に複数の保健福祉サービスが提供されること。（2種類以上）

【対象施設】

- ・小・中学校の空き教室
- ・空き店舗 等

【補助対象工事】

バリアフリー改修、トイレ改修、給湯・冷暖房の取付工事 等

【補助額】

上限200万円（補助率：県1/2、市町村1/2）

3. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）等
- …施設整備費補助

コンビニ型保健福祉サービスの提供

1. 概要

保健福祉サービス提供の拠点として整備された施設を活用し、市町村又は市町村の委託を受けた社会福祉法人等が、複数の対象者に複数の保健福祉サービスを提供する「コンビニ型保健福祉サービス」の提供を行っている。



【子育て支援ルーム】

2. サービス事業例

- ・育児講座の開催や育児サークルに対する支援
- ・乳幼児を抱える母親の交流の場の提供
- ・子どもの遊びや学びの場の提供
- ・地域の人々との交流事業の実施
- ・高齢者やボランティアを活用した、地域に伝わる遊びや文化の伝承
- ・健康・生きがい等に関する相談の実施

- ・教養・趣味講座の開催
- ・要援護者を支える家族等の交流の場の提供
- ・高齢者と子どもの世代間交流事業の実施
- ・地域の保健福祉に関する各種情報提供
- ・ボランティア活動の拠点としての活用その他地域の実情に応じた柔軟かつ多様なサービスの提供
- ・地域住民を対象とした軽スポーツの講習会の開催

3. 活用制度

- 放課後児童健全育成事業
…放課後児童クラブ運営費
- 地域支援事業交付金
…介護予防事業等

実績・評価

【実績】（平成18年度末）

- ・コンビニ型保健福祉サービス拠点施設：64施設

【評価】

県では平成22年度までに各中学校区に1施設を目安に、計136箇所を整備することを目標としているが、市町村の関心が高く、平成13～17年度までに58箇所の拠点が設置されるなど、当制度を活用した拠点施設の整備については一定の成果を得ている。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	健康福祉部 福祉政策課
関連部局	建設交通部 建築住宅課

【連携のポイント】

事業の立案、実施主体の採択、事業の予算化については福祉政策課が行い、地域住宅交付金に係る事務処理等は建築住宅課で行っており、主に予算編成時や交付金の要望時に連携を図り、事業の円滑な運用に努めている。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

- 秋田県健康福祉部 福祉政策課
018-860-1316

【関連HP】

- 県HP
<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1151634421452/files/h18gyoumugaiyou.pdf>

子育てしやすいマンションのPR・支援

子育て支援

東京都墨田区（人口 23万人）

概要

安心して子育てのできる住まい・居住環境の形成を促進するため、ハードとソフトの両面で子育て世帯に配慮されたマンションを「すみだ子育て支援マンション」として認定。

認定マンションについては、その旨の表示を行いPRすることができるほか、入居者に対して子育て支援サービスを提供するとともに、事業者に対して子育て支援用の設備の整備補助を行っている。

背景

墨田区では、平成9年以降人口はほぼ横ばいの状況が続き、年少人口の減少と高齢者の増加が進行するなか、社会的増減では20歳代前半の転入と、30～40歳代の子育て世帯の転出が多くなった。

このため、平成13年度改定の「第3次墨田区住宅マスタープラン」では、「あらゆる世代が安心して住み続けられる住まいの実現」の目標のもと、基本施策の一つに「子育て世帯への支援」を位置づけ、「子育て支援型集合住宅の認定・補助制度」を重点事業として推進していくこととした。

すみだ子育て支援マンション認定制度

1. 概要

墨田区内に供給される集合住宅のうち、特に子育てに配慮したものを「すみだ子育て支援マンション」として認定（有効期間3年）し、キッズルームやプレイロットの整備費補助、子育て相談員等の派遣、子育て活動への支援を行っている。

2. 認定要件

区内において供給され、かつ、以下の要件をすべて満たすマンションであること。

- ①耐火構造で、6戸以上の独立した住戸を有すること
- ②占有面積55㎡以上の住戸が全体の住戸数の3分の2以上（高齢者円滑入居賃貸住宅の場合は2分の1以上）であること
- ③2階建て以上の住宅にあってはエレベーターを設置していること
- ④賃貸又は新規に分譲されるものであること
- ⑤法令に違反していないこと
- ⑥「設計(建設)住宅性能評価書」を取得すること
- ⑦「すみだ子育て支援マンション」の39項目の認定基準のうち一定以上の数の基準をクリアすること

3. 子育て支援用施設の整備補助

「すみだ子育て支援マンション」として認定を受けたマンションの建設業者のうち、共用部分に①・②の施設を整備する事業者に対しては、下記の基準を満たすことを要件に、補助金を交付している。

【補助要件】

①キッズルーム

（補助金額：100万円、床暖房設置で50万円追加）

住民等の自主運営によって共同育児活動の場に供するキッズルームの整備：床面積が20㎡以上あること、遊具の収納及び便所を備えたものであること

②プレイロット

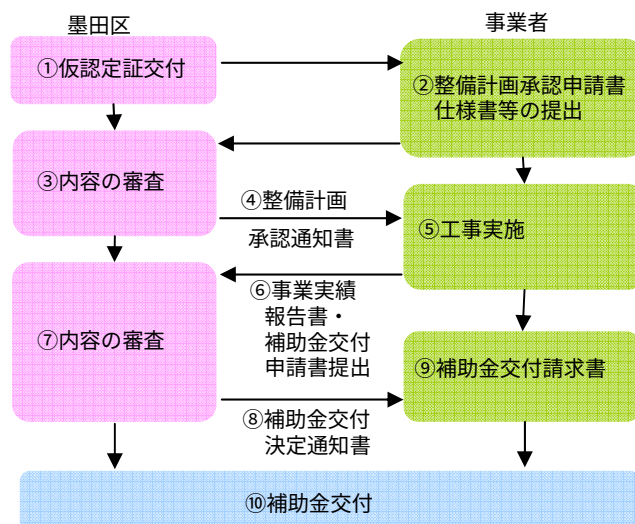
（補助金額：50万円）

プレイロットの整備：面積が40㎡以上あること、児童が安全に遊ぶことができるよう区画されていること、舗装部分については透水性であること



【キッズルームとプレイロット】

【補助金交付の手続き】



4. 認定マンションにおける子育て支援等

認定を受けたマンションについては、認定の効力期間（3年間）中に、区から情報提供を中心とした次のような支援を、居住者からの要望に基づいて受けることができる。

- ①子育て相談員等の派遣
- ②子育てグループ活動への支援
- ③区職員による「リクエスト講座」の派遣 等

5. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
…キッズルーム等整備補助

実績・評価

【実績】

- 認定マンション：9棟（うち1棟は仮認定）
（平成15年1月開始）

【評価】

区が子育てしやすいマンションを認定する制度を創設したことで、一定の品質を確保した住宅の供給を促進している。また、「子育てにやさしい」住まいは「高齢者にもやさしい」ことから、多世代同居の住環境とコミュニティの形成の促進に貢献している。

今後は、ソフト支援実施にあたっての連携体制の確立や、再認定基準の明文化等が課題である。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	都市計画部 住宅課
関連部局	福祉保健部 厚生・児童課 子育て支援課 福祉保健部 保健衛生担当保健計画課 都市計画部 開発調整課 建築指導課 教育委員会 生涯学習課

【連携のポイント】

認定審査会はハード・ソフトの両面を審査することから、ハード面は都市計画部、ソフト面は福祉保健部の関係課長が審査委員となっている。

また、認定基準項目の検討にあたっては、集合住宅で子育て経験のある庁内職員のグループインタビューを実施した。

認定後の支援についてはソフト中心となるため、福祉保健部関係課、生涯学習課及び住宅課で構成する連絡会を設置している。

問い合わせ先＆関連HP

【問い合わせ先】

- 都市計画部 住宅課
03-5608-6215

【関連HP】

- 区HP
http://www.city.sumida.lg.jp/matizukuri/zyuutaku/kosodate_mansion/index.html

概要

子育て世帯の住まい確保に対する支援策として、未就学児がいる世帯に対し、県の公営住宅の入居収入基準について要件を緩和するとともに、空き家募集時には子育て関係課と連携し、各市の福祉事務所等を通じて母子家庭等への情報提供を実施している。

また、子育て世帯を対象に、良質な住宅の取得を支援するため、福井県住宅供給公社の宅地分譲について、購入価額の一定割合を減額する「子育て者等宅地購入支援制度」を設けている。

背景

全国的に少子化への対応が求められる中、福井県では、平成17年の合計特殊出生率が全国で唯一上昇しており、子育て世帯の住まいに対する支援策を推進し、少子化への取組をさらに進めていくこととしている。

また、3世代同居率（一般世帯の21.6%）も全国2位と高く、家庭・地域が担ってきた子育てを支えあう機能を活かし、身近な子育て相談や子育てへの手助けなど、家庭と地域が協力して子育てを支える環境づくりに取り組んでいる。

福井県営住宅の収入分位引き上げ

1. 概要

未就学児がいる世帯を対象に、県の公営住宅の入居収入基準について収入分位を40%まで引き上げる（月額268,000円以下）とともに、空き家募集時には子育て関係課へ連絡を行っている。

2. 子育て関係課への連絡

県営住宅に空きが出た場合、建築住宅課から子ども家庭課に文書で連絡。子ども家庭課は、各市の福祉事務所・家庭福祉センター等に事前に文書で通知し、母子家庭等に優先的に空き家の情報提供を行っている。



【県営住宅】

子育て者等宅地購入支援制度

1. 概要

福井県住宅供給公社が行う宅地分譲において、子どもがいる世帯等を対象に、購入価額の一定割合を減額している。（平成18年10月に創設）

2. 要件等

【減額要件】

下記の要件のいずれかを満たすこと。

- ①18歳未満の子どもを2人以上有する者が購入すること
- ②団地の同一小学校区内において「3世代近居」（3世代に18歳未満の者を含むこと）となる者が購入すること

【減額率】

土地代の20%

【花乃杜ハイツ】

宅地は平均88坪、道路幅もゆったりとしている。
子どもたちが安全に遊べる公園も整備。



【あけぼの団地（分譲中）】



実績・評価

【実績】（平成18年度）

- 子育て者等住宅地購入支援制度による宅地販売数
：3区画（花乃杜ハイツ、自由が丘あけぼの団地）

【評価】

子育て世帯を対象に、県営住宅への入居や、住宅供給公社宅地の取得を容易にすることで、少子化対策への取組みが進められている。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	土木部 建築住宅課
関連部局	福井県 住宅供給公社

【連携のポイント】

住宅供給公社は、建築住宅課所管の公営住宅の管理代行を行っている。（H18～）

建築住宅課は、住宅施策の一つとして「親子近居」の促進を掲げ、住宅供給公社が制度を創設・運用し近居の具体化を推進している。（H18～）

問い合わせ先＆関連HP

【問い合わせ先】

- 土木部建築住宅課
0776-20-0505

【関連HP】

- 福井県住宅供給公社HP
<http://www.mitene.or.jp/~fuku-jyu/yuguseido.html>

CO₂削減効果を持つ環境に

やさしい住宅の普及推進

岩手県（人口 139万人）

環境
エネルギー

概要

住宅に係るCO₂排出削減対策を推進するため、一定の技術基準等を満たす環境共生住宅の新築に対して補助を実施。あわせて、技術基準を満たしたモデル住宅を建設・展示し、環境共生住宅の普及等を図っている。

また、県産木材を利用した住宅の建設や住宅への新エネルギー機器の導入に対して補助制度を設け、環境にやさしい住宅の普及促進施策を総合的に実施している。

背景

岩手県は、総合計画（平成11年策定）において、「環境共生」を目標のひとつに掲げており、部門計画（住宅・土木基本計画）において「環境共生、美しい県土」の実現を目指している。

また、知事のマニフェストを政策化した「誇れるいわて40の政策」では、「環境首都を目指す環境先進県」を重点施策として位置づけ、その具体的な政策として住宅の省エネルギー化、新エネルギーの導入等を推進している。

いわて環境共生住宅普及促進事業

1. 概要

CO₂排出抑制効果を持つ高断熱化仕様（次世代省エネルギー基準）を採用した住宅、または、一定量のCO₂の削減が推計される住宅の新築に対して補助を実施している。

2. 要件等

【要件】

「いわて環境共生住宅技術基準」に適合する新築住宅で、次の①及び②を満たすこと

- ①次世代省エネルギー基準を満たす住宅、または県が指定する計算方法により一定以上のライフサイクル二酸化炭素量を削減する効果のある住宅
- ②延べ面積が80㎡以上280㎡以下である戸建住宅（延べ面積の2分の1以上が住宅専用である併用住宅を含む。建売住宅は除く）

【補助額】

10万円（定額）／1戸

3. いわて環境共生住宅技術基準

【必須要件】

- ①省エネルギー（断熱・気密）性能
- ②耐久性
- ③立地環境への配慮（水・緑・まちなみ）
- ④健康・快適への配慮（バリアフリー・ホルムアルデヒド対策）

【推奨要件】

地球環境の保全、周辺環境との調和、居住環境の健康・快適性 等の条件から選択

4. 環境共生モデル住宅

岩手県住宅供給公社がモデル住宅（いわて・環境共生住宅「地熱利用の家」）を建設し、「いわて環境共生住宅技術基準」の普及と、良質な住宅を取得する上で必要な知識や情報を実際のモデル住宅の展示を通して提供する。（H19年3月で公開終了）



【地熱利用の家】

5. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
…いわて環境共生住宅普及促進事業

木の香る環境共生住宅促進事業

1. 概要

「いわて環境共生住宅技術基準」に適合し、県産木材を使用した住宅の建設に対して補助を実施している。

2. 要件等

【要件】

次の①②を満たすこと

- ① 県産木材（岩手県産材証明制度または森林認証制度により認証を受けた木材）を1戸当たり10㎡以上使用する住宅
- ② 延べ面積が80㎡以上280㎡以下である戸建住宅

【補助額】

県産木材使用量1㎡あたり2万円を乗じて得た額に相当する以内の額。（上限は40万円）

クリーンエネルギー導入促進事業

1. 概要

住宅用新エネルギー機器を導入する住宅に対して補助を実施している。

2. 要件等

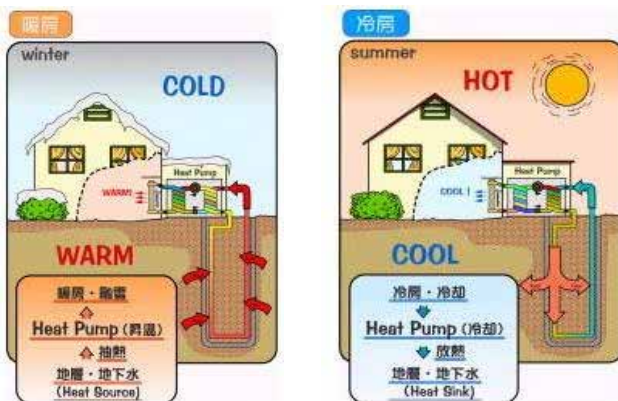
【要件】

次の①及び②を満たすこと

- ① 県内に居住し、または居住するための新築または既存の戸建住宅であって、延べ面積が80㎡以上280㎡以下である住宅に、未使用の新エネルギー機器を導入すること
- ② 導入する新エネルギー機器が、太陽光発電システムまたは地中熱利用ヒートポンプシステムであること

【補助額】

5万円（定額）／1システム



【地中熱利用ヒートポンプシステムのイメージ図】

実績・評価

【実績】

○いわて環境共生住宅普及促進事業

- ・平成15年度 42戸
- ・平成16年度 140戸
- ・平成17年度 155戸

○木の香る環境共生住宅促進事業

- ・平成15年度 32戸
- ・平成16年度 69戸
- ・平成17年度 51戸

○クリーンエネルギー導入促進事業

- ・平成15年度 148件
- ・平成16年度 123件
- ・平成17年度 127件

【評価】

H15～H17年度の3年間のプロジェクトとして事業を実施。いわて環境共生住宅技術基準の普及に大きく貢献した。特に県産木材利用については、これを機に多くのハウスメーカー等が県産木材を利用するようになった。また県民の意識についても、環境共生や地産地消、ロハスの考えを、住宅にも浸透させることができた。

関連部局・連携のポイント

【担当部局】

担当部局	県土整備部 建築住宅課
関連部局	農林水産部 流通課 環境生活部 資源エネルギー課

【連携のポイント】

申請手続きを簡略にするため、受付窓口及び審査業務を各振興局建築指導課に統一。予算上は3つの事業となるが、各課が連携し、手続きを一本化することで、申請者の負担を軽減させるとともに、効率的な周知活動を行っている。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

○県土整備部 建築住宅課

019-629-5934

【関連HP】

○県HP

<http://www.pref.iwate.jp/~hp0608/>

新エネルギーの導入促進

環境
エネルギー

神奈川県（人口 885万人）

概要

新エネルギー設備の導入を促進するため、新エネルギー導入等の実績があり、具体的・実践的なノウハウを持つNPO等に委託し、導入の適否、規模、費用等について情報提供や個別・具体的なアドバイス、コーディネート等を実施している。

背景

神奈川県では、平成9年3月に「神奈川県クリーンエネルギー活用基本方針」、平成15年3月に「かながわ新エネルギービジョン」を策定し、新エネルギーの導入促進に取り組んでおり、県民の新エネルギー導入への関心も低くはないが、ビジョンにおける目標を達成するほどには実際の導入が進んでいないのが現状である。

県が実施したアンケートにおいては、太陽光発電導入にあたっての障害として、費用が高額であることが挙げられており、このような状況を踏まえ、新エネルギー導入に関する情報の提供等を推進するため、平成15年度から「新エネルギーアドバイザー事業」を実施している。

新エネルギーアドバイザー事業

1. 概要

新エネルギー導入等の実績があり、具体的・実践的なノウハウを持つNPO等に委託し、客観的かつ公平な観点から、導入の決定に必要な情報の提供や導入手順等についての個別・具体的なアドバイス、コーディネート等を行っている。

【かながわ新エネルギービジョンで対象としている新エネルギーの種類】

タイプ	種類	エネルギー源	利用形態
自然エネルギー	太陽エネルギー	太陽光・太陽熱	発電・熱利用
	風力エネルギー	風	発電
	小水力エネルギー	河川・上水など	発電
	バイオマスエネルギー	間伐材・エネルギー作物など	発電・熱利用
	未利用エネルギー	河川温度差	熱利用
リサイクルエネルギー	廃棄物エネルギー	焼却ごみ	発電・熱利用
	バイオマスエネルギー	家畜排泄物、生ごみ、下水汚泥、木くずなど	発電・熱利用
	未利用エネルギー	工場排熱・下水等温度差	発電・熱利用
新利用形態エネルギー	クリーンエネルギー自動車	石油・天然ガス DME(ジメチルエーテル)など	動力利用（高効率化）
	天然ガス コージェネレーション	天然ガスなど	発電・熱利用（高効率化）
	燃料電池	石油・天然ガスなど	発電・熱利用（高効率化）

2. 委託先のNPO等の条件

- ① 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む特定非営利活動法人、又は法人格を持たない団体であること。
- ② 新エネルギー導入に対するアドバイス・コーディネートや実際の導入等の実績があり、具体的・実践的なノウハウを有すること。
- ③ 特定の事業者の製品や、特定の事業者の工事等を推奨することなく、客観的かつ公平な観点から情報提供及びアドバイス・コーディネートを行えること。等

3. 取組内容等

問い合わせに対して情報提供、アドバイス・コーディネートを行うだけではなく、セミナーの開催による情報提供や、イベントへの出展等による問い合わせ機会の確保も行っている。

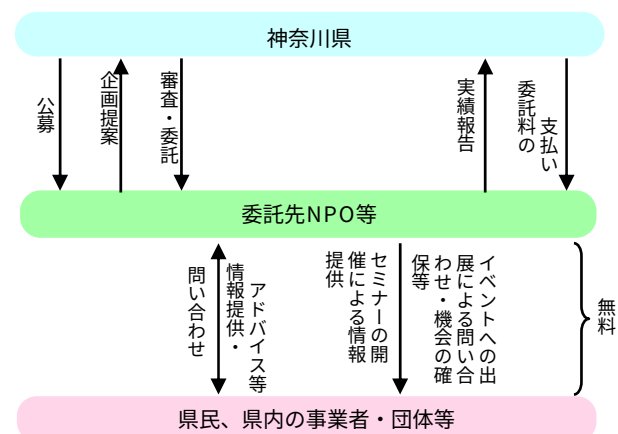
【アドバイス等の対象者】

県民及び県内の事業者・団体等
（企業、学校、自治体など）

【費用】

無料

【スキーム図】



実績・評価

【実績】

○ 情報提供、アドバイス・コーディネート件数
（括弧内は設置完了の件数で内数）

- ・ 平成15年度：40件（1件）
- ・ 平成16年度：35件（3件）
- ・ 平成17年度：59件（5件）
- ・ 平成18年度：52件（6件）

【評価】

本事業は、神奈川県内に先駆性、専門性や行動力を持った多数のNPO等が存在していることが、事業成立の背景になっている。

今後は、委託先NPO等のアドバイス等が適切かどうか、事業の効果等の客観的な評価の実施が課題であり、事業の効果の把握については、事業利用者に満足度調査を行うなど効果検証の方法を検討している。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	環境農政部 環境計画課
関連部局	神奈川県内に活動拠点を有するNPO等(法人格の有無は問わない)

【連携のポイント】

委託先は、NPO等が持っている力を発揮し、効果的に実施できるように、条件に基づき実施方法等を提案する公募方式による選定としている。

また、業務の実施にあたっては、県と委託先で十分な意見交換を行うこととしているが、次の事項を遵守するように書面を取り交わしている。

- ①個別案件の経過を含めた全体を把握している管理責任者を置く。
- ②単なる情報提供で終わることなく、新エネルギー導入を促す個別・具体的なアドバイス・コーディネートを行う。
- ③特定の事業者の製品や、特定の事業者の工事等を推奨することなく、問い合わせ等をしてきた方の希望を勘案し、客観的かつ公平な観点から効果的なものが導入できるような情報提供及びアドバイス・コーディネートを行う。
- ④適切な情報提供及びアドバイス・コーディネートが実施できるように、新エネルギーに関する最新の情報収集などに努めるものとする。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

○環境農政部 環境計画課

045-210-4076

【関連HP】

○県HP（新エネルギーアドバイザリー事業）

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kankyokeikaku/energy/advice/index.html>

CASBEEを活用した建築物環境配慮制度

環境
エネルギー

川崎市（人口134万人）

概要

環境に配慮した建築物の普及を促進するため、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、一定規模以上の建築物の新築等をする場合に、CASBEE川崎を活用した建築物環境計画書の提出を義務付け、それ以外の建築物については届け出を推奨し、その概要を市のHP等で公表している。

また、分譲共同住宅の用途の建築物について、販売を目的とした広告をしようとするときは、CASBEE川崎を活用した分譲共同住宅環境性能表示を広告中に表示することを求めるとともに、市に届け出ることを義務付けている。

背景

近年、地球温暖化の防止や廃棄物の発生抑制、再利用・再生利用等への積極的な取組が社会的な課題となる中で、我が国のエネルギー消費量の約4分の1を占めている住宅・建築物を含む民生部門における取組は地球温暖化等の環境問題への対応に重要な役割を担っている。

建築物の環境性能を総合的に評価し、その結果を公表することは、建築物の質の向上による居住性の向上や、環境負荷の低減効果等に関する情報を市民に提供し、環境性能に優れた建築物の普及に向けたインセンティブを与えることになり、環境に配慮した建築物が評価される市場の形成が期待され、地球温暖化防止対策等に貢献するものと考えられる。

このようなことから、サステナブル（持続可能な）建築物の普及を目指して、建築物の環境性能の評価と公表を社会に定着させるため、平成18年、川崎市建築物環境配慮制度を創設した。

川崎市建築物環境配慮制度

1. 概要

「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成17年12月一部改正、平成18年10月施行）に基づき、建築物の新築等をする場合にCASBEE川崎を活用した建築物環境計画書の提出を求め、その概要を公表する。

2. 届出対象建築物

○特定建築物【義務】

…床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が5,000㎡を超える建築物（一戸建ての住宅・長屋を除く）

○特定外建築物【推奨】

…床面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積）の合計が5,000㎡以下の建築物（一戸建ての住宅・長屋を除く）

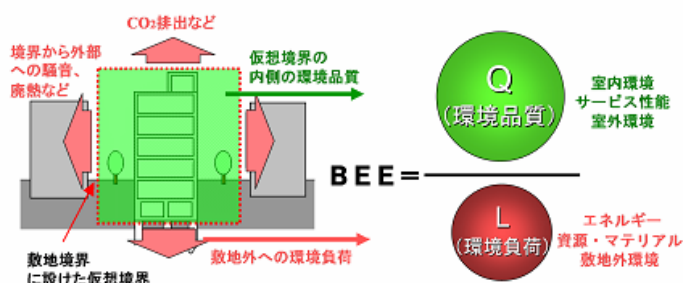
3. 届出の手續と届出内容の公表

特定建築物の新築、増築又は改築をしようとする者は、特定建築物環境計画書を作成し、建築確認申請又は計画通知をしようとする日の21日前までに市長に提出しなければならない。

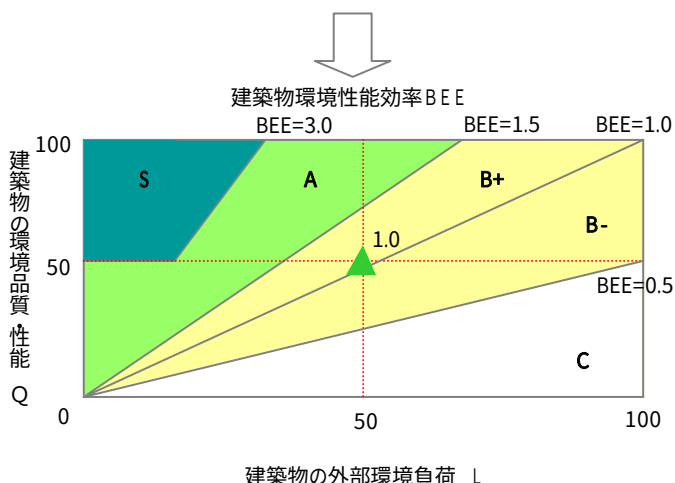
特定外建築物の新築等をしようとする者は、特定外建築物環境計画書を作成し、建築確認申請又は計画通知をしようとする日の21日前までに市長に提出することができる。

→届出のあった特定（特定外）建築物環境計画書の概要は、担当窓口及び川崎市のHPで公表する。

【CASBEEにおける環境効率（BEE）のイメージ】



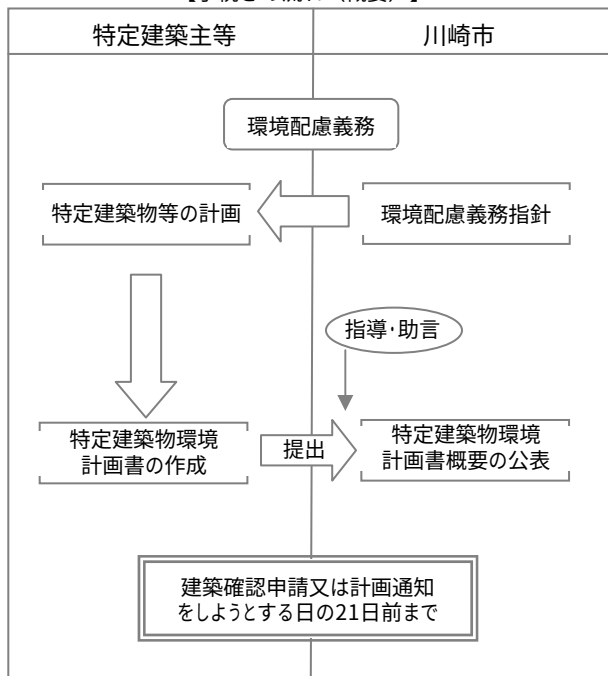
より良い環境品質・性能 (Q) の建築物を、より少ない外部環境負荷 (L) で実現するための評価システム



4. 活用制度

なし（川崎市条例において、特定建築物環境計画書の提出義務、概要の公表、建築物環境配慮指針の策定等を規定）

【手続きの流れ（概要）】



分譲共同住宅環境性能表示

1. 概要

分譲共同住宅の用途の建築物について、販売を目的とした広告をしようとするときは、CASBEE川崎を活用した分譲共同住宅環境性能表示を広告中表示することを求めるとともに、その旨を市に届け出ることを義務付けている。

2. 対象建築物

- 特定建築物のうち、分譲共同住宅の用途の建築物
…広告への表示義務及び表示した場合の届出義務
- 特定外建築物のうち、分譲共同住宅の用途の建築物
…広告への表示推奨及び表示した場合の届出義務（表示するには、事前に特定外建築物環境計画書の提出が必要）

3. 表示内容と表示の届出

CASBEE川崎による評価結果に基づいて、6つの項目によって示されるレーダーチャートと、星印（★）の数によって示される総合評価結果により、標章（ラベル）に環境性能を表示する。

→分譲共同住宅環境性能表示を広告に表示したときは、その日から起算して15日以内に、広告又はその写し等を添付して届け出なければならない。

【分譲共同住宅環境性能表示ラベル】



【星印（★）の数による総合評価について】

- ★★★★★ …CASBEE川崎による総合評価結果のランクC に相当
- ★★★★☆ …CASBEE川崎による総合評価結果のランクB- に相当
- ★★★★☆ …CASBEE川崎による総合評価結果のランクB+ に相当
- ★★★★★ …CASBEE川崎による総合評価結果のランクA に相当
- ★★★★★ …CASBEE川崎による総合評価結果のランクS に相当

4. 活用制度

なし（川崎市条例において、広告への表示義務及び表示義務及び表示した場合の届出義務等を規定）

実績・評価

【実績（平成18年度）】

建築物環境配慮計画書の提出：38件
（共同住宅23件、その他15件）

【評価】

平成18年10月1日から本制度を実施している。制度施行後間もないことから、今後、事例実績を積んでさらなる検証を行っていく。

関連部局

担当部局 環境局 環境評価室

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

○川崎市環境局環境評価室

044-200-2158

【関連HP】

○市HP

<http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/casbee/casbee.htm>

太陽光発電等住宅設備促進事業

環境
エネルギー

福井県（人口 82万人）

概要

環境に配慮した住宅設備の設置を促進するため、居住する住宅に太陽光発電等の設備を導入しようとする者に対し、市町と連携して、その設置にかかる費用の一部を助成している。

背景

地球温暖化防止に向けて、環境に配慮した設備の普及が求められている中、福井県では、福井元気宣言（マニフェスト）において、福井が持つ「良きもの、優れたもの」を活かすことにより、環境保全に取り組むこととしている。

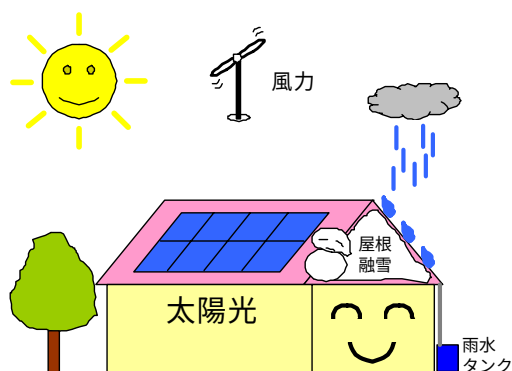
マニフェストでは、平成18年度までに太陽光発電の導入数を平成14年度末の5倍にするという目標を掲げ、県と市町が連携して環境に配慮した住宅設備の配置を促進した。

太陽光発電等住宅設備設置促進事業

1. 概要

居住する住宅に太陽光発電等の環境に配慮した設備を導入しようとする者に対し、市町と連携して、その設置にかかる費用の一部を助成している。

【環境に配慮した住宅設備の例】



2. 対象者

以下のいずれかの者で、年収1,200万円以下の者

- ①自ら居住する戸建住宅に対象設備を設置する者
- ②対象設備を設置した建売住宅を購入した者

3. 助成金額等

【対象となる設備及び助成金額】

設備の種類	補助率	限度額	県補助率
太陽光発電設備*1	設置費× 2/9 *4	40万円	3/4以内
屋根融雪・雨水再利用設備*2		20万円	1/2以内
雨水再利用設備*2			
太陽熱温水設備			
風力発電設備 *3			

*1 太陽光発電設備の出力は1kW以上であること

*2 雨水再利用設備の雨水タンク容量は100ℓ以上であること

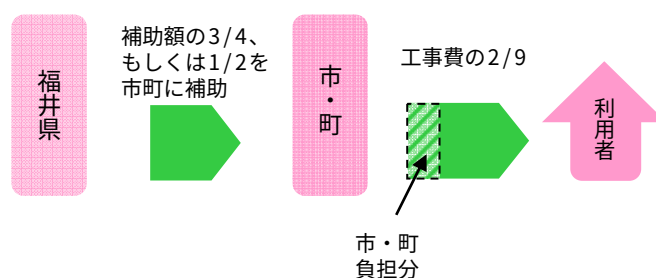
*3 風力発電設備の定格出力は0.3kW以上であること

*4 太陽光発電設備の場合は、出力(kW)×10万円と比べて低額な方

【その他の要件】

- ①設備の販売・施工者は、県登録を受けている事業者であること（登録事業者の一覧表は、県市町の窓口で閲覧可）
- ②この制度により設備を設置した場合には、設置後3年間（年1回）使用状況を報告すること

【スキーム図】



【利用例】

太陽光発電設備に係る工事費が180万円である場合

- ・利用者が受ける助成額：180×2/9＝40万円
- ・うち、県の負担額：40×3/4＝30万円

実績・評価

【実績】

(太陽光発電等住宅設備設置実績)

平成13年度：217件
平成14年度：265件
平成15年度：227件
平成16年度：265件
平成17年度：350件
平成18年度：294件

【評価】

太陽光発電の導入数を5倍にという目標達成は厳しいものの、平成18年度末までに、1,618戸の住宅に補助を行い、住宅での発電能力は6,539kwとなった。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	土木部 建築住宅課
関連部局	総合政策部 電源立地振興課 安全環境部 環境政策課

【連携のポイント】

平成13～14年は電源立地振興課が太陽光発電設備について補助を行っていたが、平成15～18年度は建築住宅課が住宅への太陽光発電設備設置と屋根融雪設備等その他の設備をメニューに加えて補助を実施し、環境政策課がPR等を行った。

問い合わせ先

【問い合わせ先】

○土木部 建築住宅課
0776-20-0505

CASBEE大阪を活用した快適で環境に 配慮した住宅・建築物の供給促進

大阪市（人口264万人）

概要

快適で環境に配慮した住宅・建築物の普及を促進するため、大規模な住宅・建築物の建築主に対し、あらかじめ、市が定めた基準に基づき、建築物についての総合的な環境評価を行い、結果を記載した環境計画書の届け出を義務化するとともに、提出された計画書について、その概要を公表している。

また、建設費等の補助制度や容積率の緩和制度において、本制度による格付け（ラベリング）で一定の基準に達していることを申請要件とすることにより、快適で環境に配慮した住宅・建築物の建設を促進している。

背景

持続可能な社会の実現に向けて、大量の資源・エネルギーを消費している建築分野が果たす役割は極めて大きく、快適で環境に配慮した住宅・建築物の建設の促進を図っていくことは重要な課題である。

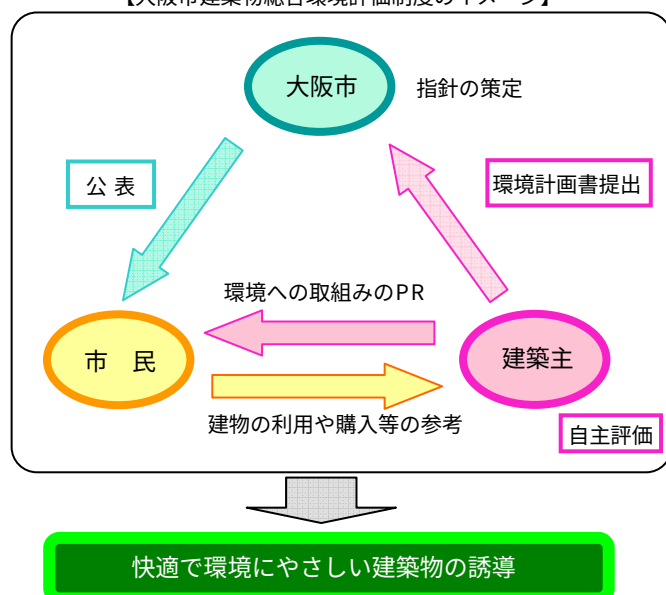
大阪市では、建築主が自主的に建築物についての総合的な環境評価を行い、快適で環境に配慮した住宅・建築物の誘導を図ることを目的として「大阪市建築物総合環境評価制度CASBEE大阪」を平成16年5月に創設した。

大阪市建築物総合環境評価制度

1. 概要

大規模な住宅・建築物の着工に際して、市が定めた具体的な基準に基づき、建築主が建築物の総合的な環境評価を行い、その結果を記載した環境計画書を市に届け出るとともに、提出された計画書の概要をホームページ等で公表。

【大阪市建築物総合環境評価制度のイメージ】



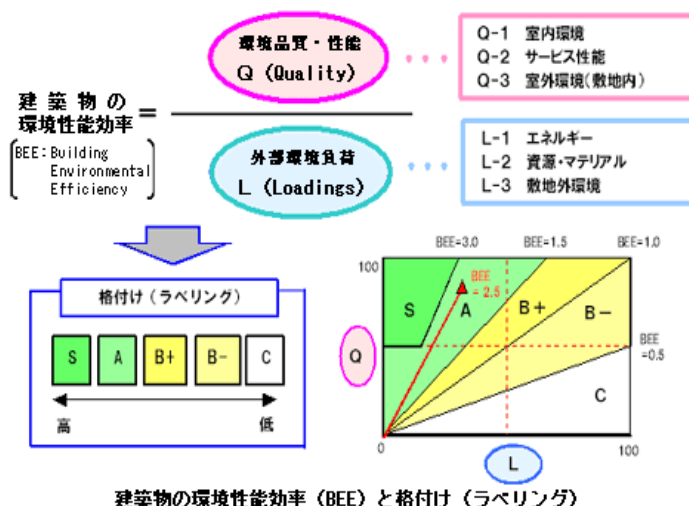
2. 届出対象建築物等

【対象建築物】

- ・容積率対象床面積が5,000㎡をこえるもの
- ・敷地面積が1,000㎡以上で容積の割増し等を行う総合設計制度等を適用するもの

【評価項目】

- 建築物の内部や敷地内における環境の品質・性能（Q:Quality）：室温・換気などの室内環境や機能性、建築物の耐震性、緑化などに関するもの
- エネルギー消費をはじめとした建築物による外部への環境負荷（L:Loadings）に関するもの：省エネルギー・省資源やヒートアイランド対策、フロン対策などに関するもの



3. 届出の手續と届出内容の公表

対象建築物を新築又は増築をしようとする建築主は、工事着手の21日前までに、環境計画書を提出し、概要を公表する。工事完了から15日以内に完了届を提出し、内容を公表する。公表期間はおおむね5年間。

建築物総合環境評価制度の活用

1. 概要

建設費等の助成制度や容積率緩和等の制度において、CASBEE大阪による格付けで一定の基準に達していることを申請要件の一つとし、快適で環境に配慮した住宅・建築物の建設を促進している。

2. 優良環境住宅整備事業

優良な民間マンションの建設に際し、「子育て世帯への支援」及び「環境への配慮」のための施設整備に対して費用の一部を補助する「優良環境住宅整備事業」において、CASBEE大阪による評価を要件の一つとしている。

【優良環境住宅の補助要件】

CASBEE大阪による建築物の格付け（ラベリング）において、5段階中2段階（A）以上を満たす等、「建設ガイドライン」の要件を満たすこと。

【補助内容】

下記の整備に要する事業費の3分の2以内
（補助上限額：80万円/住戸1戸）

必須項目

敷地内緑化
建築物緑化（屋上）
児童遊園
キッズルーム
託児施設の設置
防犯カメラの設置 等

選択項目

建築物緑化(壁面)
保水性舗装
新エネルギー機器の設置
託児施設の設置 等

【建設ガイドラインより】

【その他】

申込み多数の場合は、CASBEE大阪による環境性能効率（BEE）が高い事業から順に採択予定地区を決定

3. 総合設計制度

敷地の規模が一定（敷地面積1000㎡）以上で、周辺に市民に公開できる空地を確保し、市街地の環境改善に資する住宅・建築物について、容積率や高さの制限を緩和する総合設計制度において、CASBEE大阪による評価を要件の一つとしている。

【要件】

CASBEE大阪による建築物の格付け（ラベリング）において5段階中3段階（B+）以上を満たすこと

4. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
…大阪市優良環境住宅整備事業
- 総合設計制度

実績・評価

【実績】

○CASBEE大阪：87件（平成18年度）

〔うち、大阪市優良環境住宅整備事業適用：1件〕
総合設計制度適用：22件

【評価】

建築主による自主的な建築物の環境評価により、快適で環境にやさしい建築物の誘導を図り、良好な都市環境の形成に寄与している。

また、建設費等の補助制度や総合設計制度との連携を図り、事業の相乗効果を生み出している。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	計画調整局 開発調整部 規制誘導担当
関連部局	都市整備局 企画部 まちづくり事業企画担当 計画調整局 建築指導部 建築企画担当

【連携のポイント】

企画部が所管する建設費等の補助制度や、建築指導部の容積率緩和等の制度を活用する場合において、開発調整部が実施するCASBEE大阪による格付けで一定の基準に達していることを申請要件の一つとし、環境にやさしくより良質な建築物の誘導と、子育て世帯の市内居住の促進の両立を図っている。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

○計画調整局 開発調整部 規制誘導担当

06-6208-9303

【関連HP】

○府HP

<http://www.city.osaka.jp/keikakuchousei/kenchikusido/sido/casbee10.html>

びわ湖材提供による住宅における 県産材の利用促進

滋賀県（人口139万人）

概要

地域における森林環境の保全等を図る観点から、県産材の利用を促進するため、県内において木造住宅を新たに建築しようとする者に対し、びわ湖材産地証明制度により産地等が証明されたびわ湖材の柱材を無償で提供している。

背景

滋賀県内の森林資源は、近年、人工林を中心に成熟しつつあるが、一方で、県産材に対する需要は低迷しており、その供給パイプについても縮小傾向にある。

このため、林業経営に対する意欲の減退により森林管理の粗放化が進行するなど、森林が持つ多面的な機能（水源の涵養、県土の保全等）が損なわれることも懸念されており、県産材の需要拡大による林業振興が大きな課題となっていた。

木の香る淡海の家推進事業

1. 概要

県内で木造住宅を新築しようとする者に対して、びわ湖材産地証明制度によって産地等が認証されたびわ湖材の柱材（スギ・ヒノキ）を無償で提供している。

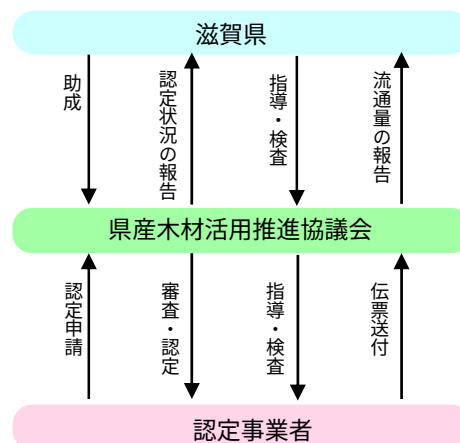
※びわ湖材…県産木材活用推進協議会が実施する「びわ湖材産地証明制度」により産地、合法性および持続可能性への配慮が証明された木材



2. 提供する柱材

- ①「びわ湖材」のスギおよびヒノキ（12cm角、3m）
- ②柱材の提供本数は、1戸当たり100本を上限（ヒノキは提供本数全体の8割以内）

【びわ湖材産地証明制度】



3. 助成要件

- ①提供された柱材と同量以上の材積のびわ湖材を使用する住宅であること。
- ②県内に自ら居住するためのバリアフリーに配慮した長寿命住宅の新築又は増築に使用すること。
- ③主要構造材は、県内で木材業を営む県産材取扱業者で製材されたものを使用し、建築と施工管理は、原則として県内で営業する建築士、大工・工務店によって行われること。
- ④提供された柱材を、受領後原則3か月以内に使用すること。
- ⑤建築現場に「びわ湖材」使用の表示PRをし、建築現場を見学会など展示PRの場として提供できること。等



【びわ湖材を使用した住宅】

実績・評価

【実績】

(平成16年度～平成18年度末)

- 柱材提供戸数 131戸
- 提供柱材 本数：10,843本、材積；468.4m³
- びわ湖材使用総材積：1,750.9m³

【評価】

制度利用者からは、木や環境に対する関心度が高まった等好評である。

しかし、他府県産木材との価格差もあり、どのようにして「びわ湖材」を商業ベースで安定的に流通させていくかが課題である。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	琵琶湖環境部 森林政策課
関連部局	土木交通部 住宅課

【連携のポイント】

両課が事務局を持つ協議会や連絡会議において、互いが構成員として検討や事業を実施し、柱材を提供した住宅については、現地見学会などの展示PRの場所としてお互いが使用している。

また、びわ湖材の利用促進のため、生産・製材業と建築業界の連携を図っている。

問い合わせ先＆関連HP

【問い合わせ先】

- 琵琶湖環境部 森林政策課
077-528-3915

【関連HP】

- 県HP
<http://www.pref.shiga.jp/d/rimmu/kensanzai/kensanzai.html>
- 滋賀県木材協会
<http://www.biwa.ne.jp/%7Es-mokkyo/>

概要

大工・左官など建築に携わる職人による、伝統工法・伝統建築への理解の促進と普及啓発を図るため、建築関係団体を中心とした各種団体と行政が一体となって「伝統建築フェア」を開催し、伝統技術のPR等を行っている。

背景

鳥取県では近年、新建材やプレカット工法等の普及により、大工職人、左官職人の減少・高齢化が進んでおり、伝統的な木造軸組住宅に関する高度な技術・技能の継承が困難な状況になりつつある。

このような状況を踏まえ、鳥取県では、平成16年度に職人による伝統技能に関する検討委員会を開催。同検討会が実施したアンケート調査において、伝統技術のPR等が最重要課題と指摘されたことを受け、伝統技術への理解を深め、その活用を促進する観点から、平成17年度より「伝統建築フェア」を開催している。

伝統建築フェア

1. 概要

大工・左官など建築に携わる職人による伝統技術を間近に見て、触れて、学び、継承する機会・場を設け、伝統工法への理解の促進と普及啓発を図るため、「伝統建築のPRと各職人間の連携」をテーマに、建築関係団体を中心とした各種団体が一体となって「伝統建築フェア」を開催している。

2. 内容

- ①体験型イベント
伝統工法家づくり体験、継手・仕口チャレンジ、左官壁塗り体験、ミニ畳製作体験、建具工作体験、板金へらしぼり、建築士による住まいの相談受付
- ②展示型イベント
金物を一切使用しない木造軸組み実物大模型、継手・仕口模型、技能五輪作品、鏝絵（こてえ）作品、木製建具、板金作品
- ③その他
古式上棟式（オープニングセレモニー）、仏師実演、地域特産品販売 等



【左官塗り壁体験】



【住まいの無料相談会】

3. 開催期間

- 第1回：平成17年10月1日～30日
- 第2回：平成18年10月7日～19日

4. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
…伝統建築フェア運営費補助

実績・評価

【実績】

- 平成17年度（第1回伝統建築フェア）
…来場者数：5,882人
- 平成18年度（第2回伝統建築フェア）
…来場者数：5,005人

【評価】

伝統建築フェアには老若男女問わず多くの県民が来場し、好意的に受けとめられた。

また、参加した職人については、フェアの開催を通じて業種間の交流が進み、お互いが連携して取り組んだことにより、伝統技術のPRの必要性の高さがあらためて認識された。

今後は、伝統技術に携わる職種は多く、造園・石材業などの他の団体にも参加を促し、連携の範囲を広げていく必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	生活環境部 住宅政策課
関連部局	生活環境部 景観まちづくり課 商工労働部 労働雇用課 農林水産部 林政課 総務部 管財課

【連携のポイント】

伝統建築フェアの開催に当たっては、関係団体等からなる実行委員会・運営委員会に景観まちづくり課、労働雇用課、林政課、管財課も参画して検討を行ったほか、住宅相談・住情報提供及び木造住宅の普及・担い手育成を地域住宅計画に位置づけることにより、運営費に地域住宅交付金を活用することができた。

問い合わせ先＆関連HP

【問い合わせ先】

○生活環境部 住宅政策課

0857-26-7408

【関連HP】

○県HP

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=17684>



淡路瓦屋根工事奨励金制度

兵庫県南あわじ市（人口 5万5千人）

概要

地場産業である瓦製造業の振興と麓（いらか）街なみ景観の形成を促進するため、淡路瓦を使用する住宅の屋根工事に対して奨励金を交付している。

同制度では、地震等の自然災害に備え、相互扶助による住宅再建に係る共済制度の普及を図る観点から、兵庫県住宅再建共済制度への加入を奨励金の交付要件の一つとしている。

背景

風雨等に対する耐久性や省エネ性などに優れ、その色味・質感により独特の美観を生み出す淡路瓦は、日本三大瓦の一つとして、南あわじ市の重要な地場産品となっている。しかし、平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、淡路島でも多くの住宅が倒壊し、「瓦は重く、屋根材としては不適である」といった間違った風評による被害の影響等から淡路瓦の生産量はピーク時の約半分にまで落ち込んだ。

一方、兵庫県においては、震災の教訓を踏まえ、被災時の住宅再建に関して公助・自助を補完する共済制度を平成17年から開始したところであるが、災害体験の風化や災害に対する切迫感の希薄化等により、共済制度への加入世帯率は伸び悩んでいる状況にある。

このような状況を踏まえ、南あわじ市では、同市の地盤産業である瓦製造業の振興と麓（いらか）の街なみ景観の形成を促進するとともに、兵庫県住宅再建共済制度への加入を促進する観点から、平成17年に、淡路瓦屋根工事奨励金制度を創設した。

※麓（いらか）・・・瓦葺の屋根

淡路瓦屋根工事奨励金制度

1. 概要

瓦製造業の振興と麓街なみ景観の形成を促進するとともに、地震等の自然災害に備えるため、淡路瓦を使用する住宅の屋根工事に対して、兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入等を要件に、奨励金を交付している。

※フェニックス共済

住宅の所有者が年額5千円を負担しあうことにより、災害発生時に半壊以上の住宅被害を受けた場合、住宅の再建等の費用として最大600万円の支給を受けることができる。

2. 助成対象

淡路瓦を使用する住宅（下記要件をいずれも満たすものに限る）に係る屋根工事

①屋根工事面積が20㎡以上の住宅（店舗併用住宅の場合は住居部分が50%以上であることが要件）であること（葺き替えについては、当該屋根工事面積が20㎡以上かつ瓦使用部分の80%以上を葺き替えしたものに限る。）

②屋根の主たる部分に淡路瓦を使用する住宅であること

※このほか、申請者がフェニックス共済に加入していること等が要件

【淡路瓦を使用した住宅】



3. 助成金額等

【助成額の内容】

奨励金の額については、屋根工事費の20%以内で屋根工事面積に応じて次の通り上限額を設定

屋根工事面積	新 築	増築等
150㎡以上	20万円	10万円
110㎡以上150㎡未満	15万円	7万5千円
110㎡未満	10万円	5万円

【申請期限】

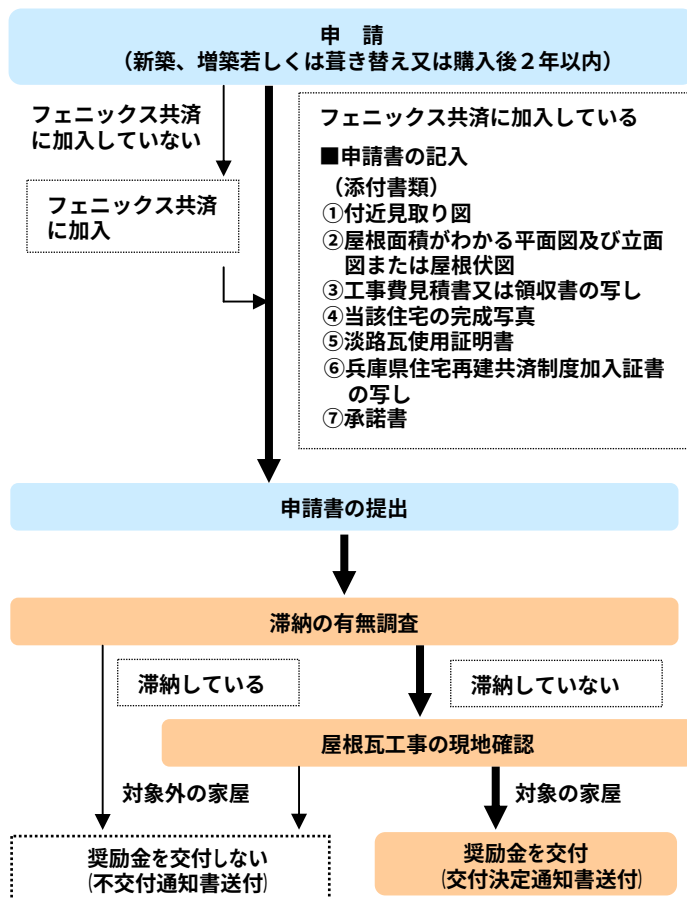
新築、増築若しくは葺き替え又は購入後2年以内

4. 活用制度

なし

※奨励金の交付は市の単独事業として実施

5. 申請手続きの流れ



問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

○産業振興部 商工観光課

0799-37-3012 (4143)

【関連HP】

○市HP (淡路瓦屋根工事奨励金について)

<http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/index/page/94db4fa84bc5d34d4cf1f510ffde3326/>

実績・評価

【実績】

○平成17年度実績

新築82件(1,183万円)、増築等81件(614万円)

○平成18年度実績

新築100件(1,438万円)、増築等57件(451万円)

【評価】

制度創設以来、活用実績は堅調に推移しており、市の瓦製造業の振興に繋がっていると評価している。

現行の制度では、非住宅の建築物が助成の対象外となっていることから、今後は、藁街なみ景観の形成をより一層図るための制度の改善が必要となっている。

関連部局

担当部局

産業振興部 商工観光課

「地材地建」の推進

林業
産業振興

鹿児島県（人口175万人）

概要

県内で生産・加工された木材を利用した優良な木造住宅の建設を促進し、木材産業や住宅関連産業の活性化を図るため、「『地材地建』かごしま材の家づくりプロジェクト」を推進。

県内で生産された高品質な木材について認証を行う「かごしま材認証制度」を設けているほか、原木の伐採から製材、建築に関わる事業者が連携して良質な木造住宅を供給する「地材地建グループ」の設立を促進し、県産材の需要拡大を図っている。

背景

近年、鹿児島県では、県内森林資源の充実化、新設住宅着工戸数の減少及び木造率の低下傾向、県産材の需要低迷等の要因により、外国材や県外材との競争が激化しつつある。

そのため、消費者のニーズに対応した品質の優れた県産材の供給体制づくりとその利用促進が急務となっていた。

そこで、県産材であるかごしま材の普及啓発活動や、公共施設等への木材の利用促進を図ることで、県民に対して木材の良さや木材利用の多様性、生活環境への効果などについて理解を深める機会を創出し、県内の木材を活用して、県内の事業者等が住宅を建設する「地材地建」の推進に取り組んでいる。

かごしま材認証制度等

1. 概要

一定の基準を満たし、日本農林規格（JAS）に適合する「認証かごしま材」の生産が可能な製材工場を、かごしま材認証協議会が認証。

また、認証かごしま材を優先的に取り扱う店舗を「かごしま材取扱店」として木造住宅推進協議会が認証している。

2. 認証かごしま材

【認証要件】

乾燥、寸法、材面品質、ホルムアルデヒド放散量などの基準について、日本農林規格（JAS）に適合する木材で、県内で育成・加工された丸太・製材品であること。

【認証かごしま材マーク】



3. かごしま材認証工場

かごしま材認証協議会から、「かごしま材認証工場」として認証を受けた工場。かごしま材の出荷に当たっては、認証ラベルを添付し、県産材の原木であることの証明書と、自社加工であることの証明書を添付している。

4. かごしま材取扱店認証制度

鹿児島県木造住宅推進協議会（以下、「協議会」という）において、要件を満たす製材工場や工務店等を、認証かごしま材を優先的に取り扱う店舗として認証。

協議会は、消費者に対してかごしま材取扱店のPRを行うほか、取扱店に対して販促グッズの提供を行う。

【かごしま材取扱店ののぼり旗 等】



地材地建グループ

1. 概要

鹿児島県は、原木の伐採から製材、建築に関わる事業者が連携して良質な木造住宅を供給し、県産材の需要拡大を図ることを目的として「地材地建グループ」の設立を促進している。

「地材地建グループ」では、県産材を使用した住宅を的確に供給できるシステムを構築し、消費者への県産材のPR、優良な木造住宅の建設の促進を通じて、鹿児島県の木材産業や住宅関連産業の活性化を図っている。

2. 支援内容

県は、「地材地建グループ」が行う県産材のPR活動等に対し、補助金を助成している。
(補助率 1/2)

【かごしま材の家】



3. 活用制度

なし ※PR活動への補助については県単独事業として実施

実績・評価

【実績】

- 「地材地建」の認知度：50%（木材関連イベントによるアンケート調査（回答数969名））
- 地材地建グループ数：12団体（平成18年度末設立数）

【評価】

「地材地建グループ」は県内各地に設立され、その地域において県産材の利用促進活動を行っており、「地材地建」を普及する団体として期待されている。

今後は、各地の「地材地建グループ」の連携を図る連絡協議会を設立し、より広く県民への普及を図る。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	県土木部 建築課住宅政策室
関連部局	県林務水産部 林業振興課

【連携のポイント】

林務部局では主にかごしま材の供給体制の整備を、住宅部局では主にかごしま材の家づくりへの支援を担当するなど明確な役割分担と連携のもと、住宅・林業関係団体等で構成される県木造住宅推進協議会とも連携し、かごしま材の認証制度、助成制度、研修会の実施等、各般の施策を通じて、「地材地建」かごしま材の家づくりを推進している。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

○建築課 住宅政策室

099-286-3738

【関連HP】

○県HP

<http://www.pref.kagoshima.jp/kurashikankyo/sumai/tateru/kagoshimazai/index.html>

ユニバーサルデザインに配慮した 全ての人にやさしいまちづくり

まちづくり

茨城県（人口 296万人）

概要

高齢者をはじめとするすべての人々が、安心して、健康で生きがいを持って豊かな生活が送れるよう、福祉・医療・健康増進・生きがいづくり等の機能を備えた「ひとにやさしいまちづくり」のモデルとして、「桜の郷」整備事業を実施。

「安心・ふれあい・うるおい」をコンセプトに、医療・福祉施設や健康・生きがい施設の整備、緑豊かで心安らぐ、ユニバーサルデザインによる人にやさしい街並みづくり等を進めている。

背景

高齢化の急速な進行に伴う医療・福祉・保健ニーズの増大、自由時間の増加やライフスタイルの多様化等、まちづくりを取り巻く社会潮流が大きく変化するなか、高齢者のみならず全ての人々が安全・安心で質の高い生活を送ることのできるまちづくりが必要となっていたこと等を踏まえ、県が主体となって全ての人にやさしいまちを整備するに至った。

「桜の郷」整備事業

1. 概要

高齢者をはじめとするすべての人々が、安心して、健康で生きがいを持って豊かな生活が送れるよう、「安心・ふれあい・うるおい」をコンセプトに、医療・福祉施設や健康・生きがい施設等を備え、緑豊かで心安らぐ、ユニバーサルデザインによる人にやさしい街並みづくり等を進めている。

【計画概要】（平成15年1月14日決定）

- 所在 茨城県東茨城郡茨城町桜の郷
- 面積 約57ha（西側約25haを先行整備）
- 事業主体 茨城県
- 計画人口 約3,200人



【「桜の郷」土地利用計画図】

【導入施設等】

- 病院（独）国立病院機構 水戸医療センター
- 福祉施設 特別養護老人ホーム
介護老人保健施設
- 健康・生きがい施設
- 商業施設
- 県営住宅

【戸建住宅地】

- 面積 西側約4.3ha、東側約15ha
- 計画戸数 約780戸（西側約130戸、東側約650戸）

2. 整備理念

①安心（福祉・医療）

医療、福祉施設等を整備することにより、安心な暮らしの実現を図るもので、救急医療と高度医療を担っている水戸医療センターを中心として、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設が立地。

また、県営住宅の一部には、入居している高齢者の安否確認や各種相談等をライフサポートアドバイザーが行うシルバーハウジング制度を導入している。



【介護老人保健施設とシルバーハウジング対応の県営住宅】

②ふれあい（健康・生きがい）

人と人との出会い等を演出するため、工芸室、調理室、茶室等を備えたコミュニティセンターを活用した各種教室の開催やコミュニティ活動等に加え、健康・食等をテーマにした民間施設の誘導を図っていく予定。

③うるおい（環境）

緑に囲まれ、豊かさやうるおいを感じることで
できる生活環境の実現を図るもので、ユニバーサルデ
ザインによる人にやさしいまちづくりや公園・コモ
ン緑地など、多数の緑地空間を配置したまちづくり
を進めている。



【住宅地内のコモングreen地】

3. 活用制度

地域住宅交付金（提案事業）

…住宅地販売広報業務経費 等

実績・評価

【実績】（平成19年5月現在）

○関連施設の誘致：

- ・独立行政法人国立病院機構水戸医療センター
- ・特別養護老人ホーム「桜の郷元気」
- ・介護老人保健施設「桜の郷祐寿苑」
- ・その他薬局3店舗、コンビニエンスストア

○県営住宅の整備：5棟88戸（全戸入居済）

○県営住宅へのシルバーハウジング制度の導入：13戸
（全戸入居済）

○戸建住宅地の分譲：123画地（募集画地125戸）

【評価】

「桜の郷」西側地区の24.4haについてはほぼ整備が
終わり、戸建住宅については募集画地125戸のうち申
込中のものも含め123戸を販売した。

また、国立病院を始め特別養護老人ホーム、介護老
人保健施設が開院、開所するなど、街としてのかたち
が整ってきた。

平成19年度からは、東側地区32.7haの整備を開始し、
今後は、戸建住宅の分譲のほか住居系及び業務系の事
業用地への誘致を進めてゆく。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	保健福祉部 長寿福祉課
関連部局	土木部 住宅課

【連携のポイント】

本事業の基本コンセプトは保健福祉部長寿福祉課が
策定し、県土地開発公社及び県住宅供給公社に委託し
用地取得、造成工事を進めてきた。また、「桜の郷」
の地区内には土木部住宅課が県営住宅6棟104戸を整備
中であり、そのうち16戸はシルバーハウジングになる
予定である。平成19年度からは茨城県地域住宅計画の
中に桜の郷整備事業を位置づけ、地域住宅交付金（提
案事業）を活用している。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

○保健福祉部 長寿福祉課 桜の郷整備推進室

029-301-3317

【関連HP】

○桜の郷HP

<http://www.pref.ibaraki.jp/sakuranosato/>

まちなみ景観整備事業

まちづくり

石川県白山市（人口 11万人）

概要

市の特性を活かした伝統的住環境の保全及び新たなまちなみの創出を図るため、建築物の新築・改築に伴う外観の修景等に係る経費について助成を行っている。

背景

平成17年2月に1市2町5村が合併して誕生した白山では、山・川・海の豊かな自然環境に恵まれた市の特性を活かし、伝統的住環境の保全及び新たなまちなみの創出を図るため、「白山市まちなみ景観条例」を制定。同条例に基づき、魅力あるまちなみの整備及び快適な生活環境の創出に向けた取組を推進している。

まちなみ景観整備事業

1. 概要

まちなみ景観形成に関する住民協定が締結された地域の景観形成を促進するため、地域住民が行う伝統的な建築物等の保存、建築物の外観の修景、門扉・土塀等の修復等に対し、工事費用等の一部を助成している。



【修景事例】

2. 補助金額等

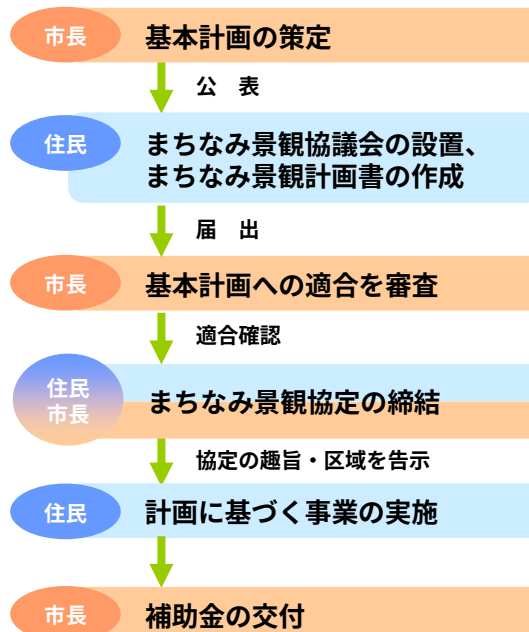
下記の事業類型に応じて、必要な経費の一部を助成。

事業の種類	補助対象基準	補助金の額
保存建造物修復事業	景観形成上必要と思われる伝統的な建築物及び工作物を保存していくために係る経費	事業費の2分の1 (上限500万円)
建築物修景事業	建築物（外壁、格子、屋根等）の新築、改築、修繕等に伴う外観の修景に係る経費	事業費の2分の1 (上限200万円)
	建築物（外壁、格子、屋根等）の新築、改築、修繕等に伴う外観の修景に係る設計・監理経費	事業費の10分の1 (上限10万円)
	建築物（外壁、格子、庇等）を伝統的な塗布仕上げにより外観の修景を図る経費	事業費の2分の1 (上限50万円)

事業の種類	補助対象基準	補助金の額
外構修景事業	門扉、土塀又は板塀の修復又は整備に係る経費	事業費の2分の1 (上限100万円)
	石貼り舗装、竹垣、生垣、花壇等の修復又は整備に係る経費	事業費の2分の1 (上限50万円)
	建築設備（エアコン室外機、給湯機、自動販売機等）の隠蔽及び撤去に係る経費	事業費の2分の1 (上限50万円)
屋外広告物撤去・修景事業	屋外広告物（看板、案内板等）の撤去又は修復に係る経費	事業費の2分の1 (上限50万円)
駐車場修景及び緑化事業	駐車場の修復又は整備及び緑化に係る経費	事業費の2分の1 (上限50万円)
まちなみ景観保存団体育成事業	まちなみ景観の修景及び保存のため、住民団体の活動に対する経費	上限年間10万円

- ※1 屋外広告物撤去・修景事業、駐車場修景及び緑化事業については、前面道路に面する部分を補助対象とする。
- ※2 補助対象とする屋外広告物は、屋号看板等の店舗用とし、製品等の宣伝看板は除く。
- ※3 一度補助を受けた補助事業については、交付を受けた年から15年間は再申請不可。（ただし、建築物（外壁、格子、庇等）を伝統的な塗布仕上げにより外観の修景を図る保全事業については10年間）

3. 手続きの流れ



4. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
- …補助金

【外壁等の修景が行われた住宅】



【修景前】



【修景後】

問い合わせ先

○建設部 建築指導課

076-274-9561

実績・評価

【実績】

(平成17年度)

- 建築物修景事業：11件（10,537千円）
- 外構修景事業：1件（945千円）
- まちなみ景観保存団体育成事業：3件（300千円）

(平成18年度)

- 建築物修景事業：5件（4,802千円）
- まちなみ景観保存団体育成事業：2件（200千円）

【評価】

合併前（平成10年度）から同様の制度を設けて景観形成に取り組んでいる白峰地域（集落）においては、累計の制度活用実績が90件となり、統一されたまちなみの趣が醸成されてきている。

本制度は個人の住宅等の増改築の機会を捉え、良好なまちなみ景観形成に寄与する修景等を促すものであることから、まちなみ全体が統一感のある調和のとれたものとなるまでには長期間を要するため、今後とも継続的な取組を行っていくことが重要である。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	建設部 建築指導課
関連部局	建設部 住宅管理課 (美川地域) 美川支所 建設課 (鶴来地域) 鶴来支所 建設課 (白峰地域) 白峰支所 産業建設課

【連携のポイント】

山・川・海の豊かな自然環境に恵まれた白山市の特性を踏まえ、各地域の生活環境に密着した良好なまちなみ整備が図られるよう、具体的な補助対象基準の設定に当たっては、各地域に所在する支所と連携しつつ、それぞれの地域に相応しい修景方法や基準の設定を図っている。

伝統的民家の保存及び活用の推進

まちづくり

福井県（人口 82万人）

概要

県内の各地域で受け継がれてきた特有の形態・意匠を有する伝統的民家の保存・活用を促進するため、所有者の申請に基づき、一定の基準を満たす住宅を「福井県伝統的民家」として認定。認定を受けた伝統的民家を県HPで紹介しているほか、県内市町と連携し、伝統的民家の改修等に対する助成を行っている。

また、伝統的民家に関する専門知識を有する者を伝統的民家保存活用推進員として登録し、伝統的民家の保存・活用に関する相談に無償で応じている。

背景

福井県には、地域における風土・文化等を反映した特有の形態及び意匠を有した伝統的民家が県内全域にわたって多数存在しているが、近年では、これら伝統的民家の保存・活用が十分に図られないまま取り壊され、地域の特色が失われつつある状況にある。

このような状況を踏まえ、平成18年に「福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例」を制定し、伝統的民家により形成されている地域の特色を県民共通の資産として将来世代に継承していくため、伝統的民家の保存・活用を推進している。

福井県伝統的民家認定制度・補助制度

1. 概要

伝統的民家の所有者の申請に基づき、認定基準に適合する民家を県が「福井県伝統的民家」として認定。認定を受けた伝統的民家を県HPで紹介している。

また、伝統的民家については、保存・活用に関する無料相談や専門家による情報提供を行っているほか、外装や構造体等の改修工事に対し、県内の一部市町が助成を行っている。



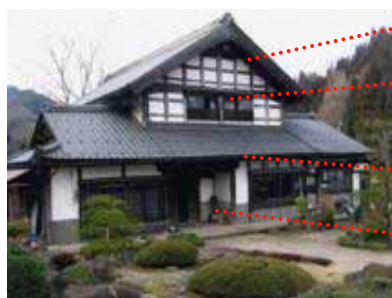
【「ふくいの伝統的民家」認定民家と認定証】

2. 認定および補助基準

【共通事項】

- ①在来工法（伝統的技術に配慮したもの）による木造2階建て（小屋裏3階建てを含む）であること
- ②外観は、終戦前（1945年以前）の地域の伝統的民家の意匠を基調としたものであること

【農家タイプ】



- 【屋根】切妻屋根・瓦葺き
- 【妻壁】柱と梁の格子組及び漆喰塗り様又は木製板張り
- 【下屋】妻壁前面に瓦葺きの下屋
- 【玄関】地域の伝統的意匠を基調としたもの

【町家タイプ】



- 【屋根】切妻屋根・瓦葺き
- 【外壁、軒裏】地域の伝統的意匠を基調としたもの
- 通庇を設けたもの
- 軒高、軒出、庇の高さ、壁面線を街並みに揃えたもの
- 【開口部】格子戸等町家の伝統的意匠を基調としたもの

【その他】

地域固有の形態を持つ民家(個別に審査委員会で承認)
例：妻うだつの民家、かぐら建ての町家など

3. 関連補助制度

伝統的民家の外装や構造体の改修等に対し、県内の一部市町が補助金を交付している。

例：越前町：工事費の1/2以内（上限300万円）

伝統的民家保存活用推進員制度

1. 概要

伝統的民家に関する専門知識を有する者を伝統的民家保存活用推進員として登録し、伝統的民家の保存・活用に関する相談に無償で応じている。

2. 活動内容

伝統的民家の保存・活用を図るため、無償で以下の活動を実施。

- ①伝統的民家の改修方法、管理方法その他伝統的民家の保存及び活用に必要な事項に関する個別相談
- ②地域の伝統的民家に関する情報（新築・改修・解体予定、空き家等）の収集
- ③日常的な営業活動を通じた伝統的民家の良さのPR
- ④地域の講習会、現場見学会等の開催や講師の引受け

3. 登録期間

5年間

4. 登録資格

制度の趣旨に賛同し無償で活動を行う者で、以下のいずれかに該当する者

- ①施工者：5戸以上の伝統的民家の新築・改修をした経験を有する者
- ②設計者：5戸以上の伝統的民家の新築・改修の設計をした経験を有する者
- ③学識経験者：10戸以上の伝統的民家を調査した経験を有する者
- ④街づくり活動や住宅行政の経験者：伝統的民家を活用した街づくり活動や住宅行政に3年以上携わった経験を有する者
- ⑤その他：10戸以上の住宅設計を行った経験を有し、住宅相談の経験が豊富な者

実績・評価

【実績】（平成19年3月現在）

- 伝統的民家の認定件数：130件
- 伝統的民家保存活用推進員の登録者数：87名

【評価】

伝統的民家保存活用推進員制度、伝統的民家認定制度、新築・改修工事への補助事業等、「伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例」の具体的施策を通して、伝統的民家への県民の理解が深まってきている。

今後も市町と連携して県民意識の醸成、所有者等への支援、全国への情報発信等の施策を推進する。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	土木部 建築住宅課
関連部局	土木部 営繕課

【連携のポイント】

福井県伝統的民家の保存および活用の推進に関する条例の下、関係各課による有機的な施策展開を図っている。

- ①住生活基本法に基づく福井県計画に、本制度を位置づけ（建築住宅課）
- ②伝統的民家の認定と保存活用推進員の登録（営繕課）
- ③木造住宅の耐震診断に県も補助（建築住宅課）
- ④伝統的民家の耐震診断方法について、講習会を開催（営繕課・建築住宅課）
- ⑤県のHPに「ふくい空き家情報バンク」を立上げ、一元的に空き家情報を発信（建築住宅課）

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

- 土木部 営繕課

0776-20-0510

【関連HP】

- 県HP（福井の歴史的建造物）

<http://info.pref.fukui.jp/eizen/historic/historic.html>

市有地を活用した 多世代共生型の複合施設整備

まちづくり

北九州市（人口 98万人）

概要

戸畑区の中心市街地にある大規模な市有地を活用し、区役所・保育所等の公共施設、デイサービスセンター等を備えた高齢者複合施設、民間の分譲住宅、高齢者向け市営住宅、住宅供給公社の賃貸住宅の一体的整備を推進。

事業の実施に当たっては、民間の技術やノウハウ、資金を活用するため、PFI的手法を導入し、設計から工事までを一括して行う事業者を選定している。

背景

北九州市では、地域のバランスある発展を目指す観点から、市民と行政が一体となって、21世紀に向けた「戸畑まちづくり構想」を平成9年に策定。“多様な顔を持つやすらぎと豊かさのある住宅都市”を基本目標として、まちづくりの機運が高まっている5つの主要地区を中心に、順次計画的な整備を進めている。

その主要地区の一つである戸畑区役所周辺地区については、平成13年5月に整備計画（案）を策定し、地区の中核となるC街区において、多世代共生型の複合施設を整備することにより、戸畑のシンボルとなるまちづくりを進めている。

戸畑C街区整備事業

1. 概要

「戸畑まちづくり構想」における主要地区の一つである戸畑区役所周辺地区の中心市街地において、一つの街区を構成する大規模な市有地を活用し、区役所・高齢者向け市営住宅、保育所・障害者地域活動センター、高齢者複合施設、公社賃貸住宅、民間分譲住宅の5つの施設建物を一体的に整備している。

【計画概要】

■所在 北九州市戸畑区千防

■面積 約1.7ha

【施設概要】

- ①新戸畑区役所・高齢者向け市営住宅
 - ・B1～14F（区役所B1～3F）
 - ・敷地面積／約5,500㎡（延床面積／約14,500㎡）
 - ・住宅数50戸（シルバーハウジング）
- ②千防保育所・障害者地域活動センター
 - ・1～3F（障害者地域活動センター1F）
 - ・敷地面積／約3,200㎡（延床面積／約3,500㎡）
- ③高齢者複合施設
 - ・1～6F
 - ・敷地面積／約3,500㎡（延床面積／約8,200㎡）
 - ・特別養護老人ホーム（10人×8ユニット）
 - ・ケアハウス（10人×4ユニット）

- ・グループホーム（9人×2ユニット）
 - ・デイサービスセンター（30人）
 - ・ヘルパーステーション
 - ・居住介護支援センター
 - ・地域交流スペース
 - ・ボランティアセンター
- ④北九州市住宅供給公社賃貸集合住宅
 - ・1～10F（クリニック1F）
 - ・敷地面積／約2,000㎡（延床面積／約8,100㎡）
 - ・住宅数62戸（特定優良賃貸住宅）
 - ⑤民間分譲集合住宅
 - ・B2～18F
 - ・敷地面積／約2,300㎡（延床面積／約14,000㎡）
 - ・住宅数77戸



【戸畑C街区完成予想図】

2. 整備手法

戸畑C街区整備事業の実施に当たっては、民間の技術やノウハウ・資金を活用するため、設計から工事までを一括して行う事業者を選定。

区役所等の公共施設部分については、建物完成後に市が買い取り、民間分譲住宅については、市有地を売却した後、事業者が建築及び販売を実施。また、公社賃貸住宅については、市と公社の間で定期借地契約を結び、公社が建設・管理運営を行なう。

【事業者】

- ① 公共施設及び都市型住宅
 - ・ (株) 竹中工務店九州支店
 - ・ (株) 隈研吾建築都市設計事務所
 - ・ 新日本ホームズ株式会社
- ② 高齢者複合施設
 - ・ 社会福祉法人 福音会



【戸畑C街区整備の様子】

3. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
 - … 保育所、障害者地域活動センター等整備費
- 公営住宅等整備事業
 - … 公営住宅、特定優良賃貸住宅、駐車場等整備費
 - ※ 当該事業は平成17年度より地域住宅交付金の基幹事業に編入
- 地域介護福祉空間整備等交付金
 - … 高齢者複合施設整備費

実績・評価

【実績】

- 平成19年1月 区役所供用開始
(その他の公共施設は平成19年4月から供用開始)
- 平成19年3月 民間分譲住宅完成、入居開始
- 平成19年5月 高齢者複合施設でサービスを開始

【評価】

設計から工事までを一括して請け負う民間事業者を選定することで、公共施設の整備コストを縮減することができたほか、区役所を割賦による買取とすることで、市の財政負担の平準化が図れた。

また、中心市街地に位置する大規模な市有地全体を公共施設のみならず民間施設を含めて一体的に整備することにより、市有地の有効活用が図られるとともに、市の新たなシンボルとなりうる統一された魅力のあるまちなみ空間を形成できた。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	建築都市局 事業計画課
関連部局	建築都市局 住宅計画課 住宅整備課 総務市民局 区政課 保健福祉局 高齢者福祉課 障害福祉課 保育課

【連携のポイント】

事業実施方針を検討する委員会等において、関連部局の参加を得るとともに、定期的に関連部局との協議を行い、情報の共有化を図りつつ、連携して事業を進めてきた。

また、施設の設計及び建設の段階では、関連部局において確認体制を整えたほか、公共施設の建設を担当する部門にも協力を依頼し、技術的な支援を得た。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

- 建築都市局 住宅計画課
093-582-2592

【関連HP】

- 県HP（戸畑C街区整備事業）
http://www.city.kitakyushu.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=3576

家具転倒防止対策促進事業

防 災

東京都港区（人口 19万人）

概 要

地震時における家具転倒等による人的被害を最小限に抑えるため、区内の希望世帯を対象に、家具の転倒防止器具やガラスの飛散を防止するためのフィルム等を現物で助成。

あわせて、高齢者のみの世帯や障害者がいる世帯等に対しては、助成を受けた家具転倒防止器具等の取り付け支援も行っている。

背 景

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者約6,400人、重軽傷者約43,000人という甚大な被害をもたらした。

このうち「家屋の倒壊、家具類等の転倒による圧迫死」は最も多い死亡原因として全体の約9割を占めており、首都直下地震発生の切迫性も指摘される中、震災時における人的被害を抑える観点から、住居内における家具の転倒防止対策に取り組むことが求められていた。

家具転倒防止対策促進事業

1. 概要

港区内に住所を有し、住居内の家具の転倒防止対策をしようとする世帯を対象に、家具転倒防止器具等を現物で助成している。

2. 助成品目等

【助成品目（例）】

- ①マグニチュード7（隙間設置用つっぱり棒）
- ②タンスガードII（壁面固定用ベルト式金具）
- ③ふんばる君（転倒防止用マット）
- ④ガラス飛散防止フィルム

【助成限度】

各品目ごとに設定されたポイント（1P 300円）に応じ、合計50Pを限度に助成。※助成は一世帯につき1回限り。

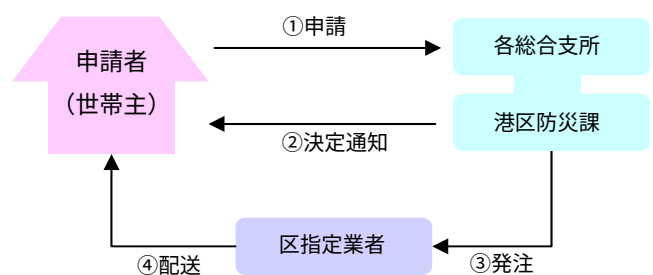


【マグニチュード7 15P】



【ふんばる君 6P】

3. 申請等の流れ



4. 活用制度

なし

※家具転倒防止器具等の助成は単独事業として実施

家具転倒防止器具等取付支援事業

1. 概要

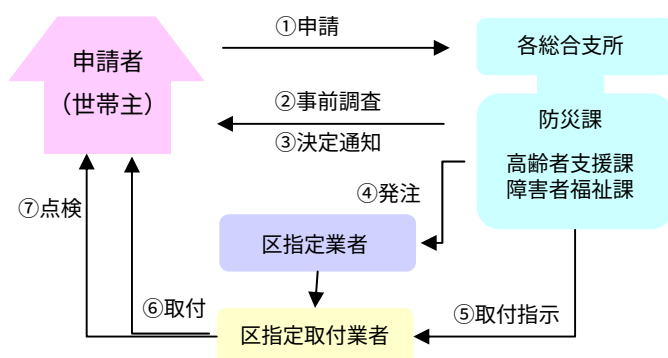
家具転倒防止対策促進事業の助成決定者の中で、高齢者のみ世帯や障害者のいる世帯等を対象に、家具転倒防止対策促進事業の助成を受けた器具等の取り付け支援（無償）を行っている。

2. 対象世帯

区内に住所を有し、助成を受けた器具等を自力で取り付けることが困難な世帯であって、下記のいずれかに該当する世帯。

- ①65歳以上の高齢者の単身世帯又は高齢者のみで構成される世帯
- ②介護保険法による要介護認定（要介護3以上）を受けた者の属する世帯
- ③身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者等の属する世帯
- ④その他区長が特に必要と認める世帯

3. 申請等の流れ



4. 活用制度

なし

※家具転倒防止器具等の取付支援は単独事業として実施

実績・評価

【実績】（平成18年度実績）

- 家具転倒防止器具等助成：約1,800世帯
- 家具転倒防止器具等取付支援：約350世帯

【評価】

家具転倒防止器具等として様々な物品を用意するとともに、受付窓口を地域の総合支所とすることで、制度活用の申請がしやすいものとなっている。

引き続き、家具転倒防止器具等を用いた防災対策の必要性を多くの区民に理解してもらい、本制度のさらなる周知を図ることが重要である。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	防災・生活安全支援部 防災課
関連部局	保健福祉支援部 高齢者支援課 障害者福祉課

【連携のポイント】

防災課が所管する家具転倒防止対策促進事業の助成決定者のうち、自力での器具の取り付けが困難な高齢者等を対象とした取り付け支援制度を福祉部局が制度化することにより、高齢者等による本制度の積極的な活用が可能となった。

問い合わせ先＆関連HP

【問い合わせ先】

- 防災・生活安全支援部 防災課 03-3578-2541
- 保健福祉支援部 高齢者支援課 03-3578-2400
- 保健福祉支援部 障害者福祉課 03-3578-2671

【関連HP】

- 区HP（広報みなど）
<http://www.city.minato.tokyo.jp/koho/2007/km070401/1650tps2.html>

大規模災害時の応急仮設住宅 建設等に関する事前準備

防 災

神奈川県（人口 885万人）

概 要

大規模地震の発生により県内の住宅が滅失した際に、自力再建が困難な被災者に対して、迅速に応急仮設住宅が供給できるよう、関連事務の流れを整理した「応急仮設住宅供給マニュアル」を整備。緊急時に備え、市町村や関係団体との情報共有を図っている。

また、一定規模以上の土地であってライフラインの整備が容易であるなど、被災時に応急仮設住宅の建設が可能と思われる土地をデータベース化しているほか、緊急時における担当職員の対応能力の向上等を目的として、応急仮設住宅に係る図上演習を実施している。

背 景

大規模災害の発生により災害救助法が適用された際、同法に基づき、県は速やかに応急仮設住宅を供給し、被災者の生活基盤の確保を図ることが求められる。

神奈川県では従来より応急仮設住宅の建設に関する事務処理マニュアルを作成していたところであるが、首都圏における大規模地震の発生のおそれも指摘される中、阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等の教訓を踏まえ、応急仮設住宅の建設部分だけでなく、入居管理等の部分を含めた総合的なマニュアルを作成し、部局横断的な事前の準備体制を確立することが求められていた。

応急仮設住宅供給マニュアル

1. 概要

災害発生時から応急仮設住宅の建設及び民間賃貸住宅の借り上げ、入居者の募集事務や入居後のフォロー、応急仮設住宅の維持管理や精算処分といった一連の流れを「神奈川県応急仮設住宅供給マニュアル」として整備。市町村、関係団体等に配付している。

2. 構成

- ①事務の流れ（フローチャート）
- ②各事務ごとの具体的な作業手順
- ③建設地選定基準
- ④応急仮設住宅建設の留意点
- ⑤入居条件等
- ⑥入居世帯選定基準
- ⑦その他参考資料



【応急仮設住宅】

応急仮設住宅建設可能地データベース

1. 概要

災害発生時における迅速な応急仮設住宅の建設が可能となるよう、ライフラインの整備が容易で、かつ、一定規模以上の面積（公有地の場合は2,000㎡以上、民有地の場合は4,000㎡以上）があるなど、緊急時に応急仮設住宅の建設が可能と思われる土地について、土地の状況や地権者の連絡先等をデータベース化。

市町村の調査結果を踏まえてデータを更新し、CD-ROMの形で簡易データベース（閲覧・印刷等に機能が限定）を作成の上、県関係部局、市町村及び（社）プレハブ建築協会に提供している。

2. 主な登録項目

- ①住所等：応急仮設住宅建設可能地の住所
- ②面 積：応急仮設住宅建設可能地の面積
- ③土地利用区分：畑、工業用地、文教・厚生用地、オープンスペース、空地等の別
- ④利用状況：当該応急仮設住宅建設可能地の現在の利用状況
- ⑤インフラ整備：電気や上下水道が引ける位置にあるかの別
- ⑥地権者：土地の利用を調整する相手方とその連絡先
- ⑦備 考：応急仮設住宅建設地の優先順位など



【データベースの画面イメージ】

3. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
…データベースの更新整備

応急仮設住宅図上訓練

1. 概要

大規模地震発生時における県、市町村及び関係団体の担当職員の状況判断能力及び関係機関との連絡調整等の対応能力の向上等を図るため、応急仮設住宅建設に関し、応急仮設住宅供給マニュアルに沿って、災害発生時を想定した図上訓練を平成17年度から実施している。

2. 訓練内容

<平成17年度>

以下の流れにより、図上シミュレーション型訓練を実施。

- ① 進行管理者から訓練参加機関に対し、「状況付与票」により、随時被害状況等を付与。
- ② 付与された状況に対する対応策を各機関において検討・決定。
- ③ 他機関に対して問い合わせ、報告、指示、要請等が必要な場合は「災害対応連絡票」を使用。
- ④ 「災害対応連絡票」により、問い合わせ等が伝達された場合は、関係各機関は対応策を検討・決定。実施した内容を「災害対応記録票」に記入。



【図上訓練の様子】

<平成18年度>

次の課題について、グループワーク型訓練を実施。

- ① 進行管理者から提示された条件を踏まえ、訓練参加者は、応急仮設住宅建設可能地を優先順位を付けて選定。
- ② 進行管理者から提示された条件を踏まえ、訓練参加者は応急仮設住宅の配置図を作成。

実績・評価

【実績】（平成18年度末時点）

- 応急仮設住宅建設可能地の登録状況：約2,900箇所（面積約2,800ha）
- 応急仮設住宅図上訓練
第1回：参加者44名（平成18年1月18日）
第2回：参加者57名（平成19年1月18日）

【評価】

「応急仮設住宅供給マニュアル」及び「建設可能地簡易データベース」を関係機関に配付するとともに、これらを使って、職員の事務の流れの理解及び対応能力の向上を図るための「図上訓練」を定期的を実施することで、これまで以上に、被災時における応急仮設住宅の円滑な供給が可能になったと考えられる。

今後は、建設可能地の災害時の利用に係る地権者の事前同意を得るように努めるほか、建設可能地簡易データベースへの測量図及び配置図案などの建設に資する情報の登録を進めることで、より一層、事前準備の質を高めていく必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	県土整備部 住宅課
関連部局	安全防災局 災害消防課 保健福祉部 保健福祉総務課 県土整備部 県土整備総務課

【連携のポイント】

県における災害対策全般の所管部局である防災担当部局や、災害救助全般の所管部局である保健福祉部局にも積極的な協力・参加を得たことで、各部局の災害対策における本取組の位置付け及び役割分担について共通認識を図れた。

また、実際の災害対応に関する実務経験のある（社）プレハブ建築協会の協力を得て講演や図上訓練を行うことにより、県や市町村の担当部局における災害対応について、より実践的な対応能力の向上を図ることができた。

問い合わせ先

- 県土整備部 住宅課
045-210-6539

生垣設置奨励助成制度

防 災

新潟市（人口 80万人）

概 要

潤いある住みよい都市の環境・景観づくりを推進するため、市内に所在する住居・事務所等に新たに生垣を設置する場合に、設置費用の一部を助成。

また、生垣の設置とあわせて既存のブロック塀の取り壊しを行う場合には、その撤去費用についても助成を行っている。

背 景

生け垣は、目に見える緑を増やし、家や街を彩るだけでなく、地震発生時における倒壊の危険がないなど、景観・防災の両面において高い効果を有している。

新潟市では、生垣が持つこのような効果を踏まえ、緑豊かで潤いある住みよい都市環境及び景観づくりを進める観点から、平成4年に生垣設置奨励助成制度を創設し、生垣の設置を奨励している。

生垣設置奨励助成制度

1. 概要

新潟市内において新たに生垣の設置等を行う場合に、その費用の一部について助成金を交付している。

2. 交付対象者

新潟市に居住する者又は事務所が新潟市に所在する法人で下記のいずれかに該当する者

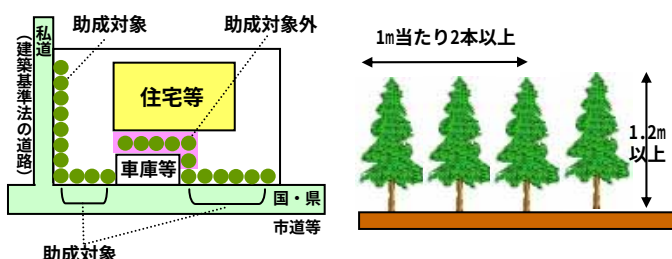
- ①新たに生垣を設置する者
- ②ブロック塀等※の全部又は一部を除却し、これに替えて生垣を設置する者

※コンクリートブロック塀、石垣、コンクリート塀その他これに類するもの

3. 交付要件

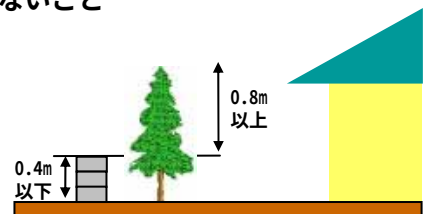
【生垣の設置】

- ①設置する生垣が国道、県道、市道その他建築基準法上の道路に3m以上面していること
- ②樹木の高さは120cm以上とし、生垣の長さ1m当たり2本以上が列状に植え込まれていること



【ブロック塀等の除却】

- ①除却の延長は3m以上で生垣設置延長を超えないこと
- ②除却後の高さが概ね40cm以下であり、生垣の健全な育成を妨げないこと



4. 助成金額

以下の区分毎に算出した額を交付。ただし、助成金の交付は1宅地について年1回を限度とする。

なお、助成金の交付を受け生垣を設置した者は、少なくとも5年間はその保全に努めることが求められる。

【生垣の設置】

1m当たりの設置費用×設置する生垣の長さ
※設置費用は3千円/m、総額は9万円が上限

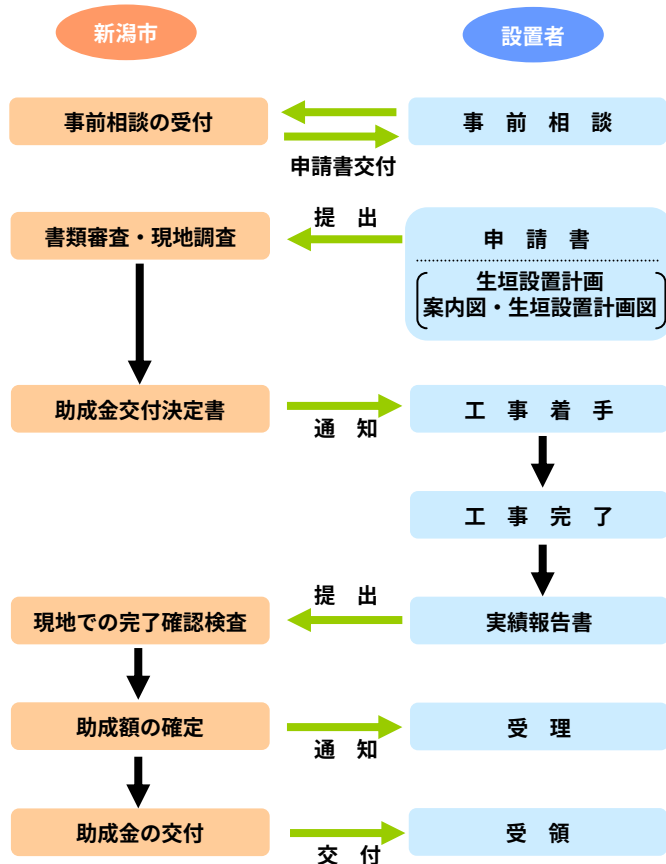
【ブロック塀等の除却】

1m当たりの除却費用×除却するブロック塀等の長さ
※設置費用は3千円/m、総額は9万円が上限



【助成を受けて設置された生垣】

5. 申請手続等の流れ



6. 活用制度

なし

※奨励金の交付は市単独事業として実施

実績・評価

【実績】

- 平成16年度実績：65件（3,024千円）
- 平成17年度実績：60件（2,974千円）
- 平成18年度実績：83件（3,291千円）

【評価】

制度創設以来、順調に活用実績が伸びてきているところであり、今後とも、市報・区役所だより、パンフレットの設置・ホームページ等で制度の周知を行い、市民が利用できるよう努めていく。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	土木部 公園水辺課
関連部局	建築部 建築行政課 住環境政策課

【連携のポイント】

建築確認申請等の窓口である建築行政課においてパンフレットの配布を行い、本制度の周知・啓発を図っている。

また、住環境政策課では、毎年度開催している「すまいづくり教室」の参加者へ本制度について周知・啓発しているほか、住宅・住環境に関する情報を総合的に提供する「住まいのホームページ」及び「住まいの情報コーナー」において本制度について周知・啓発に努めている。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

○土木部 公園水辺課

025-226-3061

【関連HP】

○市HP（民有地の緑化推進）

<http://www.city.niigata.jp/info/kouen/minyuchi.htm#IKEGAKISECHI-SYOREIJOSEI-SEIDO>

洪水ひなん地図とにいがた防災メール

防 災

新潟市（人口 80万人）

概 要

自然災害発生時における被害の防止や軽減を図るため、市内の主要な河川について、堤防が破堤した場合の浸水予想と地区内避難所を表した「洪水ひなん地図」を作成し、地域住民に配布している。

また、災害時等における避難情報等を、あらかじめアドレス登録されたPC又は携帯電話に「新潟防災メール」として配信している。

背 景

平成16年7月に発生し、記録的な被害をもたらした新潟・福島豪雨や平成17年10月に発生した新潟県中越地震など、大規模な自然災害はいつどこで発生してもおかしくない。

このような災害の発生時に、被害の未然防止や軽減を図るためには、地域における防災対策の強化に加え、平時より、市民の防災意識の高揚や防災情報の共有等を図るとともに、緊急時における迅速かつ確実な災害情報の伝達体制を構築することが重要となっている。

洪水ひなん地図

1. 概要

大雨による増水により新潟市内の主要な河川の堤防が破堤した場合を想定し、市内の地区毎に、浸水予想結果と地区内避難所を表した洪水ひなん地図を作成。区役所等を通じて各地区内の住民に配布している。

2. 内容

- ①対象河川毎の浸水想定区域及び避難所
- ②災害情報の入手方法等について
- ③避難の心得等について



【洪水ひなん地図】

3. 活用制度

- 総合流域防災事業
…洪水ひなん地図作成費

にいがた防災メール

1. 概要

災害時等における避難情報など、災害に関して緊急を要する情報について、あらかじめアドレス登録されたPC又は携帯電話にメールで配信。また、月に1度、テスト配信を兼ねて防災啓発に関する情報を配信している。

2. 配信情報

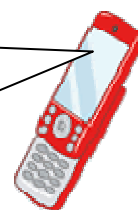
- ①避難情報（避難準備情報、避難勧告及び避難指示）
- ②災害等に関して緊急に配信する必要があると認められる情報
- ③防災啓発に関する情報

From : keitai@*****
Subject : 災害緊急情報

にいがた防災メールです。

【災害緊急情報】

午後■時●分から、◆◆地区で発生している停電により、◆◆地区の避難所を午後▲時▼分に開設しました。



【メール配信イメージ】

実績・評価

【実績】（平成18年度末時点）

- ひなん地図の配布部数：267,800部
- 防災メール登録件数：3,953件

【評価】

洪水ひなん地図については、新潟市の政令指定都市移行に伴い、新たな区域別の地図を作ると共に、洪水の情報だけでなく、地震、津波など総合的な防災情報を載せた分かりやすい地図にすることが望ましい。

にいがた防災メールについては、利用者の増加に伴い、登録者全員へのメール送信に時間がかかるようになってきていることから、サーバーの増強などメールの遅延に対する措置が必要となっている。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	市民生活部 危機管理防災課
関連部局	建築部 住環境政策課

【連携のポイント】

今後、住環境政策課においても、住宅・住環境に関する情報を総合的に提供する「住まいのホームページ」及び「住まいの情報コーナー」等において、これらの取り組みについて周知・啓発していく予定である。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

○市民生活部 危機管理防災課

025-226-1143

【関連HP】

○市HP（にいがた防災メール）

<http://www.city.niigata.jp/info/bousai/14bousaimail/bousaimail.htm>

住宅用火災警報器の設置促進活動

防 火

青森県三沢市（人口 4万3千人）

概 要

火災予防運動期間中の行事の一環として、高齢者家庭への防火指導とあわせ、公募等による住宅用火災警報器の無償取り付けを行っている。

背 景

三沢市においては、従来より三沢市防災協会の防災事業の一環として、毎年、高齢者家庭を対象に防災用品（非常用懐中電灯）の支給を行ってきたところであるが、同事業が完了したことを機に、平成13年度からは、高齢者家庭への防火指導とあわせて、住宅用火災警報器の無償支給を開始し、火災予防の普及に取り組んでいる。

住宅用火災警報器の無償設置

1. 概要

例年春期及び秋期に全国的に実施される火災予防運動における行事の一環として、高齢者家庭への防火指導とあわせ、公募等による高齢者家庭への住宅用火災警報器の無償取り付けを行っている。



【火災警報器取り付けの様子】

2. 対象者

65歳以上の一人暮らし高齢者

※公募分については先着10世帯。公募以外の分については、防火指導の結果火災警報器設置の必要が認められ、かつ、設置の同意が得られた世帯。

3. 助成内容

各戸につき、住宅用火災警報器 1 個

4. 活用制度

なし

※火災警報器は三沢市防災協会の防災事業により給付



【住宅用火災警報器】

実績・評価

【実績】（平成18年秋の火災予防運動）

- 公募による高齢者宅：5 戸
- 公募以外による高齢者宅：18 戸

【評価】

消防法第9条の2に基づいて改正された三沢市火災予防条例が、平成18年6月に施行されたことに伴い、既存の住宅、アパート等についても、平成20年6月までに住宅用火災警報器を設置することが義務付けられたことから、引き続き、本制度等を通じた火災警報装置の設置促進を図る必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	三沢市消防本部 予防課
関連部局	三沢市防災協会

【連携のポイント】

三沢市防災協会の防災事業と連携し、火災警報器の購入を防災協会が行い、火災警報装置の設置希望の公募や機器の取り付けを消防本部が行っている。

問い合わせ先

- 三沢市消防本部 予防課
0176-54-4279

要援護老人世帯への 住宅用火災警報器の設置推進

防 火

千葉市（人口93万人）

概 要

高齢者世帯等を対象に、住宅防火訪問を実施。各世帯・住宅ごとの防火安全性の現状評価や改善のための防火指導を行っている。

また、防火訪問の際には、住宅用火災警報器の設置状況を把握し、希望者を対象に、福祉部局が行う給付等事業への申請指導も行っている。

背 景

住宅火災による死者の増加に鑑み、千葉市においても消防法改正に伴う火災予防条例の改正（平成18年6月1日施行）を行い、新築住宅については施行の日から、既存住宅については平成20年6月から、住宅用火災警報器等を設置することを義務付けた。

条例の施行を受け、既存住宅への火災警報器等の積極的な設置促進を図っているところであるが、住宅火災においては死者数の過半数を高齢者が占めており、今後の高齢化の進展も踏まえ、高齢者等の災害時要援護者住宅への住宅用火災警報器の早期設置が急務となっている。

災害時要援護者住宅に対する防火訪問

1. 概要

市内の高齢者世帯等を対象に、防火訪問を実施。各世帯・住宅ごとの防火安全性の現状評価及び改善のための防火指導を行っている。

また、防火訪問の際には、市の福祉部局が所管している「要援護老人等日常生活用具給付等事業」の給付対象品目に住宅用火災警報器が含まれていることを紹介し、同制度を活用した住宅用火災警報器の普及を促進している。



【防火訪問の様子】

2. 防火訪問の内容

【防火訪問の主な内容】

- ①住宅火災の現状説明及び住宅防火対策の啓発
- ②住宅用火災警報器の必要性の説明及び給付事業（要援護老人等日常生活用具給付等事業）の紹介
- ③取扱事業者等に関する情報提供及び設置指導書（適切な設置場所、機種）の交付
- ④給付事業申請書の記載要領等の説明

実績・評価

【実績】（平成18年度）

- 防火訪問実施世帯数：1874世帯
（うち要援護老人等日常生活用具給付等事業への給付申請：380件）

【評価】

個人情報取扱いの問題により高齢者世帯等の把握が困難になっている状況から、町内自治会や民生委員等と連携することで、積極的に防火訪問希望者を募っているが、今後もさらに草の根的な広報活動を展開していく必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	消防局 予防課
関連部局	保健福祉局 高齢福祉課

【連携のポイント】

高齢福祉課所管の給付事業を活用することにより、高齢者世帯等へ住宅用火災警報器のさらなる設置が期待できることから、火災予防運動など様々な機会を捉えた当該事業の広報活動を実施している。

また、給付申請がスムーズに行われるよう、訪問する職員が給付事業の対象や申込方法等の熟知に努めた。

問い合わせ先

- 消防局 予防課

043-202-1613

地域住民への防火啓発活動

防 火

山梨県南アルプス市（人口 7万2千人）

概 要

人目につきにくく、放火などの不審火を招きやすい空家について、火災予防の徹底を図る観点から、管轄地域の空家調査を実施。調査結果に基づき、所有者等に対して火災予防上必要な指導を行っている。

また、高齢者の焼死事故や財産の損失防止を図るため、春の火災予防運動の一環として、市内に在住する一人暮らし高齢者家庭を訪問し、住宅の防火診断と火災予防指導を行っている。

背 景

平成17年中の出火原因のうち、「放火の疑い」は全体の約20%を占めており、また、その中には空家における未成年者の喫煙によるものも考えられるなど、地元警察等と連携した防火対策が必要となっている。

また、住宅火災による死者について、年齢階層別の死者発生数は、年齢が高くなるにしたがって著しく増加しており、高齢者に対する防火対策の推進が急務となっている。

空家調査

1. 概要

管轄地区における空家について空家調査を行い、調査結果を基に所有者等に対して火災予防指導を行っている。

2. 調査対象

一定期間継続して使用しない状態におかれた建築物（共同住宅の空き部屋は除く。）

3. 調査内容

- ①倒壊の危険の有無
- ②戸締まりの状況
- ③燃焼のおそれのある周囲物（枯れ草等）の有無
- ④LPG等の放置の有無



【空家調査の様子】

4. 火災予防指導

空家調査の結果に基づき、空家の所有者、管理者等に対して具体的な火災予防指導を実施。

【指導内容】

- ①施錠指導
- ②定期的な見回り指導
- ③第一着火物となるおそれのある可燃物の除去指導
- ④危険物の除去指導
- ⑤枯れ草等の刈り取り指導
- ⑥倒壊のおそれの周知
- ⑦（必要に応じて）建物の取り壊し・撤去指導

高齢者宅への防火訪問

1. 概要

一人暮らしの高齢者世帯を対象に防火訪問を行い、火気管理や防災器具の設置状況の確認、消火器の使用方法的指導等を行っている。



【高齢者宅防火訪問の様子】

2. 対象世帯

市内に在住する75歳以上の一人暮らし高齢者世帯及び地域の民生委員から要望があった世帯

3. 防火診断の内容

- ①自力避難の可否、緊急連絡先の有無 等
- ②消火器、住宅用火災警報機の設置の有無 等
- ③ストーブ等の使用の有無、ガス漏れ警報機の設置の有無、喫煙状況、灯油等危険物の保管状況 等
- ④電気器具等の異常の有無、配線状況 等

4. 火災予防指導等

防火訪問を行った高齢者に対しては、防火診断の結果をふまえた火災予防指導を行っているほか、緊急時に備え、当該高齢者の生活環境や避難能力等を「一人暮らし高齢者台帳」に記載し、管理している。

実績・評価

【実績】（平成18年度）

- 空家調査の実施数：91戸
- 高齢者防火訪問の実施数：410世帯

【評価】

防火意識の高揚が図られ、近年、管内の高齢者宅からの出火及び焼死事故の発生がない。また、空き家の調査及び指導を行い、取壊し又は施錠が徹底されることにより第三者の出入りができないことから不審火の発生が抑制され、防犯の面からも安心・安全のまちづくりが促進される。

今後、さらに活動を継続することにより、高齢者宅に限らず、周辺の近隣住民への防火・防犯意識を高める必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	南アルプス市消防団
関連部局	南アルプス市消防本部 南アルプス市民生・児童委員協議会 南アルプス警察署

【連携のポイント】

空家調査の実施に当たっては、地元の警察署員も同行し、防火・防犯（放火防止）の両面からの火災予防を推進している。

また、高齢者世帯等への防火訪問に当たっては、民生・児童委員協議会と連携し、訪問予定世帯の生活状況等を事前に把握するとともに、担当民生委員の同行を得ることにより、防火訪問の円滑な実施が可能となっている。

問い合わせ先

- 南アルプス市消防本部
055-283-0119

高齢者単独世帯等に対する防火訪問

防 火

滋賀県甲賀市（人口9万5千人）、湖南市（人口5万6千人）

概 要

春・秋の火災予防運動期間における取組の一環として、管轄区域内の福祉部局と連携し、地域の民生委員と消防職員が共同で高齢者世帯宅への防火訪問を実施している。

背 景

近年、住宅火災による死者数は全国的に増加を続けており、また、65歳以上の高齢者が全体の死者数の半数以上を占めるなど、今後の高齢化の進展に伴い、さらなる死者数の増加も懸念されている。

このような状況を踏まえ、急増する住宅火災による死者数の抑制・低減を図るためには、火災の危険性の啓発や火災予防思想の普及はもとより、住宅用火災警報器の設置促進を含めた徹底した住宅防火対策と高齢者を含めた災害時要援護者に対する避難支援体制の整備が重要な課題となっていた。

高齢者単独世帯等に対する防火訪問

1. 概要

消防本部の管轄区域内にある市の福祉部局を通じ、高齢者世帯の実態を最も把握している地域の民生委員から高齢者世帯に関する情報提供（住所、氏名等）を受け、消防職員と民生委員が共同して、高齢者世帯への防火訪問を行っている。



【防火訪問の様子】

2. 訪問対象世帯

一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯

3. 防火訪問の内容等

【防火訪問の主な内容】

- ①チラシ等を活用した高齢者の為の住宅防火対策についての説明
- ②リーフレットや見本機器を用いた住宅用火災警報器の説明
- ③住宅用火災警報器の悪質訪問販売に対する注意喚起
- ④防火に関する相談

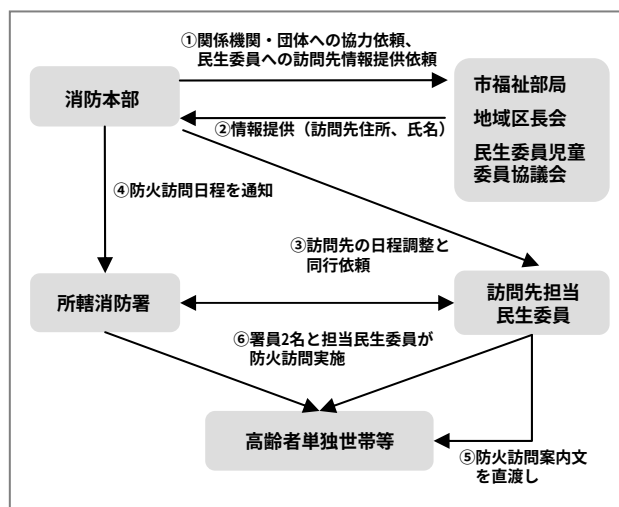


【リーフレット】

【訪問結果の活用】

防火訪問で訪れた高齢者単独世帯等については、災害時要援護者の資料として、予防規程に定める様式により台帳を作成している。

【防火訪問に関する関係機関等との連携スキーム】



4. 実施時期

春・秋の火災予防運動期間

実績・評価

【実績】

○防火訪問実施世帯数（平成18年度）

- ・甲賀市：179世帯
- ・湖南市：73世帯

【評価】

一軒一軒の訪問という地道な事業ではあるが、一対一の対面式広報を通じた住宅用火災警報器の設置の必要性を含めた防火意識の浸透度は、実施者の感想からも効果は大きいと感じている。

また、高齢者と接する機会の多い民生委員の同行を得ることで相手側にも安心感を与えられ、スムーズな防火訪問の実施が可能となった。

今後は、災害時要援護者台帳の情報をもとに災害緊急時の支援システムを構築するとともに、地域消防団や市防災担当部局とも連携を深め、更なるネットワークの拡大に努めたい。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	甲賀広域行政組合消防本部 予防課
関連部局	甲賀市健康福祉部 社会福祉課 甲賀市社会福祉協議会 湖南市健康福祉部 高齢福祉介護課 社会福祉課 甲賀市、湖南市民生委員児童委員協議会 甲賀市、湖南市区長会

【連携のポイント】

市の福祉部局や民生委員の会合などに直接出向き、当該事業について説明と協力の依頼をし、実施の必要性について理解を得るよう努めている。

また、日程調整については、訪問先の担当民生委員個人と直接連絡を取り、民生委員及び訪問先の希望日程を把握することにより、防火訪問に係る負担の軽減に配慮している。

問い合わせ先

- 甲賀広域行政組合消防本部 予防課：0748-63-7932

神奈川県安全・安心 まちづくり団体事業補助金

防 犯

神奈川県（人口 885万人）

概 要

地域の防犯性向上のため、県民や事業者が自主的に「安全・安心まちづくり団体」を組織し、継続的かつ計画的な活動を開始する場合、当該事業の立ち上げに必要な物品購入費を補助している。

背 景

神奈川県では、身近な犯罪を抑止し、県民が安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察力の強化に加え、県民総ぐるみで犯罪をなくしていくための規範となる「神奈川県犯罪のない安全・安心まちづくり推進条例」を平成17年4月より施行。県民や関係機関が一体となった取組みを推進している。

安全・安心まちづくり団体事業補助金

1. 概要

県民や事業者が自主的に組織する団体（町内会・自治会を含む。）であって、継続的かつ計画的に地域の防犯性向上のための活動を行う団体（以下「安全・安心まちづくり団体」）が新たに開始する事業について、その立ち上げに必要な物品購入費を補助している。

2. 補助対象

安全・安心まちづくり団体が地域の安全・安心まちづくりの推進のために行う以下の非営利事業の開始に伴い必要となる経費。

【対象事業】

- ①防犯パトロール事業
- ②学校及び通学路安全確保事業
- ③防犯キャンペーン事業

※市町村など他の公共団体から補助又は物品支給を受けている場合は補助対象外

【補助対象経費】

以下の物品の購入経費

- ①帽子、Tシャツ、ポロシャツ、トレーナー、ベスト等の防犯活動用被服
- ②防犯用腕章、タスキ、プレート、ステッカー、のぼ旗、のぼり旗用ポール、拡声器、青色回転灯等の補助対象事業を実施していることを表す物品
- ③防犯用笛、防犯ベル、信号灯、懐中電灯等の活動中の安全の確保に資する物品

※①②については「防犯」の表示を行うなど、安全・安心まちづくりの活動を行うためのものであることが分かるよう表示されたものに限り。

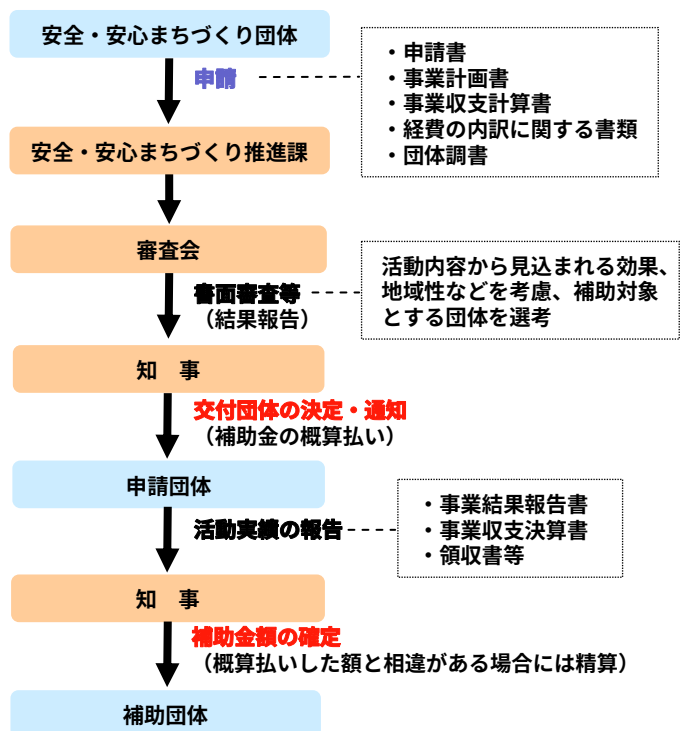
3. 補助金額

1団体8万円を上限



【補助を受けて購入した物品と防犯活動の様子】

4. 申請手続等の流れ



5. 活用制度

なし

※物品購入費の補助は県単独事業として実施

実績・評価

【実績】

○補助金交付団体：285団体（平成17年度）

【評価】

本制度では、自主防犯活動団体の立ち上がり時に経費の助成を行うことにより、自主防犯活動のすそ野を広げ、県内各地で自主防犯活動団体を増やしている。

県としては、今後とも市町村の支援制度や自主防犯活動団体の状況を踏まえ、支援を行っていく。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	安全防災局 安全・安心まちづくり推進課
関連部局	警察本部 生活安全総務課

【連携のポイント】

補助事業の選考に際しては、審査会を設置し、県の安全・安心まちづくり推進課、地域県政総合センター、警察本部生活安全部が共同して審査に当たっている。

問い合わせ先＆関連HP

【問い合わせ先】

- 安全防災局 安全・安心まちづくり推進課
045-210-3515

【関連HP】

- 県HP（安全・安心まちづくりホームページ）
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/anzenansion/anzenindex.htm>

ハウスクエア横浜における住まいの 防犯体験コーナーの常設展示

横浜市（人口 361万人）

概 要

長期的・公益的な視点に基づく住文化創造のための総合施設として、通常の住宅展示場に加え、住まいづくりに関する体験施設や情報カウンター等を備えた「ハウスクエア横浜」を開設。

同施設内において、防犯関係団体・企業との協働により、防犯仕様の体験ハウスや防犯性能の高い建物部品等を展示した「見て・触れて・体験する」ことのできる「住まいの防犯体験コーナー」を設置している。

背 景

横浜市においては、市民意識調査において、平成15年から4年間にわたり「防犯対策」に対する要望が最も高かったことを踏まえ、平成17年11月、実践的な防犯計画として「よこはま安全・安心プラン」を策定。

同プランに基づき、地域防犯の啓発や防犯対策の充実など地域防犯力の向上を目指した取り組みを推進しているところであり、これらの取り組みの一環として最新の防犯建物部品等を常設することにより、地域防犯の啓発や防犯建物部品の普及など、防犯対策の充実を図ることとした。

ハウスクエア横浜

概要

住生活の充実を目的に設立された長期的・公益的な視点に基づく住文化創造のための総合施設として、通常の住宅展示場に加え、住まいづくりに関する体験施設や情報カウンター等を備えている。

【施設概要】

- 住宅展示場：27区画
- 住まいの情報館：24,805㎡
 - ①住まいづくり体験館
 - ・住まいの防犯体験コーナー
 - ・住まいの体験広場
 - ・モジュールワンダーランド
 - ・体験トンネル 等



【住まいづくり体験館】

- ②ライブラリー
- ③住まいの相談カウンター



【ライブラリー】



【相談カウンター】

住まいの防犯体験コーナー

1. 概要

実際に「見て・触れて・体験できる」防犯体験コーナーとして、防犯関係団体・企業の協力を得て、本物の防犯建物部品で製作した防犯仕様の体験ハウス展示。あわせて、「防犯性能の高い建物部品目録※」に掲載された防犯性能の高い鍵・ガラス等の見本品等を展示し、防犯性の高い建物部品の普及を図っている。

※「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」により、「侵入までに5分以上の時間を要する」など一定の防犯性能があると評価された建物部品の目録。認定部品については、共通標準（Crime-Preventionマーク）の使用が認められる。

【展示内容】

- ①防犯仕様の体験ハウス

防犯関係企業から無償で提供された本物の防犯建物部品を使って制作された体験ハウスを設置
- ②防犯性能の高い建物部品

防犯性能の高い建物部品として官民合同会議の認定を受けた鍵、防犯ガラス等の防犯グッズの見本品を多数展示
- ③防犯啓発パネル

侵入者の手口や心理、戸建て住宅・マンション等の防犯対策について、イラストで分かりやすく開設したパネルを展示



【CPマーク】

④パンフレット、防犯チェックシート等

体験ハウスに使用した防犯建物部品やセキュリティ関連製品のカタログ、防犯関係団体のパンフレット、防犯チェックシート等を展示



【住まいの防犯体験コーナー】

2. 活用制度

○公営住宅等関連事業推進事業

…ハウスクエア横浜開設費

※当該事業は平成17年度より地域住宅交付金に再編

○地域住宅交付金（提案事業）

…音声案内装置設置費

実績・評価

【実績】

○人にやさしい住まいづくり体験館来場者数

・平成16年度：61,786人

・平成17年度：62,247人

・平成18年度：61,961人

【評価】

本物の防犯建物部品を自由に見たり触ったりできる、全国でも珍しい施設であることから、来場者の防犯意識の向上に役立っていると思われる。

他方、市の北部に位置することから市全域からの集客が難しく、また、来場者数も横ばいであるため、更なるPRが必要。また、企業から無償で提供された展示機器の更新についても課題となっている。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	まちづくり調整局 住宅計画課
関連部局	警察本部 生活安全総務課

【連携のポイント】

コーナーの設置に当たっては、警察本部をはじめ、防犯関連団体からの後援を受け、関連企業からの無償提供により、防犯性能の高い建物部品を展示することができた。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

○まちづくり調整局 住宅計画課

045-671-3975

【関連HP】

○ハウスクエア横浜HP

<http://www.housquare.co.jp/>

防犯ドクターとの協働による 住宅の防犯診断

防 犯

岐阜県（人口 210万人）

概 要

建物防犯に詳しい者を、「防犯ドクター」として県内の各地域に委嘱。県警察と防犯ドクターが協働して、侵入犯罪多発地域等における一戸建て住宅、アパート等への防犯診断を実施している。

背 景

岐阜県の犯罪情勢は、平成14年に刑法犯認知件数が戦後最多を記録、近年に至っては減少はみられるものの、依然として高水準で推移している。

このような状況の中、県政に関するアンケートでは防犯に対する要望が第1位となり、住宅の性能においても、「防犯性」の確保・向上に関する要望が全体の半数を超えるなど、建物防犯対策が重要な課題の1つであることから、岐阜県警察では、平成17年1月から防犯ドクターと協働による住宅等の防犯診断を開始し、県民の防犯意識の高揚と自主防犯の促進を図っている。

住宅に対する防犯診断

1. 概要

建物防犯に詳しい者（地域安全活動アドバイザーや地域安全指導員、警察OBなど）を、県内の各地域毎に防犯ドクターとして委嘱。

県警察と防犯ドクターとが協働して、県内の侵入犯罪多発地域等における一戸建て住宅・アパート等への防犯診断を無償で実施している。

2. 対象住宅

原則として侵入犯罪多発地域、侵入犯罪が多発するおそれがある地域で、世帯主等の了解が得られた住宅



【防犯ドクター等による防犯診断の様子】

3. 活用制度

74 なし ※各防犯ドクターは無償で活動

【防犯診断チェックシート（戸建住宅）】

あなたの家の防犯診断

塀・柵・垣根

- ☐ 二階への足場になっていませんか
- ☐ 見通しがよい構造ですか

窓

- ☐ 補助錠が付いていますか
- ☐ 破壊に強いガラスになっていますか
- ☐ 面格子などが付いていますか
- ☐ 防犯センサーが取り付けられていますか



- ☐ 手すり、腰壁は見通しが良いですか

ベランダ

- ☐ 足場なりそうな物が置いてありませんか

庭・車庫等

- ☐ 足場になりそうな物は置いてありませんか
- ☐ センサー・ライトなどの防犯機器がありますか
- ☐ 植栽が剪定され外からの見通しがよいですか

出入口（玄関・勝手口）

- ☐ ワンドア・ツーロックになっていませんか
- ☐ ピッキングのできないかぎになっていますか
- ☐ ガードプレートが付いていますか
- ☐ センサー・ライトなどの防犯機器はありますか

実績・評価

【実績】（平成18年度末時点）

- ☐ 防犯診断実施件数：約35,000世帯（累計）
- ☐ 防犯ドクター委嘱数：約330名

【評価】

平成17、18年の県内の住宅侵入犯罪は、2年連続して減少した。今後、県、関係機関等と連携による防犯建物用品の普及が必要である。

関連部局

担当部局

警察本部 生活安全総務課

問い合わせ先

- ☐ 警察本部 生活安全総務課
058-271-2424(3043)

自治会防犯灯の設置費補助

防 犯

浜松市（人口 82万人）

概 要

夜間における犯罪の防止及び交通安全を図るため、市内の一部区域内における自治会等が行う防犯灯の設置及び維持管理に対して補助金を交付している。

背 景

浜松市においては、自治会を中心とした各種団体で組織された「町を住みよくする会」が市の補助を受けて、昭和33年から幅広い地域活動を行ってきたところであり、これらの活動の中の防犯灯事業について、昭和53年から自治会への補助として制度を開始した。

防犯灯設置費等補助

1. 概要

市内の一部区域（中区、東区、南区等）における自治会等が行う防犯灯の設置又は維持管理に対し、補助金を交付している。

2. 補助対象

自治会が設置する防犯灯で、以下の設置基準等に適合するもの

【設置基準】

- ①防犯灯間の距離が30m以上あること
- ②40W以内の蛍光灯・水銀灯・白熱灯等であること
- ③商店街振興を目的とするものでないこと
- ④個人の庭や駐車場を照らしていないこと

【維持管理基準】

自治会の事務所等に防犯灯の維持管理台帳及び防犯灯の位置図を常時備え置くこと



【補助を受けて設置された独立式防犯灯】

3. 補助金額

【防犯灯設置費補助金】

- ①共架式：一灯につき14,400円（限度額）
- ②独立式：一灯につき36,000円（限度額）

※共架式…既設柱及び外壁等に取り付けるもの
独立式…専用の柱を設置し、取り付けるもの

【防犯灯維持管理補助金】

- ①電気料：全額
- ②補修費：一灯につき700円

4. 活用制度

○地域住宅交付金（提案事業）

…防犯灯設置費補助金

※維持管理補助金は市単独事業として実施

実績・評価

【実績】（平成2年度から平成17年度までの累計）

- 共架式防犯灯：14,741灯（211百万円）
- 独立式防犯灯：2,024灯（70百万円）

【評価】

防犯灯の設置補助を通じ、自治会の地域安全活動が活発になり、地域住民に安心を与えている。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	企画部 市民協働推進課
関連部局	建築・住宅部 住宅課

【連携のポイント】

従来、市の単独事業として実施してきた防犯灯の設置補助について、住宅課と連携することにより地域住宅交付金（提案事業）を活用することができた。

また、各自治会毎の防犯灯の希望灯数の把握に際しては、自治会連合会役員会に取りまとめ協力を要請しながら補助事業を進めている。

問い合わせ先

○企画部 市民協働推進課

053-457-2094

沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度による 防犯に配慮した住まいづくりの促進

沖縄県（人口 136万人）

概 要

ちゅらうちなー安全なまちづくり条例に基づき、県民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する共同住宅で他の模範となるものを「沖縄県防犯モデル共同住宅」として登録。

登録を受けた共同住宅には登録証が交付され、新築マンション・賃貸アパート等の防犯設備について事前の広報・販売等に活用できるほか、マンションの購入資金等について、沖縄銀行が融資金利の優遇を行っている。

背 景

平成11年以降、刑法犯認知件数が増加を続けていた沖縄県では、県警を中心とした犯罪抑止対策を推進するとともに、県・事業者・県民が横の連携を強化し、安全なまちづくりに関する取り組みを促進して、犯罪のない安全・安心な沖縄県を目指すため、平成15年に「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例」を制定。犯罪を減らして日本一安全な沖縄県を目指す県民総ぐるみの運動を推進している。

県内の住宅における窃盗被害については、ガラス破りによる空き巣が約3割程度となっている一方で、空き巣の約4割、忍び込みの約7割が無施錠被害であるなど、県民の防犯意識の低さに起因する被害も少なからずあることから、犯罪に遭いにくい住まいづくりの普及・促進とあわせ、犯罪の予防と県民の防犯意識の高揚を図ることが求められていた。

沖縄県防犯モデル共同住宅登録制度

1. 概要

ちゅらうちなー安全なまちづくり条例に基づき、県民が安全に安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する共同住宅で他の模範となるものを「沖縄県防犯モデル共同住宅」として登録。

登録を受けた共同住宅には、登録通知書と登録証（プレート）が交付され、新築マンション・賃貸アパート等の防犯設備について事前の広報・販売等に活用できるほか、マンションの購入資金等については、沖縄銀行が融資金利の優遇（0.10%）を行っている。

2. 実施主体

（財）沖縄県防犯協会連合会

※防犯モデル共同住宅の審査については、同連合会の下に設置された防犯共同住宅審査委員会において、一級建築士・防犯設備士等による審査委員が実施。

【登録証（プレート）】



3. 審査基準

沖縄県が制定した「共同住宅に関する防犯上の指針」、警察庁と国土交通省が平成13年に策定した「防犯に配慮した共同住宅の設計指針」に基づき、知事を会長とするちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議と（財）沖縄県防犯協会連合会が定めた「沖縄県防犯モデル共同住宅審査基準」を用いて審査。

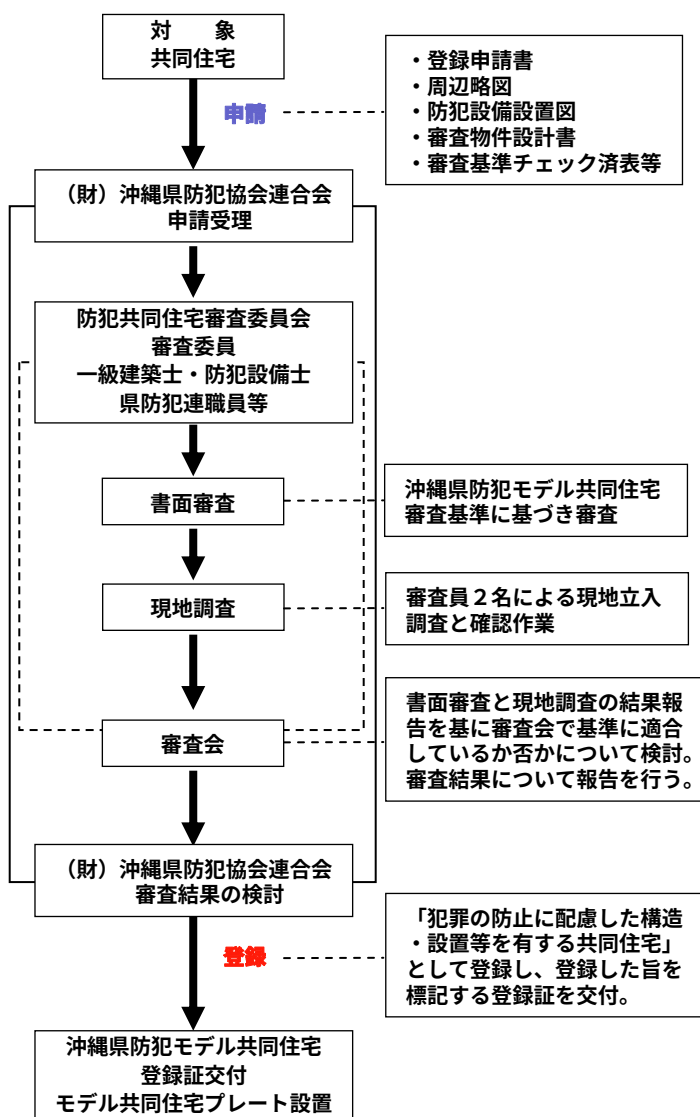
【主な審査内容】

- ①外部から建物内に侵入しにくい構造
- ②共用部分の見通しを確保した構造
- ③エレベーター内への防犯カメラ、非常通報装置等の防犯設備の設置
- ④駐車場等の明るさの確保など盗難防止設備の設置
- ⑤ピッキング困難な錠と補助錠の設置



【登録防犯モデル共同住宅】

4. 申請手続きの流れ



また、現在、認定審査に当たっては、県が制定した「共同住宅に関する防犯上の指針」等に基づく審査基準を用いていることから、国及び他の都道府県の実態も参考にして審査基準の見直し等を検討し、同制度の普及促進を図る必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	文化環境部 県民生活課
関連部局	土木部 建築指導課 住宅課 警察本部 生活安全課 安全なまちづくり推進課

【連携のポイント】

本制度の創設に当たっては、ちゅらうちな一安全なまちづくり推進会議の下に設置された「ちゅらまちづくり専門部会」において、土木部、警察本部等とも連携しつつ検討を実施した。

問い合わせ先&関連HP

【問い合わせ先】

○文化環境部 県民生活課

098-866-2187

【関連HP】

○沖縄県防犯協会連合会HP

<http://www.okinawakenbouhankyoukai.com/>

5. 活用制度等

- 「防犯に配慮した共同住宅の設計指針」
(平成13年警察庁・国土交通省策定)

実績・評価

【実績】(平成18年12月現在)

- 那覇市内及び浦添市内で計3件のマンションを登録

【評価】

既存住宅の認定については、審査基準に満たない場合に手直し工事等が必要となるなど申請者の負担も大きくなることから、住宅の設計段階での申請が促進されるよう、広報を通じた制度の浸透を図る必要がある。

羽後町定住促進奨励金制度

その他

秋田県羽後町（人口 1万8千人）

概要

U・Iターン者の定住促進を図るため、羽後町での定住を目的として住宅の建築・購入または宅地の取得をしたU・Iターン者を対象に、当該住宅・宅地に係る固定資産税相当額を奨励金として交付しているほか、羽後町に転入し、居住を継続しているU・Iターン者に対して、定住を奨励するための奨励金を交付。

また、定住促進の観点から、町内において消雪道路や上下水道等を完備した良質な分譲地を造成・供給するとともに、当該分譲地を購入して住宅を建築した者に対して奨励金の交付を行っている。

背景

羽後町においては、若年者の町外転出や少子高齢化の進展等により、平成13年に2万人を割った町民人口が、今後十年間ではさらに1万6千程度まで減少することが見込まれるなど、人口減少に歯止めがかからない状況にある。

平成17年に策定した第4次羽後町総合発展計画では、人口の減少傾向に歯止めをかけ、地域の活性化を図る観点から、平成26年度に町民人口を1万7千人とすることを目標に設定したところであり、U・Iターン者等の定住促進を図ることが重要な課題となっていた。

羽後町定住促進奨励金

1. 概要

羽後町での定住を目的として住宅の建築・購入又は宅地の取得をしたU・Iターン者を対象に、当該住宅・宅地に係る固定資産税相当額を奨励金として交付。

また、羽後町に転入し、居住を継続しているU・Iターン者に対し、定住を奨励するための奨励金を交付している。

※Uターン者：町出身者で、5年以上町外で生活した後、再び羽後町に住民登録して生活の基盤が羽後町にある者

※Iターン者：町外出身者で、新たに羽後町に住民登録し、生活の基盤が羽後町にある者

2. 交付対象者等

【住宅建築等・宅地取得助成】

羽後町に転入したU・Iターン者で、次のいずれかに該当する者

- ①定住を目的として町内において戸建住宅の新築又は建売住宅の購入をした者
- ②定住を目的として自らが居住する住宅を建築するための宅地又は建売住宅に付属した宅地を取得した者

区 分	住宅建築等	宅地取得
対象者	定住目的で住宅建築又は建売住宅を購入した者	定住者で住宅建築を目的に宅地を取得した者
奨励金	当該住宅固定資産税相当額	当該住宅固定資産税相当額
交付回数	最初の固定資産税課税年度から3年間	
交付条件	中古住宅も対象となるが、本奨励金の対象となった住宅は除外する	奨励金を受けた日から3年以内に住宅を建築すること

※川原田分譲地定住促進奨励金（後述）の交付を受けた者は交付対象外

【定住奨励】

羽後町に転入したU・Iターン者で、満2年以上居住を継続している者

※転勤等で一時的に住民登録を行った者、婚姻による住民登録を行った者等は交付の対象外

区 分	定住奨励金	
対象者	単身で転入した者	家族で転入した者
奨励金	20万円	30万円
交付回数	交付申請し、審査の上決定されたとき（1回）	
交付条件	羽後町に転入し、満2年を超えて居住し、奨励金の交付を受けた日から3年以上定住すること	

※奨励金の交付を受けた者が交付条件を満たさない場合は、奨励金を返還するものとする

3. 活用制度

なし

※上記奨励金の交付はいずれも町単独事業として実施

川原田分譲地定住促進奨励金

1. 概要

消雪道路や上下水道等を完備した良質な分譲地（川原田分譲地）を造成・供給するとともに、当該分譲地を購入して住宅を建築した者に対して奨励金の交付を行っている。

【川原田分譲地】



2. 交付対象者等

川原田分譲地に平成21年3月末日までに土地売買契約を締結し、居宅部分80㎡以上の住宅を建築した者を対象に下表の奨励金を交付。

交付要件	交付期間	奨励金額
町内建築業者を利用して住宅を建築した者	該当する要件につき1回限り	該当する要件につき、それぞれ10万円
契約時に満40歳以下であった土地購入契約者		
契約時に町外に住所を有していた者		
金融機関から融資を受けて土地又は住宅を取得した者	融資を受けた年度の次年度から5年間	利子相当額（上限年間10万円）
契約時に町外に住所を有し、満60歳以上であった土地購入契約者	固定資産税が最初に課税された年度から5年間	固定資産税相当額（上限年間10万円）

3. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
 - …定住奨励金

実績・評価

【実績】（平成18年度末時点）

- 羽後町定住促進奨励金
 - 交付認定：住宅・建築等2件、定住奨励金4件
- 川原田分譲地定住促進奨励金
 - 交付：6件（計90万円）

【評価】

平成16年度から52区画の分譲地の販売を開始し、3ヵ年で26区画を販売した。そのうち、川原田分譲地奨励金の対象となった世帯は約2割の6世帯である。平成17・18年度の購入者の約5割は20代～30代の若い夫婦で、当該奨励金が川原田分譲地購入の契機となったと考えられる。

羽後町定住促進奨励金は、平成18年度からの施行で、現在交付実績はないものの、交付認定者がおり、宅地購入・住宅建築を検討している方や町外から転入した方からの問い合わせもあることから、当該制度に対する関心は大きいと考えている。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	羽後町 財政課
関連部局	羽後町 企画商工課

【連携のポイント】

立地条件の整った川原田分譲地の販売を中心とし、町内に定住を目的に宅地購入・住宅建築を検討されている方ができるだけ多く奨励の対象となるよう、財政課（川原田分譲地定住促進奨励金を所管）及び企画商工課（羽後町定住促進奨励金を所管）が連携して両制度の交付要件を設定している。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

- 羽後町財政課

0183-62-2111（233）

【関連HP】

- 町HP（羽後町に定住を希望する方を応援します）

http://www.ugomachi.com/e_ugo/kurasi/gyosei/kikaku/tyousei/ui_t.html

田舎暮らし体験モデル住宅整備及び

空き家住宅リフォーム補助事業 岐阜県飛騨市（人口2万9千人）

その他

概要

飛騨市における人口の増加・定住の促進等を図るため、同市での田舎暮らしを希望する者を対象に空き家の斡旋等を行う「飛騨市田舎暮らし斡旋支援公社」を設立。空家データベースを活用した空家斡旋や田舎暮らし体験モデル住宅の提供等を行っている。

また、飛騨市内での田舎暮らしを希望し、市内の空き家を購入・賃借した者を対象として、住宅のリフォームを行った際の費用の一部について補助を実施している。

背景

平成16年に古川町・河合村・宮川村・神岡町が合併して誕生した飛騨市では、少子高齢化・過疎化の進行による人口の減少が深刻化しており、合併以来、急務の課題として定住人口の増加対策を検討してきた。

このため、飛騨市の人口の増加及び定住を促進し、農村機能の維持及び都市部と農村部の交流により市の活性化を図るため、人口減少に伴い次第に増加しつつあった市内の空き家を活用し、田舎暮らしを希望する都市部在住者に斡旋する「飛騨市田舎暮らし斡旋支援公社」を平成17年10月に設立。

空家の情報収集・提供のほか、田舎暮らしを希望する者への農業指導、就職相談など総合的な移住支援を行っている。

田舎暮らし体験モデル住宅

1. 概要

築100年を経過した古民家をリフォームした住宅。
木造2階建（298.75㎡）

【太江田舎暮らし体験モデル住宅】



2. 利用資格等

【利用資格】

田舎暮らしを希望し、将来的に飛騨市に永住する希望がある者で、飛騨市田舎暮らし斡旋支援公社の利用希望登録をした者

【利用期間】

利用者の希望日数（1回の利用につき2週間まで。
年間の利用回数には制限無し）

【利用料】

月額2,000円

【利用者の選考】

原則先着順

3. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
…モデル住宅整備費

飛騨市田舎暮らし斡旋支援事業補助金

1. 概要

市内での田舎暮らしを希望して市内の空き家を購入等した者を対象に、リフォーム費用の一部を助成。

2. 対象者

- ①都市部に居住していた者で、田舎暮らしを希望し、飛騨市内の空き家を購入もしくは賃借して住民登録をした者
- ②その他市長が適当と認めた者

3. 補助対象事業及び補助金の額

【補助対象事業】

風呂、便所、台所、洗面所の改修

【補助金の額】

対象経費の2分の1以内で、2,000千円を上限として補助
※リフォームした空き家を10年以内に転売又は転居・転出した場合等には補助金の全部又は一部を返還

【10年未満で転売等した場合の補助金返済額】

経過年数	返済額
1年未満	補助金の全額
1年以上2年未満	補助金の90%
2年以上3年未満	補助金の80%
3年以上4年未満	補助金の70%
4年以上5年未満	補助金の60%
5年以上6年未満	補助金の50%
6年以上7年未満	補助金の40%
7年以上8年未満	補助金の30%
8年以上9年未満	補助金の20%
9年以上10年未満	補助金の10%
10年以上	無

4. 活用制度

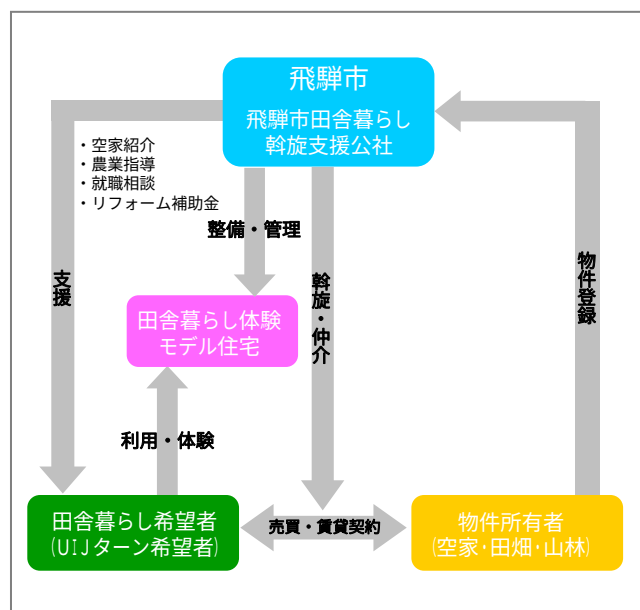
- 地域住宅交付金（提案事業）
 - …リフォーム補助

空家斡旋制度

概要

飛騨市内の空き家に関する情報及び空き家の利用希望者に関する情報をデータベース化し、登録情報を基に物件の斡旋等を行っている。

【飛騨市田舎暮らし実践の仕組み】



実績・評価

【実績】

- 平成17年度移住1世帯、平成18年度物件契約5世帯
- モデル住宅利用状況（平成18年度末現在）
 - …利用日117日、41組114人が利用

【評価】

この移住施策では二地域居住を想定しておらず、完全に移住し、地域活動に積極的に参加してもらうことを前提としているため、移住を希望する者が決断に至るまでには相当な時間を要するものと考えていた。したがって、短期間で成果を期待する事業との認識はないが、事業開始から1年半余りで6世帯の物件契約（うち5世帯はすでに移住済）の実績が残せたことは大きな成果だと評価できる。今後の事業評価の鍵は、移住者の定着と地元との協同・協調にかかっているといえる。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	基盤整備部 都市整備課
関連部局	企画経営部 総合政策課

【連携のポイント】

本制度の根幹となる斡旋支援制度の創設、運営全般は総合政策課が担当し、体験モデル住宅の整備やリフォーム補助制度といったハード面について都市整備課と連携をとることで、地域住宅交付金（提案事業）を活用することができた。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

- 企画経営部 総合政策課
- 0577-73-6558

【関連HP】

- 市HP
- <http://www.citv.hida.gifu.io/inaka/index.htm>



「すまいるネット」における

総合的な相談・住情報の提供 神戸市（人口152万人）

その他

概要

市民のすまいに関するあらゆる相談に応えるワンストップ型の総合拠点として「神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）」を設置。すまいに関する相談や情報提供、知識の普及啓発等を総合的に実施している。

また、高齢者向け住宅・施設については、住宅部局の持つ高齢者向け住宅情報と福祉部局の持つ福祉施設情報を一元化し、すまいるネット相談窓口及びホームページ（神戸・すまいるナビ）等を通じた住み替え相談・情報提供を行っている。

背景

阪神・淡路大震災の被災者の住宅再建にきめ細かく対応するための相談窓口「神戸・復興住宅メッセ」において関係部局間等の連携が図られた。この経験を活かし、だれもが安心して暮らせるすまい・まちづくりを進めていくため、平成12年10月、すまいに関する総合的な相談・住情報の提供を行う「神戸市すまいの安心支援センター（すまいるネット）」を設立した。

神戸市すまいの安心支援センター
(愛称:すまいるネット)

1. 概要

市民のすまいに関するワンストップ型の総合拠点として、関連機関との密接な連携・協力体制を構築しつつ、各種相談の受付やすまいに関する情報の収集・発信、普及啓発活動等を実施している。

2. 主な業務内容

【相談業務】

- ①窓口相談員（建築士等）による住宅相談
- ②専門家（弁護士等）による高度な専門相談
- ③現地アドバイスを行う専門家の派遣

【情報提供】

- ①公的・民間住宅の物件情報の提供
- ②行政情報の提供
- ③建設業者等の選定支援

【普及啓発】

- ①セミナー、イベントの開催
- ②住教育の企画、実践
- ③冊子等の作成、発行
- ④出前講座の実施

【関連業務】

- ①すまいに関する補助事業・耐震診断等の受付
- ②マンション管理組合の活動支援



【相談フロアの様子】

3. 連携・協力体制

すまいに関する総合的なサービスの提供を行うため、「すまいるネット」の運営に当たっては県内の関連機関等と密接な連携・協力体制を構築。

【関連機関との連携・協力体制】

相談	住宅相談	兵庫県建築士会、神戸市消費者協会 等
	専門相談	兵庫県弁護士会、日本FP協会兵庫支部、兵庫県宅地建物取引業協会 等
	専門家派遣	兵庫県建築士会、兵庫県建築設計事務所協会 等
情報提供	住まい物件情報	県、市、都市再生機構、住宅供給公社、兵庫県宅地建物取引業協会
	住まい関連行政情報	行政関連機関、部局
	建築地事務所・建設業者選定支援システム	兵庫県建設労働組合連合会、関西QBC兵庫会、欠陥住宅神戸NET、住宅インスペクター神戸NET
普及啓発	セミナー、イベント、住教育、出前講座、ライブラリー 等	兵庫県建築士会、住宅金融支援機構、兵庫県建築設計監理協会、警察本部 等
関連事業	耐震診断・改修補助等の受付	神戸市すまいの耐震ネットワーク
	マンション管理組合ネットワークの活動支援	神戸市マンション管理組合ネットワーク

4. 活用制度

- 地域住宅交付金（提案事業）
- …センター運営費

高齢者向け住まいに関する相談・情報提供

1. 概要

高齢者向け住宅・施設について、住宅部局の持つ高齢者向け住宅情報と福祉部局の持つ福祉施設情報を一元化し、すまいるネットの相談窓口及びHP（神戸・すまいるナビ）等で情報提供を行っているほか、高齢者の住み替えを中心に高齢者や家族の立場から様々な相談に応じている。

2. 高齢者向け住宅・施設に関する情報提供

【情報提供の主な内容】

- ① 高齢者向け住宅・施設の選び方
- ② 住宅・施設を選ぶ際の注意点
- ③ 条件にあう高齢者向け住宅・施設の説明
- ④ 地図情報（HP）



【高齢者向けパンフレット】

3. 高齢者の住み替え相談

高齢者の住み替えを中心に、高齢者や家族の立場から様々な相談に応じている。※個別の住宅や施設の斡旋は行っていない。

【相談日時】

10時～17時（水曜日定休）

【相談方法等】

来所又は電話（予約不要。無料）

実績・評価

【実績】平成18年度

- 来訪者数：80人／日
- 相談件数：19件／日
（うち高齢者住み替え相談：1～2件／日）

【評価】

平成12年10月の開設以降、相談件数はおおむね1日当たり20件前後で推移するとともに、相談員の対応能力も高度化している。また、高齢者向け住宅・施設に関する情報提供・相談についても、福祉部局の情報と一元化して提供し、利用者の利便性を高めている。

ただし、すまいるネットの市民の認知度は必ずしも高くなく、今後もPRに努める必要がある。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	都市計画総局 住宅政策課
関連部局	保健福祉局 高齢福祉課 介護保険課 市民参画推進局 消費生活課 （神戸市生活情報センター） 神戸市教育委員会事務局 指導課

【連携のポイント】

高齢者の住み替え相談については、平成17年2月のサービス開始時に、各種制度、住み替え先を選ぶ際の留意点など一元化した情報についての研修（相談員養成講座）を高齡福祉課、介護保険課と合同で実施した。

また、相談業務においては、神戸市生活情報センターと相談内容の情報交換（連絡カードの活用）を行うとともに、学校現場での普及啓発として教育委員会事務局や専門家が参画している「住教育ワーキンググループ」を設置し、授業内容の企画等を行っている。

問い合わせ先 & 関連HP

【問い合わせ先】

- 神戸市すまいるの安心支援センター
078-222-0186

【関連HP】

- すまいるネットHP
<http://www.smilenet.kobe-jk.or.jp/>



「職・住」一体の定住支援

その他

島根県（人口 73万人）

概要

島根県への人口定住の促進を目的として平成4年に設立した（財）ふるさと島根定住財団」における総合的な定住促進事業の一環として、産業体験者等Uターン者の宿泊施設の用に供するため、県内の空家を活用しようとする市町村・NPO等に対し、修繕費用の一部を助成している。

また、Uターン者等に対し、低廉な家賃で、設備の整った賃貸住宅を供給するため、市町村の基本計画に基づき賃貸住宅の建設を行う事業者等に対して、その事業費の一定割合を補助しているほか、Uターン希望者を対象とした住宅情報提供事業を実施し、定住のための住まい探しをサポートしている。

背景

島根県の人口は昭和60年をピークに減少に転じ、高齢化率も全国一の水準となっているなど、過疎化や空洞化が著しく進展している。

このような状況を踏まえ、平成4年9月に県及び国等の出資により、定住を促進する事業を総合的に推進する機関として「（財）ふるさと島根定住財団」を設立。県内における定住人口の増加に向け、活力と魅力ある地域づくりや若年者の就職支援、県外からのUターンの促進等を図っている。

（財）ふるさと島根定住財団

概要

島根県における定住人口の増加に寄与することを目的とし、地域活性化等を担う団体の活動支援、島根県へのUターン者の支援、定住情報の提供・定住相談等の定住支援、就職活動支援に係る活動を総合的に実施している。

【事業概要】

- ①地域活性化を担う団体支援
 - ・地域づくり実践支援事業
 - ・地域づくり等担い手育成事業
 - ・しまね田舎ツーリズム推進事業
- ②Uターン支援
 - ・産業体験者助成事業
 - ・産業体験受入先助成事業
 - ・親子連れ産業体験促進事業
 - ・産業体験者家賃助成事業
 - ・しまね暮らし体験事業
 - ・空き家活用助成事業
 - ・島根暮らしUターン支援事業
- ③就職支援
 - ・若いしまね人のための産業体験事業
 - ・若年者雇用対策事業
 - ・雇用推進団体等支援事業
 - ・県外からの希望者に対する無料職業紹介事業

空き家活用助成事業

1. 概要

市町村、公的団体又はNPO法人が、個人の所有する空家を一定期間無償で借り受け、又は買い上げる等して建物を修繕し、産業体験者などUターン者の宿泊施設として活用していく場合に、その修繕費の一部について財団から助成を行っている。

2. 補助対象経費及び補助金の額

【補助対象経費】

- ①土台、柱、壁、屋根等の修繕等に要する経費
- ②風呂、台所、便所等の修繕等に要する経費
- ③電気、ガス、上下水道等の整備に要する経費
- ④その他居住のために必要不可欠な整備に要する経費

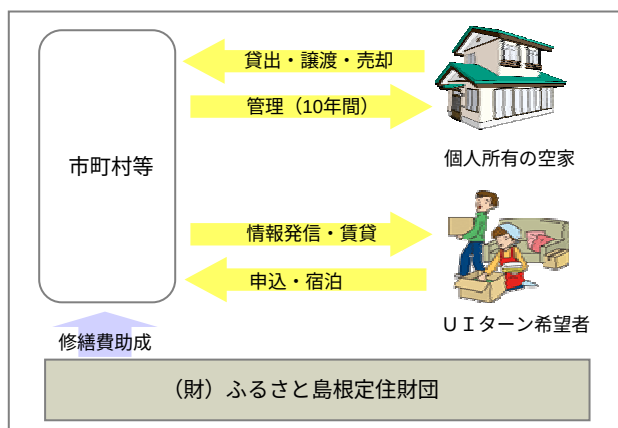
【補助金の額】

対象経費の1/2以内で、1,500千円を上限として補助（離島にあっては、2,000千円を上限）

3. 事業期間

補助を受けた建物については、最低10年間、Uターン者への貸出を義務づけ。

※修繕した空家の使用（Uターン者への貸し出し）を10年以内に終了する場合には、補助金の全部又は一部を返還。



【Uターン住まい支援事業のスキーム】

定住促進賃貸住宅建設事業

1. 概要

UIターン者や就職・結婚等の機会に親から独立する若者等を対象として地域定住を促進するため、市町村の住宅供給に関する基本計画に基づき、市町村、民間事業者又は住宅供給公社等が建設する賃貸住宅について、県が補助を行っている。



【定住促進賃貸住宅】

2. 補助率等

住宅建設にかかる経費の1/5

※補助限度額一戸当たり250万円（隠岐郡は300万円）

3. 住宅の管理

民間事業者等のリスクを軽減し、入居者の安定的な確保を図るため、建設された賃貸住宅は原則として市町村が一定期間借り上げることとしている。

4. 活用制度

なし ※市町村等への補助は県単独事業として実施

UIターン希望者向け住宅情報提供事業

概要

UIターン希望者のための住宅情報提供ポータルサイトとして「ゆーあいしまね」を開設。県内の空き家情報の提供を行っているほか、建築・不動産関係団体と連携して「しまねUIターン住宅相談員制度」を創設し、住まい探し等に関する無料相談を実施している。



【ゆーあいしまねTOPページ】

実績・評価

【実績】（平成18年度末までの累計）

- 空き家活用助成事業：14市町村、4団体 計105戸
- 定住促進賃貸住宅建設事業：12市町村、234戸
- UIターン希望者向け住宅情報提供事業：相談件数74件、定住件数10件

【評価】

平成18年度から、地域振興部局による「無料職業紹介事業」及び住宅部局による「UIターン希望者向け住宅情報提供事業」が創設され、これら相互の連携体制によりUIターン希望者の最も大きな不安要素である「職」と「住」の一体的なサポートが可能となった。この連携体制は、UIターン希望者の移住に係る労力と心理的負担を軽減し、定住へつなげるための基盤として欠くことのできないものとなっている。

また、従来、それぞれの部局で実施していた空き家活用助成事業による住宅や定住促進賃貸住宅においても、UIターン希望者向け住宅情報提供事業の中で総合的に物件情報提供を行うことによる入居促進等、波及的な効果が期待されている。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	地域振興部 地域政策課 土木部 建築住宅課
関連部局	（財）ふるさと島根定住財団 （財）島根県建築住宅センター

【連携のポイント】

「職」と「住」の担当部局が異なるため、ちょっとした連絡不足から連携の乱れが生じやすい。連携の乱れはUIターン希望者の不安に直結するため、相互の意思疎通を図る場を積極的に設けるよう努めている。

問い合わせ先＆関連HP

【問い合わせ先】

- 地域振興部 地域政策課 0852-22-5083
- 土木部 建築住宅課 0852-22-5226

【関連HP】

- ふるさと島根定住財団HP <http://www.teiju.or.jp/>
- ゆーあいしまねHP <http://ui-shimane.jp/>

III. 制度紹介

地域住宅交付金

対 象

都道府県、市区町村

制度概要

地方公共団体が作成した地域住宅計画に基づく事業の実施に要する経費に充当するため、事業費の概ね45%を交付。

交付金を交付する期間は、交付金の交付が開始される年度から概ね5年以内。

対象となる事業

交付対象事業は、地域住宅計画に基づき実施される以下の事業等。

1) 基幹事業

公営住宅・地域優良賃貸住宅の整備、既存公営住宅の改善、不良住宅地区の改良、密集住宅市街地の整備、関連公共施設の整備等。

2) 提案事業

地方公共団体の提案による地域の住宅政策の実施に必要な事業等

【例】

<耐震関係>

民間木造住宅の耐震改修工事の一部助成、民間住宅の耐震建替に対する一部助成、ブロック塀の耐震改修助成、地域材を使った耐震工法の普及、耐震化に関する相談の実施、耐震改修セミナーの実施

<高齢者・バリアフリー関係>

公営住宅に併設する福祉施設の整備、民間住宅のバリアフリーリフォームへの一部助成、バリアフリーに係る講習会の実施、高齢者の安定居住のための住宅相談

<子育て支援関係>

子育てに配慮した民間マンションの建設に対する一部助成、公営住宅の建替えと併せた保育所の整備

<定住促進関係>

UJIターン者を対象とした住宅の整備、過疎地域における民間住宅の建設に対する一部助成

<中心市街地活性化関係>

都心部におけるファミリー向民間分譲住宅の建設に対する一部助成、町屋を再生したモデル住宅の整備

<木造住宅関係>

地域材を活用した民間木造住宅の建設に対する一部助成、木造住宅振興のための説明会等の開催、中山間地型復興住宅（雪に強く景観と調和した低コスト木造住宅）のモデル住宅建設

<克雪関係>

屋根融雪装置の設置に対する一部助成、民間克雪住宅の整備に対する一部助成

<環境・省エネ関係>

民間住宅への太陽光発電装置の設置費用の一部助成、屋上緑化の工事費に対する一部助成、飛散性アスベストが露出している民間住宅に対する対策工事費の助成

<住情報・相談窓口関係>

公共賃貸住宅の情報を提供するシステムの整備、リフォームについての住宅相談

<景観関係>

優れた景観形成のための民間住宅の赤瓦屋根や石垣等に対する工事費助成

<防犯関係>

民間住宅の防犯対策改良工事の一部助成

<家賃助成>

優良な民間賃貸住宅に入居する者に対する家賃助成、一時的に住宅に困窮する者に対する家賃助成、コミュニティビジネス支援のための家賃助成

<利子補給>

子育て世帯向けの利子補給、地域材を利用した木造住宅の建設促進のための利子補給、既存マンションの建替え等に係る利子補給

<移転費・借上げ費>

団地の統廃合に伴う移転費助成、出産のために必要となる住宅の借上げ、コミュニティ広場の借地

<住宅整備>

過疎地域における医師向け住宅の整備、教員用住宅の建設に対する助成、新規就労者のための住宅等の整備、二地域居住に対する助成

<住環境整備>

老朽化した建築物の除却

<施設整備>

NPOの活動拠点施設の整備、津波避難施設の設置

<施設改修>

公益的施設の耐震改修、工場のアスベスト除去、橋梁の修景改修

<設備・部材等>

木造住宅の注材の支給、家庭用生ごみコンポストの設置、住宅地における案内板等の整備、街なか居住推進のためのモール整備、温泉付住宅開発のための温泉掘削等

<イベントの実施等>

住まいに関するイベントの実施、外国人のためのビデオ等の作成等、除雪ボランティアの育成等

<公営住宅関係>

地上はデジタル対応に伴う電波障害防除設備、入居者管理のためのデータベースの開発等、公営住宅の除却

<公営住宅の機能向上>

居住性や安全性の向上、防犯性の向上、集会所の改善等

<高齢者等対策>

高齢者等の一時居住施設の整備、高齢者向け優良賃貸住宅の機能向上、高齢者巡回バスの試験運行・購入、居住支援団体による入居支援

<他の補助事業等との組み合わせ>

がけ地近接等危険住宅移転事業との組み合わせ、介護保険との組み合わせ※他の補助事業等の裏負担は対象とならない。

問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅総合整備課 03-5253-8111（内線39334）

活用事例

岩手県：P8、P30 横浜市：P12、P72 福岡県：P18 佐賀県：P20 北海道：P22
秋田県：P24 墨田区：P26 大阪市：P38 鳥取県：P42 茨城県：P48 白山市：P50
北九州市：P54 神奈川県：P58 浜松市：P75 羽後町：P78 飛騨市：P80
神戸市：P82

まちづくり交付金

対 象

市区町村

制度概要

市区町村が作成した都市再生整備計画に基づく事業の実施に要する経費に充当するため、事業費の概ね4割を交付。

交付金を交付する期間は、交付金の交付が開始される年度から概ね3年～5年。

対象となる事業

交付対象事業は、都市再生整備計画に基づき実施される以下の事業等。

1) 基幹事業

道路、公園、河川、下水道、土地区画整理事業、公営住宅等整備等の公共事業

2) 提案事業

市区町村の提案に基づく事業（各種調査や社会実験等）

問い合わせ先等

国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課 03-5253-8111（内線32563）

まちづくり交付金情報システム（まち交ネット） <http://www.machikou-net.org/>

地域介護・福祉空間整備交付金、地域介護・福祉空間推進交付金

対 象

市区町村

制度概要

日常生活圏域を単位として、今後３年以内（単年度でも可）に実施する基盤整備等事業を明らかにした面的整備計画に基づき実施する事業に対して、一定の算定基準に基づき交付金を交付。

１．地域介護・福祉空間整備交付金

地域密着型サービス、介護予防拠点など市町村内の日常生活圏域で利用されるサービス拠点を整備するために交付金を交付。

交付対象：次の施設等の面的整備に要する経費

小規模多機能型居宅介護拠点、小規模の養護老人ホーム、小規模の老人保健施設、小規模のケアハウス（特定施設）、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービスセンター、夜間対応型訪問介護ステーション、介護予防拠点、地域包括支援センター、生活支援ハウス

２．地域介護・福祉空間推進交付金

地域密着型サービス等の導入のため特に必要と認められる場合に、設備やシステムに要する経費を助成するために交付金を交付。

交付対象：次の事業に必要な設備の整備又は事業運営に要する経費

夜間対応型訪問介護の実施のために必要な事業、高齢者と障害者や子供との共生型サービスを行う事業、「高齢者活力創造」地域再生プロジェクトの推進のための地域における包括的なサービスを推進する事業、その他高齢者が居宅において自立した生活を営むことができるよう支援する事業

問い合わせ先

厚生労働省老健局計画課 ０３－５２５３－１１１１（内線３９２９）

活用事例

北九州市：P54

地域支援事業

対 象

市区町村

制度概要

介護保険者の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する市町村の事業について、その費用の一部を国が交付。

①対象となる事業

1) 介護予防事業

ア) 介護予防特定高齢者施策

- ・介護予防事業の対象となる特定高齢者に対する事業
(特定高齢者把握事業、通所型介護予防事業、訪問型介護予防事業、介護予防特定高齢者施策評価事業)

イ) 介護予防一般高齢者施策

- ・各市町村における全ての第1号被保険者を対象とする事業
(介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、介護予防一般高齢者施策評価事業)

2) 包括的支援事業

- ア) 介護予防ケアマネジメント業務
- イ) 総合相談支援業務
- ウ) 権利擁護業務
- エ) 包括的・継続的マネジメント業務

3) 任意事業

介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業 等

②交付額

介護予防事業：事業に要する費用の25%に相当する額
その他の事業：事業に要する費用の約40%に相当する額

問い合わせ先

厚生労働省老健局介護保険課／老人保健課／振興課／計画課

03-5253-1111 (内線2260／3949／3937／3929)

活用事例

秋田県：P24

次世代育成支援対策施設整備交付金（ハード交付金）

対 象

都道府県、市区町村

制度概要

次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県、市町村行動計画に位置付けられた各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する事業の実施に必要な施設整備について、交付金を交付。

①対象となる施設

1) 都道府県、政令指定都市、中核市

児童相談所、一時保護施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童擁護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、へき地保育所、子育て支援のための拠点施設、婦人相談所、婦人保護施設

2) 市区町村（政令指定都市、中核市を除く）

保育所、子育て支援のための拠点施設 等

②交付額

都道府県、市区町村が策定する整備計画全体について、1／2を限度に交付金を交付

問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課 03－5253－1111（内線7824）

活用事例

秋田県：P24

次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）

対 象

市区町村

制度概要

次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に位置付けられた各種の子育て支援事業などの次世代育成支援対策に関する事業の実施に必要な経費について、交付金を交付。

①対象となる事業

1) 特定事業

- ・ つどいの広場事業
- ・ 子育て短期支援事業
- ・ 乳幼児健康支援一時預かり事業
- ・ ファミリー・サポート・センター事業
- ・ 延長保育促進事業
- ・ 育児支援家庭訪問事業

2) その他の事業

市区町村において地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援サービスの提供を行うための事業

②交付額

「子ども・子育て応援プラン」に基づく重点事業を中心に、市町村が策定した事業計画を総合的に評価を行った上で交付額を決定。

問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室

03-5253-1111（内線7950）

活用事例

北海道、根室市：P22

児童厚生施設等整備事業

対 象

都道府県、政令指定都市、市区町村、社会福祉法人等

制度概要

地方公共団体及び社会福祉法人等が行う児童厚生施設等（児童館、児童センター、放課後児童クラブ室）の施設整備（創設、改築、拡張、大規模修繕）に対し、整備費等の一部を補助。

①補助対象

- 1) 都道府県が設置する大型児童館の施設整備
- 2) 政令指定都市が設置するB型児童館、小型児童館、児童センターの施設整備
- 3) 市区町村が設置するB型児童館、小型児童館、児童センターの施設整備に対し、都道府県が行う補助
- 4) 社会福祉法人及び民法34条法人が設置するB型児童館、小型児童館、児童センターの施設整備に対し、都道府県又は政令指定都市が行う補助
- 5) 政令指定都市が設置する放課後児童クラブ室の創設のための施設整備
- 6) 市区町村が設置する放課後児童クラブ室の創設のための施設整備に対し、都道府県が行う補助
- 7) その他厚生労働大臣が特に必要と認める児童厚生施設等の施設整備

②補助率

補助基本額の1／3以内 等

問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課 03-5253-1111（内線7907）

活用事例

秋田県：P24

放課後児童健全育成事業

対 象

市区町村、社会福祉法人等

制度概要

共働き家庭など留守家庭におけるおおむね10歳未満の児童に対し、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る取組に対し、運営費の一部を補助。

①補助対象

原則として、児童数が10人以上、かつ、年間250日以上開設している放課後児童クラブの運営費

②補助率

1／3

問い合わせ先

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課 03-5253-1111（内線7909）

活用事例

秋田県：P24

総合設計制度

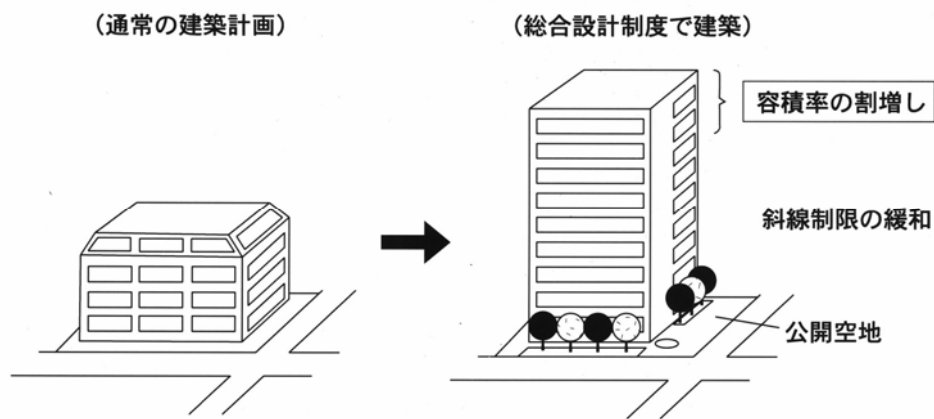
対 象

特定行政庁

制度概要

500㎡以上の敷地で敷地内に一定割合以上の空地を有する建築物について、敷地内に歩行者が日常自由に通行又は利用できる空地（公開空地）を設けるなどにより、市街地の環境の整備改善に資すると認められる場合に、特定行政庁の許可により、容積率制限や斜線制限、絶対高さ制限を緩和。

【制度のイメージ】



問い合わせ先

国土交通省住宅局市街地建築課 03-5253-8111（内線39634）

活用事例

大阪市：P38

総合流域防災事業

対 象

都道府県、市区町村

制度概要

流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等のハード対策と災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対して補助（ハード対策：1／2等、ソフト対策：1／3）を実施。

対象となる事業

	水害対策	土砂災害対策
ハード	河川改修 堤防の質的強化対策 洪水氾濫域減災対策	砂防設備・ 地すべり防止施設・ 急傾斜地崩壊防止施設の整備 等
ソフト	情報基盤整備、砂防基礎調査 浸水想定区域図・ハザードマップ調査等	

問い合わせ先

国土交通省河川局河川計画課 03-5253-8111（内線35373）

活用事例

新潟市：P62

IV. お役立ち情報リンク

住生活関連お役立ち情報サイト

■住まいの情報発信局

<http://www.sumai-info.jp/>

住宅関連情報を総合的に発信しているポータルサイト。住まいに関する国の施策や地方公共団体の独自施策等を紹介している。

■まち交ネット

<http://www.machikou-net.org/>

まちづくり交付金の制度概要、地方公共団体における活用事例等を紹介している。

■地域住宅計画推進協議会

<http://www4.fctv.ne.jp/~hope/>

地域住宅交付金等を活用した地方公共団体の事例等を紹介している。

■住宅市街地整備推進協議会

<http://www.jushikyo.jp/>

住宅市街地の整備に関連する国の事業の制度概要、活用事例等を紹介している。

■住まい・まちづくり活動データベース

<http://www.dihc.jp/>

実践的な住まい・まちづくり活動を行っている団体の概要、活動事例やこれらの団体に対する支援事業の概要等を紹介。

■高齢者住宅財団

<http://www.koujuuzai.or.jp/>

高齢者の住まいに関する各種制度の概要、高齢者専用賃貸住宅の物件情報等を紹介。

■建築環境・省エネルギー機構

<http://www.ibec.or.jp/>

「CASBEE」（建築物総合環境性能評価システム）の概要等を紹介している。

■環境共生住宅推進協議会

<http://www.kkj.or.jp/#>

環境に配慮した住まいづくりに関する地方公共団体の支援制度等を紹介している。

■住宅防火対策推進協議会

<http://www.jubo.go.jp/>

住宅用火災警報器をはじめとした住宅防火対策機器の設置方法や地域毎の機器取扱店等の情報を紹介している。

■国土交通省（UJIターン・二地域居住）

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/orikumi/uji/index.html>

UJIターンや二地域居住の推進に取り組む各地の事例や支援制度を紹介している。

■空家住宅情報

<http://www.hope-web.jp/akiya/asp/index.asp>

空家等の情報提供を行っている全国各地の取り組みを紹介している。

住生活安定向上施策連携マニュアル

平成19年6月

住生活安定向上施策推進会議

〔 内閣府、警察庁、消防庁、厚生労働省、林野庁、
経済産業省、資源エネルギー庁、環境省、国土交通省 〕

事務局 国土交通省住宅局住宅政策課

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL：03（5253）8504

FAX：03（5253）1627
